

名古屋学院大学の現状と課題
— 自己点検・評価報告書 —
2024 年度
(2025 年度大学評価申請用)

名古屋学院大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育・学習	29
第5章 学生の受け入れ	49
第6章 教員・教員組織	57
第7章 学生支援	68
第8章 教育研究等環境	81
第9章 社会連携・社会貢献	91
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	103
第2節 財務	112
終章	115

序章

名古屋学院大学（以下、本学）は、1887年にメソジスト・プロテstant派教会宣教師フレデリック・C・クライン博士が創設した名古屋英和学校を母体とし、1964年に経済学部経済学科の単科大学として開学した。本学は、開学以降、建学の精神である「敬神愛人」の下、時代に応じた教育研究体制及びキャンパスの整備を進めてきた。現在では、9学部2研究科体制、約6,000人の学生を擁するに至っている。

本学は、「名古屋学院大学学則」、「名古屋学院大学大学院学則」、「名古屋学院大学通信制大学院学則」において、教育研究水準の向上を図り、本学・本大学院の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施し、その結果を公表することを規定している。これを基礎として、2018年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審し、同協会の定める大学基準に適合していると認定され、学生支援や社会連携・社会貢献に関する取組が長所として取り上げられた。一方で、本学の諸活動に対して是正勧告1項目、改善課題5項目の提言が付されたことより、本学が大学としてふさわしい水準を保ち続けるため、内部質保証を統括・推進する組織である「教学改革推進会議」を中心として改善に向け取り組んできた。特に、改善課題が付された「基準2 内部質保証」及び「基準4 教育課程・学習成果」（学習成果の可視化）に関しては、内部質保証体制の再構築と、教学マネジメントの起点である学位授与方針（以下、ディプロマ・ポリシー）の把握及び評価方法の再設定が必要であることから、その重要性に鑑みて、教学改革推進会議がより深く改善案の策定に関与した。

本学は、認証評価結果の受領後約3年半にわたり改善策を検討し、「基準2 内部質保証」における内部質保証体制の不備に関する指摘については、以下4点の見直しを行った。

- ・自己点検・評価の項目に新たに教員人事に関する評価項目を設け、各学部・学科及び研究科・専攻において毎年度、自己点検・評価を実施する
- ・「名古屋学院大学自己点検・評価規程」に定める全学点検評価委員会を廃止し、それまで規程上に記載されていた役割を教学改革推進会議へ移管する
- ・IR委員会を、教学改革推進会議の下に置くとともに、教学に限定したIRを行う委員会へ改正する
- ・教員組織や教育研究組織の編制方針の策定を検討するとともに、その適切性の評価を行う体制を整理する

また、「基準4 教育課程・学習成果」における、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果を適切に把握・評価する方法については、各学部・学科では、教育内容を踏まえた上で「学習成果評価表」及び「卒業研究梗概」を、卒業論文が必修ではない学部については、履修モデルとラーニングポートフォリオを用いることとし、各研究科・専攻では、「名古屋学院大学大学院修了（見込）生学習成果調査」（学位授与方針に示す学習成果に関する自己評価）を指標に用いることとした。そして、その他提言についても改善に向け取り組んだ結果、2023年3月に『「教学改革推進会議」を中心として、本協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うために、大学全体で計画的に取り組んでいることが認められる。』、「提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているといえる。」との講評を受領した。

本学は、内部質保証に関する体制や運用方法の見直しなど、認証評価における指摘事項の改善はもちろんのこと、教育研究組織や学生支援のあり方などについても、毎年度実施する

自己点検・評価の結果を踏まえ教学改革推進会議を中心として充実及び強化を図ってきた。このように、諸活動における点検から改善に至る一連の取組は、教育・研究をとおして成果を社会に還元していく大学を目指す本学にとって欠かすことのできないものである。この自己点検・評価に関する取組に加えて、2022年度に、高等教育政策の中で示されている2040年に大学が求められる役割と、2039年に創立75周年を迎える本学が果たす役割を見据えた2030年をゴールとする「学校法人名古屋学院大学第Ⅱ期中長期計画」を策定している。この中長期計画の中では、「多様な社会的要請に応えられる高次の教育・研究を実施する」をビジョンとして掲げ、このビジョンに基づいたアクションプラン、年次計画、評価の指標を設定し、更なる教育・研究の充実を図っている。

本書では、本学の諸活動について自己点検・評価を実施し、本学の長所や更に発展させていくべき取組のほか、本学が抱える課題などを明示している。本書をもって本学の現状を再認識するとともに、本学の建学の精神である「敬神愛人」を踏まえ、諸活動の質的向上に努めていく。

大学概況

- (1) 大学設置年 1964（昭和 39）年
- (2) 所在地 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1 番 25 号
愛知県名古屋市熱田区大宝二丁目 4 番 45 号
愛知県名古屋市熱田区大宝三丁目 1 番 17 号
愛知県瀬戸市上品野町 1350
- (3) 理念・目的 本大学は、学校教育法、及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。
本大学院は学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。
本通信制大学院は、学校教育法および教育基本法および名古屋学院大学大学院学則の定めるところにより、本学大学院の通学の課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、既に社会で活躍する人材を主な対象として、より高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、社会の発展に寄与することを目的とする。
- (4) 学部・研究科等 経済学部、現代社会学部、商学部、経営学部、法学部、外国語学部、国際文化学部、スポーツ健康学部、リハビリテーション学部
経済経営研究科、外国語学研究科、通信制大学院外国語学研究科
- (5) 収容定員 1,400 人（学士課程）
32 人（修士課程、博士前期課程 通学制）
6 人（博士後期課程 通学制）
40 人（博士前期課程 通信制）
3 人（博士後期課程 通信制）

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	名古屋学院大学規程集
寄附行為又は定款	https://www.ngu.jp/media/kifukou20240401.pdf 学校法人名古屋学院大学寄附行為
学則、大学院学則	https://www.ngu.jp/media/gakusoku2023_husoku79-2.pdf 名古屋学院大学学則 https://www.ngu.jp/media/graduate_school_rules_2024.pdf 名古屋学院大学大学院学則 https://www.ngu.jp/media/graduate_onlineschool_rules_2024.pdf 名古屋学院大学通信制大学院学則
履修要項・シラバス	https://www2.ngu.ac.jp/kyoumu/HPdw/rydownload/rylist.htm 履修要項（学部） 大学院履修要項、大学院履修要項（通信制） https://www.ngu.jp/faculty/syllabus/ シラバス
備考：	

大学の理念・目的[＊]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学学則 第1条	https://www.ngu.jp/media/gakusoku2023_husoku79-2.pdf
名古屋学院大学大学院学則 第1条	https://www.ngu.jp/media/graduate_school_rules_2024.pdf
名古屋学院大学通信制大学院学則 第1条	https://www.ngu.jp/media/graduate_onlineschool_rules_2024.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[＊]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
経済学部経済学科	名古屋学院大学学則 第3条の2	・ https://www.ngu.jp/outline/info_rmatation/ （情報公開）
現代社会学部現代社会学科		・ https://www.d-pam.com/ngu/2412727/index.html?tm=1#target/page_no=1 （大学案内）
商学部商学科		・名古屋学院大学要覧（抜粋）
商学部経営情報学科		・ https://www2.ngu.ac.jp/kyoumu/HPdw/ryyoukou/COMMON/28%E7%94%9F.pdf （履修要項）
経営学部データ経営学科		
法学部法学科		
外国語学部英米語学科		
国際文化学部国際文化学科		
国際文化学部国際協力学科		
スポーツ健康学部スポーツ健康学科		
スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科		
リハビリテーション学部理学療法学科		
経済経営研究科経済学専攻修士課程	名古屋学院大学大学院学則 第4条第2項	・ https://www.ngu.jp/outline/info_rmatation/ （情報公開）
経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程		・ https://www.ngu.jp/media/2025ngugs.pdf （大学院案内）
経済経営研究科経営政策専攻博士後期課程		・名古屋学院大学要覧（抜粋）
外国語学研究科英語学専攻		・大学院履修要項
外国語学研究科国際文化協力専攻	名古屋学院大学通信制大学院学則 第3条第3項及び第4項	・大学院履修要項（通信制）
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻博士前期課程		
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻博士後期課程		
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人名古屋学院大学第I期中長期計画	https://www.ngu.jp/media/dailki.pdf
学校法人名古屋学院大学第II期中長期計画	https://www.ngu.jp/media/dai2ki.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

名古屋学院大学の建学の精神は、「敬神愛人」である。建学の精神は、学校法人名古屋学院の前身である名古屋英和学校を創設した、アメリカのメソジスト・プロテstant派教会宣教師フレデリック・C・クライン博士によって掲げられたものである。1964年に名古屋学院大学が設立された際に改めてこの建学の精神が確認され、現在に継承されている。「神を敬い、人を愛する」という「敬神愛人」は、謙虚に学び、他者を尊重して、人類の平和と福祉を希求する精神を意味する。本学は、建学の精神の下に全教職員・学生が集い、自らが及ばないものには畏敬の念を払い、他者や社会、人類・世界のために奉仕することを是とする人材を養成し、彼らの生涯を通じた人格形成を促す土台を構築することを目指している。

本学は、建学の精神の下、大学、大学院及び通信制大学院の目的を次のとおり定めている。また、この目的に沿って、各学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的を定めている(基本情報一覧「基本資料」)。

図表 1-1 大学、大学院、通信制大学院の目的

大学の目的	本大学は、学校教育法、及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。
大学院の目的	本大学院は学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。
通信制大学院の目的	本通信制大学院は、学校教育法及び教育基本法及び名古屋学院大学大学院学則の定めるところにより、本学大学院の通学の課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、既に社会で活躍する人材を主な対象として、より高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、社会の発展に寄与することを目的とする。

本学は、大学、大学院、通信制大学院の目的を「名古屋学院大学学則」、「名古屋学院大学大学院学則」、「名古屋学院大学通信制大学院学則」それぞれの第1条に定めている。この目的に沿って、各学部・学科及び研究科・専攻ごとに教育研究上の目的を「名古屋学院大学学則」第3条の2、「名古屋学院大学大学院学則」第4条第2項、「名古屋学院大学通信制大学院学則」第3条第3項及び第4項に定めている。そして、これら建学の精神及び教育研究上の目的を、ホームページ上をはじめ、大学案内、大学院案内に明示し社会に向けて公表している。大学の教職員及び学生に向けては、大学要覧、履修要項に掲載し周知している(基本

情報一覧「大学の理念・目的」、「学部・研究科等における教育研究上の目的」)。

本学の礎となっている建学の精神の実現のため、学生に向けては、大学としての学位授与方針（以下、ディプロマ・ポリシー）において「謙虚に学び、他者を理解・尊重して、よりよい人間関係を築くことができる」と示し、各学部・学科の教育課程に1年次必修の「キリスト教概説1・2」をはじめとするキリスト教関連科目を配置している。また、本学の宗教行事を司るキリスト教センター主催でのチャペルアワー、朝の礼拝の実施や、キリスト教の礼拝形式による入学式・卒業式を執り行い、教職員に向けては、各種会議の開始・終了時において聖書朗誦、祈祷、黙祷を実施している。さらには、社会に向けて、宗教講演会、クリスマス礼拝、NGUチャペルコンサート等の様々な行事の開催や、キリスト教への興味を深める季刊誌「麥粒」の発行などにより建学の精神やキリスト教精神を周知している。このほか、「敬神愛人」が果たしてきた豊かな使命と多様な展開を明らかにするため、名古屋学院の創立に関わったフレデリック・C・クライン、社会運動家U.G.モルфи、神学部長を務めた内村鑑三、大学初代学長福田敬太郎の4名に関する書籍である『「敬神愛人」をめぐる系譜と群像－「建学の精神」の源泉をたずねて－』を出版している。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学は、2014年度に大学創立50周年を迎えることを契機として、建学の精神である敬神愛人の下更に発展し続けるために、また、本学の使命を果たし続け、社会の要請に応えていくために、新たな時代の本学像を表す「学校法人名古屋学院大学中長期計画－Look Forward 2014-2023－」（以下、第Ⅰ期中長期計画）を策定した。第Ⅰ期中長期計画では、本学のミッション（使命）を『「敬神愛人」の精神を尊重し、高い志と豊かな国際感覚を備えた、社会の発展に貢献する人材を育成する』と定義し、ミッションに基づいた主要な課題として「入学者確保」、「在学生の教育」、「ブランド力」、「2キャンパス体制」を設定した。そして、それら課題を踏まえたビジョン（総合ビジョン、教育ビジョン、研究ビジョン、社会貢献ビジョン）と具体的な取組を定めたアクションプランを策定した。2018年度には、第Ⅰ期中長期計画の4年間の実績と成果に基づき、残る6年間を1期3年×2期とする「中期アクションプラン」を策定し、第Ⅰ期中長期計画を踏まえた重点課題や、向き合うべき新たな課題に対して具体的な目標計画及び行動計画を設定した上で、着実に実行してきた。しかし一方で、高等教育政策の進展や18歳人口の減少、新型コロナウィルス感染症による影響などにより、大学を取り巻く環境は大きくかつ急速な変化が生じている。また、第Ⅰ期中長期計画では、「名古屋と瀬戸に所在する2キャンパスの性格づけや大学全体の将来像を明確にし、効率的・効果的な施設整備を進めること」を主要な課題として設定していたが、この課題について具体的な方向性を示す必要性が生じており、これらを背景として、理事会において、中長期計画そのものを再設定する必要性を確認し、2021年2月より「第Ⅱ期中長期計画検討委

員会」を設置の上、同委員会で中長期計画の再設定に係る検討を開始した。そして、2022年4月に、様々な変化に適応するための、2030年をゴールとする新たな中長期計画「学校法人名古屋学院大学第Ⅱ期中長期計画」（以下、第Ⅱ期中長期計画）を策定し、高等教育政策の中で示されている2040年に大学が求められる役割と、2039年に創立75周年を迎える本学が果たす役割を見据えて、本学のミッションを次のとおり再定義した。

本学のミッション

「敬神愛人」の精神に基づき、多様性を尊重する豊かな心と高い志を持った人材を育成し、未来の社会の創出に貢献する。

また、第Ⅱ期中長期計画では、2020年4月に改正された私立学校法を踏まえ、ビジョンを次のとおり定め、「教育・研究」、「大学運営」、「施設・設備」の3つの視点から、俯瞰的、大局的な観点で厳選した新たな課題を設定している（基本情報一覧「中・長期計画等」）。

本学のビジョン

- (1) 多様な社会的要請に応えられる高次の教育・研究を実施する。
 - ・学生に成長実感を持たせる教育の確立とそれを支える学術研究の充実
- (2) 外部環境が激しく変化する中にあっても強固な大学運営を可能とする基盤を持つ。
 - ・入学者数の安定確保と健全な財務基盤の確立
- (3) 総合大学として魅力のある安心・安全なキャンパスを整備する。
 - ・2キャンパス体制の再編と、教育・研究の名古屋キャンパスへの集約

本学は、ビジョンを実現するために、①「学生の様々な自己実現を後押しする教育を展開する」、②「地域社会の知の集積拠点として、地域貢献活動や産官学連携を推進する」、③「入学者を安定的に確保する」、④「持続可能な運営（組織、人事、財務）体制を確立する」、⑤「教育・研究を名古屋キャンパスに集約する」の5つの目標を掲げ、これら目標を達成するための11項目のアクションプラン設定している。また、第Ⅱ期中長期計画の実行性を高めるため運用期間を2030年までの9年間とし、前半5年を前期計画、後半4年を後期計画として位置づけ、それぞれ前期アクションプラン、後期アクションプランを策定するとともに、第Ⅱ期中長期計画専用の予算枠を設けて毎年度の予算編成を行っている。

第Ⅱ期中長期計画の具体的な運用方法については、11項目のアクションプランに基づき「具体的な取組」、「担当部署等」、「年次計画」を設定した上で、可能な限り定量的な指標で進捗状況を把握する「評価の指標」を設定している。「担当部署等」に記載されている学部・学科や事務局組織は、年次計画に記載した取組について自己点検・評価を実施し、実施状況及び問題点を記述した「進捗状況表」によって毎年度9月に中間報告、3月に年度末報告を行うものとしており、その状況については理事会及び評議員会で確認を行っている。「進捗状況表」については、毎年度の取組を蓄積・一覧化して学内インターネット上に掲示しており、担当部署等に限らず他部署等からも閲覧を可能としている。また、担当部署等は、年度末にその時点での目標（評価の指標）達成に向けたA～C評価による「自己評価」を行い、C評価及び状況に問題ありと判断されたB評価の取組状況・課題については、担当部署等と学長・事務局長によって「支援検討表」を用いて支援策が検討され、理事会が具体的な支援策を決定することとしている。2024年度の取組状況については、全38の取組に対し、A評

価：22（57.9%）、B評価：16（42.1%）、C評価：0となっている（根拠資料1-1～1-3）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、2014年度に大学創立50周年を迎えることを契機として第Ⅰ期中長期計画を策定し、向き合うべき課題に対して具体的な目標計画及び行動計画を設定した上で、着実に実行してきた。また、2022年度には、大学を取り巻く環境が急激かつ大きく変化していることや、第Ⅰ期中長期計画における懸案事項を踏まえ、時代に即応した第Ⅱ期中長期計画を策定している。

第Ⅱ期中長期計画では、アクションプランに基づき「具体的な取組」、「担当部署等」、「年次計画」を設定し、大学の持続的発展に向けた様々な取組を推進している。各取組の評価に当たっては、可能な限り定量的な指標で進捗状況を把握する「評価の指標」を設定しており、目標の達成度を可視化している。また、取組状況については、「進捗状況表」によりポートフォリオ化した上で学内インターネットに掲示し、全教職員が閲覧することができる。そして、担当部署等による毎年度の自己点検・評価を経て、取組状況に問題がある場合や大きな課題が発生している場合については、担当部署等と学長・事務局長によって支援策が検討されるなど、計画の着実な実行に向けた調整を行っている。

このように、本学の第Ⅱ期中長期計画は、全学的な取組として位置づけられるとともに、年次計画の策定及び実行、自己点検・評価の実施、自己点検・評価を踏まえた支援策の策定、支援策に基づく改善取組の実施といった一連の手続きを経て運用することとしており、PDCAサイクルが確立されている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

建学の精神である「敬神愛人」は、創設期より約140年の伝統を引き継ぎ、本学のキリスト教主義教育の根幹として現在も変わらず息づいており、教育・研究・社会貢献活動の堅固な土台となっている。本学は、建学の精神に基づき、学部・学科及び研究科・専攻の目的を学則に定め、教職員や学生に周知するとともに、社会に向けてはホームページ上などで公表している。また、様々な変化に適応するための、2030年をゴールとする第Ⅱ期中長期計画を第Ⅰ期中長期計画の後継として策定・公表し、PDCAサイクルを確立させた上で全学を挙げて推進している。

建学の精神である「敬神愛人」を根幹とする大学づくりの姿勢や、そのための中長期計画は一貫したものとなっている。これに基づき、建学の精神をはじめとした本学の存在意義を更に高めるため、その周知・共有に関する方策を検討の上、教職員・学生が一体となる大学づくりを進めていく。

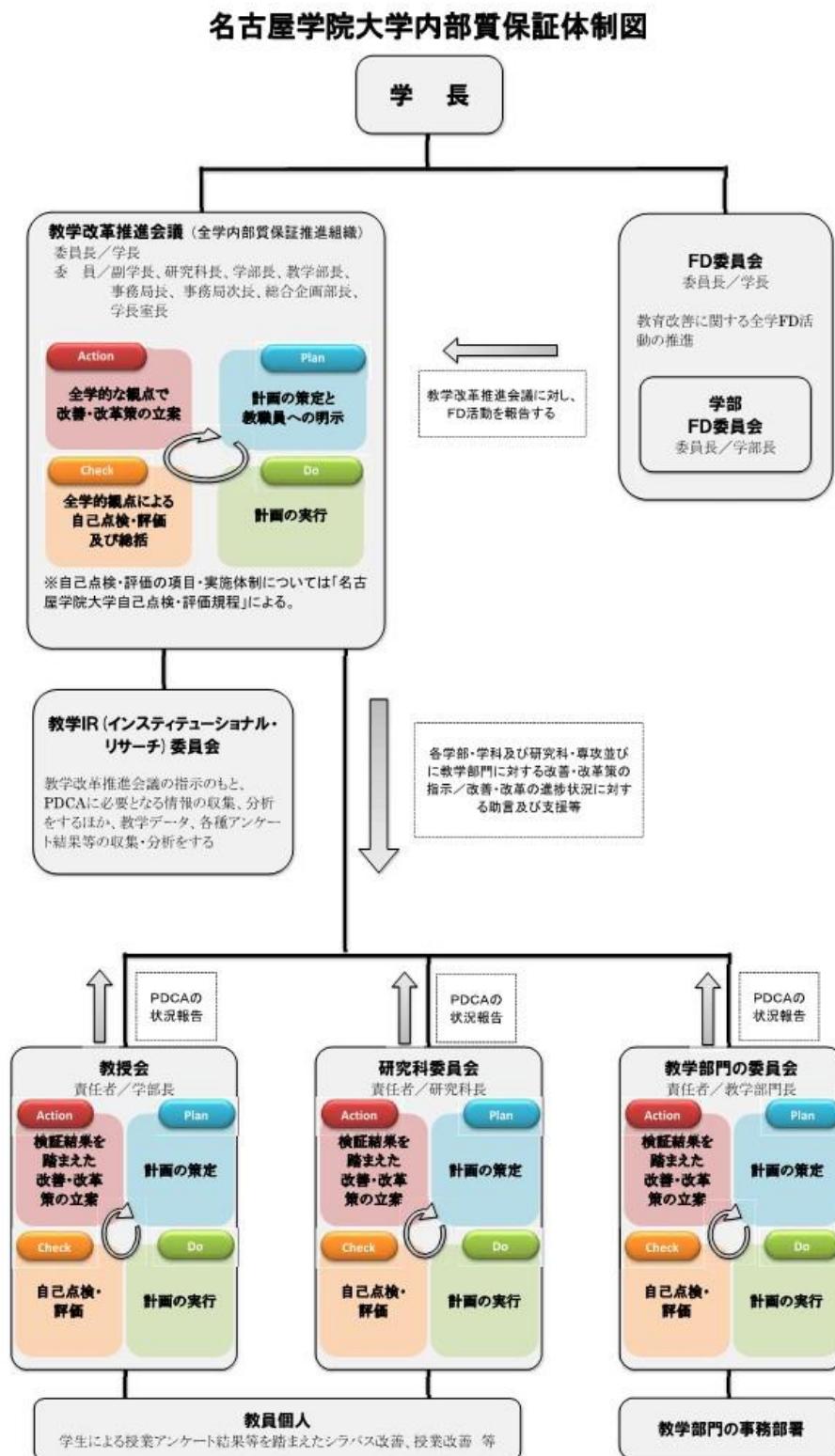
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

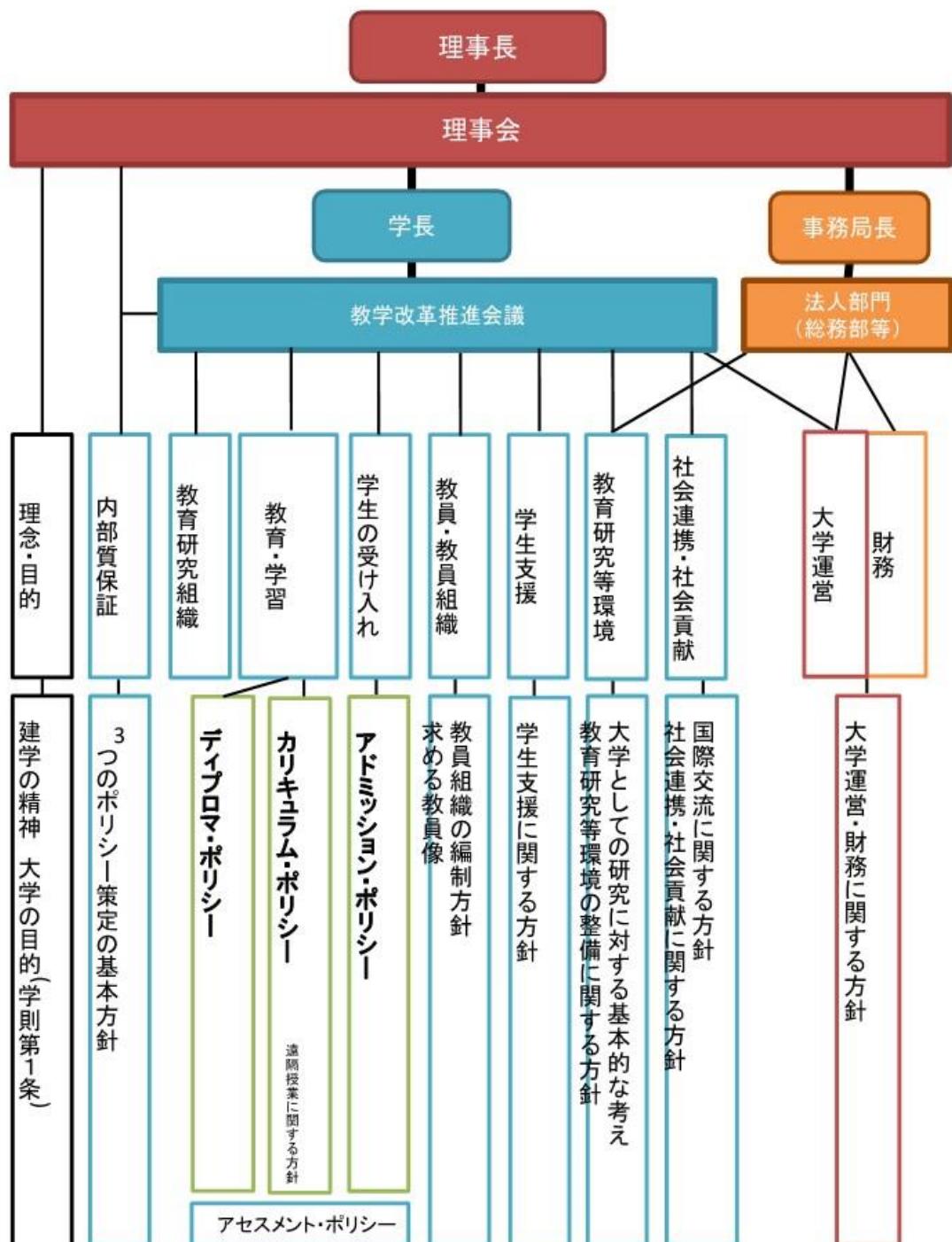
内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学内部質保証の基本方針及び手続	https://www.ngu.jp/outline/evaluation/ 教学改革推進会議規程
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
教学改革推進会議	(1) 内部質保証の基本方針及び手続に関する事項 (2) 学部及び研究科の教育を行うにあたっての全学的な方針等の策定に関する事項 (3) 自己点検・評価の企画、立案及び指示に関する事項 (4) 各組織の自己点検・評価結果に対する総括に関する事項 (5) 自己点検・評価の改善・改革の策定及び計画の推進に関する事項 (6) 各組織が改善・改革を行う際の指示及び支援並びに調整に関する事項 (7) 各組織の改善・改革の進捗状況に対する助言・支援等に関する事項 (8) その他、内部質保証に必要な事項
	教学改革推進会議規程第3条
	名簿（URL・印刷物の名称）
	赤楚治之（委員長 学長）、伊沢俊泰（副学長（連携教育協創担当）兼 社会連携センター長）、児島完二（経済学部長）、古池嘉和（現代社会学部長）、上田幸則（商学部長）、杉浦礼子（経営学部長）、鈴木 隆（法学部長）、今仁生美（外国語学部長）、鹿毛敏夫（国際文化学部長）、斎藤健治（スポーツ健康学部長）、土肥靖明（リハビリテーション学部長）、岡本 純（経済経営研究科長）、黄 名時（外国語学研究科長）、神山美奈子（宗教部長）、濱 満久（教務部長）、山本真嗣（学生部長）、江口 忍（キャリアセンター長）、城 哲哉（入学センター長）、須川精致（国際センター長）、肥田朋子（学術情報センター長）、近藤 泉（総合研究所長）、坂井智明（教職センター長）、山田 隆（事務局長）、高橋公生（事務局次長〔法人〕）、加藤高明（事務局次長〔教学〕兼 学長室長）、前川 勉（総合企画部長）
	教学改革推進会議規程第4条 2024年度構成員
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

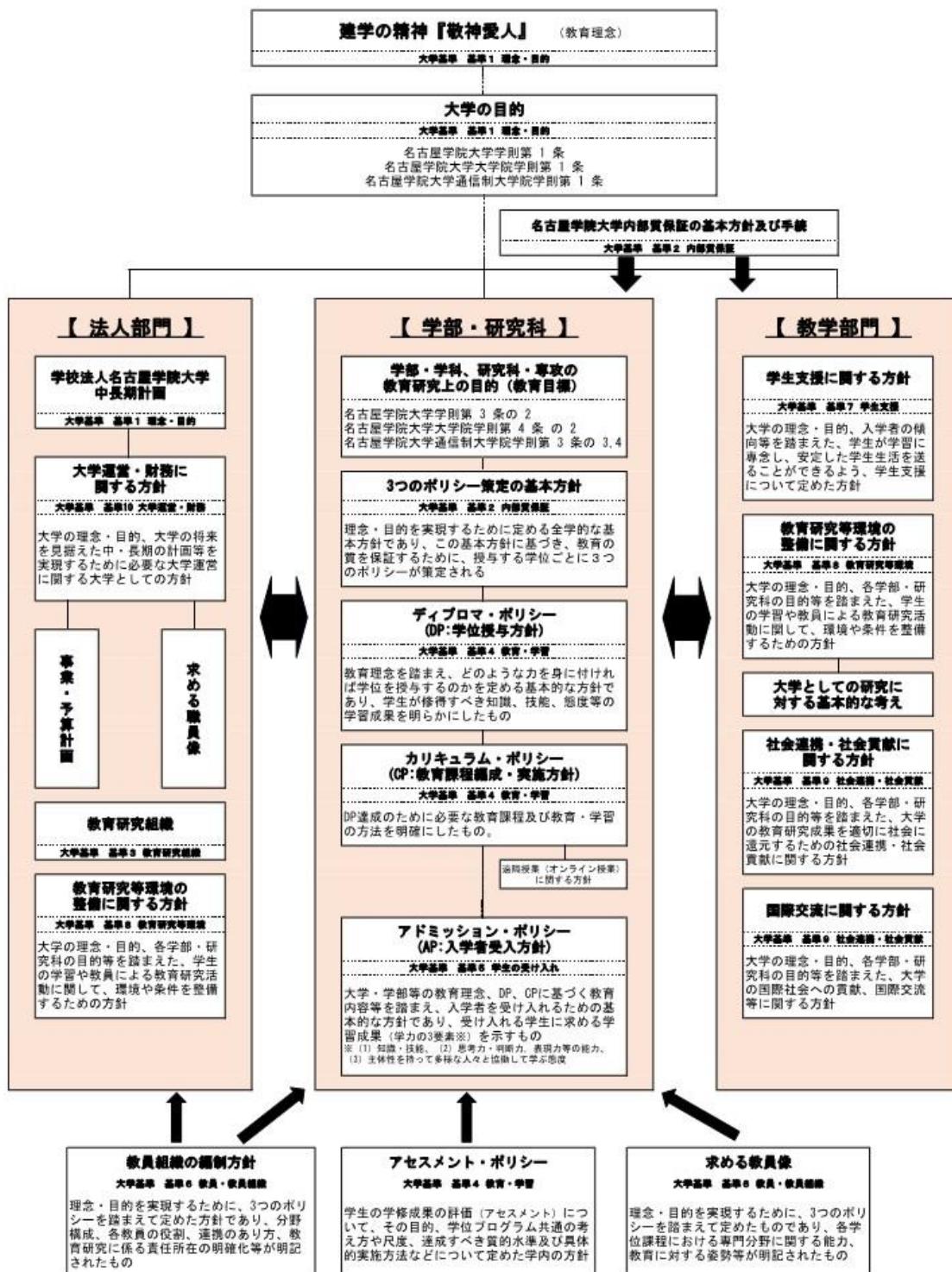
《体制図》



名古屋学院大学 自己点検・評価体制図



名古屋学院大学の「大学の理念」「各種方針」及び「大学基準」の体系図



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.ngu.jp/media/kaizenhoukousyo.pdf
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.ngu.jp/media/kentoukekka.pdf
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

【専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程】教育課程連携協議会[*]

学部・学科・研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第42条の8条、専門職大学設置基準第11条、専門職大学院設置基準第6条の2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.ngu.jp/outline/evaluation/
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準1
教育研究上の基本組織	https://www.ngu.jp/outline/about/organization/ https://www.ngu.jp/outline/about/clerical/
学位授与方針	基準4
教育課程の編成・実施方針	基準4
学生の受け入れ方針	基準5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.ngu.jp/outline/information/data/ https://www.acoffice.jp/nguhp/KgApp
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.ngu.jp/outline/information/data/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.ngu.jp/outline/information/data/ https://www.ngu.jp/career/job/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.ngu.jp/outline/information/ https://www.ngu.jp/faculty/syllabus/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.ngu.jp/outline/information/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.ngu.jp/outline/information/ https://www.ngu.jp/outline/information/data/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	https://www.ngu.jp/campuslife/fees/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.ngu.jp/campuslife/
[※]専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.ngu.jp/outline/information/finance/

備考：その他教育研究活動に関する情報公開 <https://www.ngu.jp/outline/information/>

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項、教育職員免許法施行規則第22条の8

情報公表〔学習成果等〕

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	なし
学位の取得状況	大学ホームページ（卒業者数） https://www.ngu.jp/outline/information/data/
学生の成長実感・満足度	大学ホームページ（卒業時アンケート 質問項目 Q26） https://www.ngu.jp/media/sotugyoujianket2.2023.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	大学ホームページ（進路決定状況） https://www.ngu.jp/career/job/
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	大学ホームページ（退学・除籍者数） https://www.ngu.jp/outline/information/data/
学修時間	大学ホームページ（学生実態調査結果 質問項目 Q13） https://www.ngu.jp/media/studentsurvey2023_ngu.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	大学ホームページ（入試情報） https://www.ngu.jp/admissions/admission/entrance_examination_result/
教員一人あたりの学生数	※大学基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	大学ポートレート https://up-j.shigaku.go.jp/department/category05/00000000454601006.html 大学ホームページ（大学院 よくあるご質問（通学制）） https://www.ngu.jp/graduate/faq/faqsugaku/
FD・SD の実施状況	本学ホームページ（FD 活動への取組） https://www.ngu.jp/education/activity/fd/ 本学ホームページ（2023（令和5）年度事業報告書） https://www.ngu.jp/media/2023jigyouhoukokusyo.pdf
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関するこ	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関するこ	https://www.ngu.jp/career/teaching-courses/
卒業者の教員免許状の取得の状況に関するこ	
卒業者の教員への就職の状況に関するこ	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関するこ	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、内部質保証を統括・推進する組織として「教学改革推進会議」を設置し、同会議体の下、内部質保証のための全学的な方針として、「名古屋学院大学内部質保証の基本方針及び手続」(以下、手続)を策定している。手続では、「内部質保証に関する基本的な考え方」、「組織体制」、「教学改革推進会議の役割」のほか、教学改革推進会議と学部・研究科及び教学部門（宗教部、教務部、学生部、入学センター、キャリアセンター、学術情報センター、総合研究所、国際センター、社会連携センター、教職センター）(以下、各組織)との役割分担や、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上（PDCA）のための指針を明示し、ホームページ上で公表するとともに、学内イントラネット上にも掲示している（基本情報一覧「内部質保証」）。教職員に対しては、手続のほか「教学改革推進会議規程」、「名古屋学院大学自己点検・評価規程」、「名古屋学院大学内部質保証体制図」、「各種方針」、「名古屋学院大学自己点検・評価体制図」についても学内イントラネット上に掲示し周知している。

本学における内部質保証については、各組織が実施する自己点検・評価を出発点としている。各組織が実施した自己点検・評価の結果を教学改革推進会議に報告し、教学改革推進会議は、報告された自己点検・評価結果について全学的な観点で総括を行うとともに、改善・改革の方策を立案し、各組織に指示を行うこととしている。なお、「教学改革推進会議規程」第7条第3項に、「学長の下に点検チームを設置する」ことを規定しており、学長、副学長、教務部長、教学担当事務局次長によって構成される点検チームは、各組織が実施した自己点検・評価を教学改革推進会議に報告するに当たり、詳細な点検を行う責任を担っている（基本情報一覧「内部質保証」）。そして、教学改革推進会議でその内容を確認した後、各組織が、立案された改善・改革の方策を諸活動に落とし込むことによって、内部質保証を推進している。

図表 2-1 手続に示す事項

内部質保証に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋学院大学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の教育研究の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表する。 自己点検・評価に基づき、教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）を構築することにより、教育研究等の質の保証及び向上を推進する。
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、教学改革推進会議を設置する。 教学改革推進会議は、学長を委員長とし、各組織における内部質保証を統括する。 内部質保証体制図（前掲）。
教学改革推進会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の基本方針及び手続の策定 学部及び研究科の教育を行うにあたっての全学的な方針等の策定に関する事項 自己点検・評価の企画、立案及び指示 各組織の自己点検・評価結果の総括及び改善・改革の策定及び計画（PDCA）の推進 各組織が改善・改革を行う際の支援等及び進捗状況に対する助言等 その他必要な事項

●教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関する調整や支援

本学は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会によるガイドラインを踏まえ、2016 年度に大学全体における「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、3 つのポリシー）を策定した。あわせて、大学全体の 3 つのポリシーに基づき、学部においては学科ごとに、研究科においては専攻ごとに 3 つのポリシーを策定した。また、2017 年度より、学長を中心とした全学的な教学マネジメント組織として教学改革推進会議を設置し、内部質保証体制を強化した。しかしながら、前回受審した認証評価（2018 年度）結果において、3 つのポリシーや内部質保証体制について不備が見られるとの指摘を受けたことにより、これらについて再構築を行っている（基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況」）。

この再構築に当たっては、「教学改革推進会議規程」第 3 条の権限と役割の項目において、「各組織が改善・改革を行う際の指示及び支援並びに調整に関する事項」及び「各組織の改善・改革の進捗状況に対する助言・支援等に関する事項」を明記し、3 つのポリシーを修正する際には、教学改革推進会議が中心となるよう体制を整えた。

また、毎年度各学部・学科及び研究科・専攻が実施する自己点検・評価の項目に、「課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方針をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための措置や支援を十分に行っていること」や「学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編制しているか」などを設定しており、教学改革推進会議がこれら項目の自

己点検・評価結果を踏まえ、ディプロマ・ポリシーや教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）の見直しと併せて、学習成果の可視化に向けた取組や教育課程の編成（改定）、開設科目等についての調整や支援を行うこととしている。その一例として、2023年12月及び2024年1月開催の教学改革推進会議で、外国語学部英米語学科、国際文化学部国際文化学科のカリキュラム・ポリシー、商学部商学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、スポーツ健康学部スポーツ健康学科の3つのポリシー、各学部・学科の教育課程について、「学部カリキュラム改正の趣旨・目的」、「旧カリキュラムからの主な変更点」、「新カリキュラムの主な特徴、新設科目等」の観点からその適切性を確認している（根拠資料2-1）。

●全学的な自己点検・評価の実施と改善・向上に向けた取組

本学は、「名古屋学院大学自己点検・評価規程」に則り、学部・学科及び研究科・専攻は、公益財団法人大学基準協会が設定する「大学基準」に基づいた点検項目に沿って、教学部門については、「大学基準」を踏まえた上で、「事務分掌規程」に基づいた点検項目に沿って毎年度自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の実施に当たっては、「年度当初に設定した目標に対する実施状況」、「取組実施による具体的効果」、「取組実施ができなかった場合の理由」、「取組後の課題・問題点」、「具体的な改善・方策」、「次年度の具体的な取組・目標」の6項目（教学部門においては7項目）を指定のシートに記入することとし、各組織が所管する委員会でその内容を確認・共有した上で、教学改革推進会議に報告している（根拠資料2-2～2-4）。

教学改革推進会議は、各組織が実施した自己点検・評価の結果について全学的な視点で総括を行っているが、事前に、「教学改革推進会議規程」第7条第3項に基づく点検チームが、各組織から提出された自己点検・評価の結果を点検している。点検チームによる点検において、各組織の自己点検・評価が不十分であると判断された場合は、記述された内容の確認・訂正に加え、必要に応じて自己点検・評価の再実施を求めている。この点検チームによる点検を経て、教学改革推進会議が総括を行い、「特に評価できる事項（長所）」、「次年度特に注力して取り組みたい事項（重点実施項目（最重要項目））」、「改善が必要な事項（重点実施項目（改善項目））」（以下、次年度重点実施項目）を抽出している（根拠資料2-5）。そして、各組織は、次年度重点実施項目を次年度目標に落としこみ、改善に取り組むこととしている。教学改革推進会議による総括や次年度重点実施項目の内容については、各学部教授会や課長会、学内イントラネットによって全教職員に周知し、学外に向けては、ホームページ上で公開している（基本情報一覧「内部質保証」）。

また、教育職員免許法施行規則等や各学校・教科の学習指導要領の記載内容等の法令、一般社団法人全国私立大学教職課程協会の定める教職課程自己点検評価基準等に則り、教職課程を管轄する教職センター委員会の下、自己点検・評価を実施しており、2022年度には、自己点検・評価報告書を教学改革推進会議での審議を経た上で一般社団法人全国私立大学教職課程協会に提出し、同団体から「完了証」の付与を受けている（根拠資料2-6、2-7【ウェブ】）。このほか、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに則り、理学療法士養成施設に関する自己点検・評価を実施の上、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が実施する教育評価認定審査を受審し、本学のリハビリテーション学部理学療法学科につ

いては、リハビリテーション教育に必要な施設基準およびカリキュラムを提供、実施できる養成施設として認定されている。さらに、動物実験に関する自己点検・評価を実施の上、公益社団法人日本実験動物学会が主催する外部検証事業についても受審し、その状況をホームページ上で公表している（根拠資料 2-8、基本情報一覧「情報公表」）。

これらのほか、本学の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」は、2024 年度文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されおり、当プログラムについての自己点検・評価も実施している（根拠資料 2-9【ウェブ】）。

●自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるための取組

本学は、「教学改革推進会議規程」第 7 条第 4 項に、各組織の自己点検・評価の結果について教学改革推進会議が改善・改革の方策を立案する際には、「常任理事会及び監事に報告し、意見を徴するものとする。また、学外の有識者に意見を求めることができる」と規定している。この規定に基づき、常任理事会・監事からの意見聴取に加え、学外有識者として名古屋市熱田区（区役所職員）に本学の自己点検・評価結果への意見を聴取している。聴取した意見とその対応例として、2023 年度自己点検・評価の結果において、常任理事会及び監事から①離籍率の改善、②研究業績のない教員の研究業績の向上等への意見を聴取したことにより、教学改革推進会議は、「2023 年度自己点検・評価報告書に対する常任理事会及び監事からの改善意見への対応案」を設定の上、「教員の業績については、今後全学的に検討していくため、意見交換の場を設定する」などの、対象組織へ支援を行っていくこととしている（根拠資料 2-10、2-11）。

また、教学改革推進会議の下に「教学 IR（インスティテュショナル・リサーチ）委員会」を設置し、各組織が自己点検・評価を実施する際の側面評価として用いる、学生アンケートや企業アンケートを実施している。学生アンケートについては、授業評価アンケート、卒業時アンケート、過年度卒業生アンケート等を実施しており、卒業時アンケートについては「大学での学びを通じてあなたは自分自身が成長したと思いますか」など、学生の成長実感に係る項目を設定している。企業アンケートについては、本学卒業生の採用実績がある企業を中心に紙面でのアンケート調査を実施し、本学卒業生の印象、本学学生に求める能力等の項目を設定しており、これらのアンケート結果については、教学改革推進会議で確認を行っている（根拠資料 2-12、基本情報一覧「情報公表〔学習成果等〕」）。このほか、各組織における個別の取組として、法学部法学科やリハビリテーション学部理学療法学科では、学生と教員との意見交換会や交流会を実施しており、教育内容や施設などについての意見交換を行い、学生の視点による意見を自己点検・評価に反映している（根拠資料 2-13【ウェブ】、2-14【ウェブ】）。

●文部科学省からの指摘事項への対応

2015 年 4 月に設置したスポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科の設置計画履行状況等調査の結果において、完成年度である 2018 年度に「完成年度にもかかわらず専任教員数が認可時の計画から減少している。提示された教員の採用計画を確実に履行するよう努めるとともに、今後、新たに教員の採用及び昇格の選考を行う際には設置計画履行状況等調査における教員審査を受審すること」及び「入学定員未充足の改善に努めること」の指摘事項が

付された。この指摘事項を受け、速やかに准教授1名、講師1名を教職課程再課程に伴う専任教員候補として申請し、また、入学定員の充足に向け、オープンキャンパス案内や専任教員による高校訪問等積極的な広報活動を実施したことに加え、元中学校校長経験者（特任教授）による教職指導の充実や教育委員会との連携強化を図った。しかしながら、同学科の入学定員の充足状況に改善が見られず、2019年度設置計画履行状況等調査の結果においても、前年度に引き続き「入学定員未充足の改善に努めること」の指摘事項が付されたため、これら取組を継続して実施するとともに、常任理事会の下、学部改組検討委員会を設置の上定員見直しの検討を行い、2021年度より入学定員を50名から40名へ変更することとし、2020年度設置計画履行状況等調査において報告した。なお、同報告以後も定員充足に向けた取組を継続的に実施していたが、学生募集状況の改善が思わしくないことから、2023年4月開催の理事会で、2024年度より学生募集を停止することを決定した。

また、2024年4月の経営学部データ経営学科設置時において、「経済学部経済学科の収容定員超過の是正に努めること」、「現代社会学部現代社会学科の収容定員超過の是正に努めること」、「商学部経営情報学科の収容定員超過の是正に努めること」、「法学部法学科の収容定員超過の是正に努めること」、「スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科の収容定員未充足の是正に努めること」の附帯事項が付されている。これらの指摘事項を受け、「2023年度の入学者数が他の年度と比較して多数であったことから、大幅な収容定員の超過が2027年度で解消される見通しであるが、収容定員超過は正のため、各学部・学科において厳格な入学者の受け入れを継続するとともに、この方針を理事会や関係委員会等で共有すること」を2024年度の設置計画履行状況等調査で報告している。

このように本学は、文部科学省からの指摘事項を真摯に受け止め改善に取り組むとともに、設置計画履行状況報告書をはじめとしたその取組状況をホームページ上で公表している（基本情報一覧「情報公表（備考欄）」）。

●認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）からの指摘事項への対応

本学は、前回受審した認証評価結果において、1点の是正勧告、5点の改善課題が付されている。これら指摘を、大学としてふさわしい水準を確保するため、また、理念・目的を果たすため必ず改善すべきものとして重く受け止め、教学改革推進会議を中心として改善に取り組んでいる。

各提言への改善プロセス・体制については、本学の内部質保証体制を踏まえ、教学改革推進会議の下、各組織が改善に向けた方策を検討していくこととし、学部教授会や研究科委員会等での議論・検討等による学内調整を経て、本学の取組として適切かつ大学基準に適合する改善案を策定した。

【是正勧告】

内容（抜粋）	本学の対応
スポーツ健康学部スポーツ健康学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がともに1.27と高い。	学長ほか関係者を委員とする学部改組検討委員会を設置し、2021年度よりスポーツ健康学科の入学定員を10名増加(120名→130名)した。

【改善課題】

内容（抜粋）	本学の対応
内部質保証の推進及び統括を担う組織として「教学改革推進会議」を設置したものの、内部質保証体制には不備が見られる。また、同会議が各学部・研究科等における PDCA サイクルを支援することで、全学的な教学マネジメントを有効に機能させるまでには至っていない。	①自己点検・評価の項目に教員人事に関する評価項目を新設、②「全学点検評価委員会」を廃止し、その役割を「教学改革推進会議」へ移管、③IR 委員会を、教学に限定した IR を行う委員会へ改正、④教員組織や教育研究組織の編制方針の策定とその適切性の評価を行う体制を整理した。あわせて、PDCA サイクルへの支援体制を明記した「教学改革推進会議規程」の改正等を行った。
経済経営研究科経済学専攻修士課程及び外国語学研究科（通信教育課程を含む）各専攻及び課程では、学習成果を明確に示していない。また、経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程及び同博士後期課程では、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していない。	指摘を受けた各研究科・専攻のポリシーの修正を行ったほか、全ての専攻における 3 つのポリシーを再検証し、修正を行った。
いずれの学部・研究科においても、学位授与方針に示している学習成果を十分に測定できているとはいえない。	卒業論文が必修の学部・学科については「卒業研究梗概」及び「学習成果評価表」を、卒業論文が必修ではない学部・学科については、履修モデルとラーニングポートフォリオを指標に用いることとし、研究科・専攻については、「名古屋学院大学大学院修了（見込）生学習成果調査」を指標に用いることとした。
経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程では、学生の受け入れ方針に、求める学生像が明確に示されていない。	求める学生像を明確に示した学生の受け入れ方針へ修正した。
外国語学研究科修士課程では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.21 と低い。	2022 年度より外国語学研究科英語学専攻の入学定員を 7 名から 2 名（収容定員を 14 名から 4 名）に、同研究科国際文化協力専攻の入学定員を 5 名から 2 名（収容定員を 10 名から 4 名）に変更した。

改善案の策定に当たり、特に、改善課題が付された「基準 2 内部質保証」及び「基準 4 教育課程・学習成果」（学習成果の可視化）に関しては、内部質保証体制の再構築と、教学マネジメントの起点であるディプロマ・ポリシーに示す学習成果の把握及び評価方法の再設定が必要であることから、その重要性に鑑みて教学改革推進会議がより深く改善案の策定に関与した。

これら改善に向けた取組を経て、2022年7月に改善報告書を提出し、2023年3月に『「教学改革推進会議」を中心として、本協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うために、大学全体で計画的に取り組んでいることが認められる』、「提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているといえる」との講評を受領し、改善報告書とともに公益財団法人大学基準協会による「改善報告書検討結果」をホームページ上で公表している（基本情報一覧「内部質保証」、「前回の認証評価からの改善状況」）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

本学は、その公共性や社会的責任を果たすため、ホームページ上に「情報公開」ページを設け、学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に基づく教育研究活動に関する情報をはじめ、学則、3つのポリシー、各種アンケート結果等を積極的に公開している（基本情報一覧「情報公表」）。また、本学において毎年度実施する自己点検・評価の結果や公益財団法人大学基準協会による認証評価結果については、「大学評価（認証評価）・内部質保証」ページに、内部質保証体制や各種方針、外部団体が主催する教育課程の検証事業に関する取組とともに公表している（基本情報一覧「情報公表」）。

財務に関する情報については、ホームページ上に「財務状況」ページを設け、前年度の決算及び事業報告の会計監査を経て理事会で承認された財務諸表や次年度予算を公表しているほか、名古屋・瀬戸の両キャンパスで財務状況を閲覧できるようにしており、大学広報誌（コズモラマ）にも掲載している（基本情報一覧「情報公表」、根拠資料2-15【ウェブ】）。

これらの情報公表に加えて、「キリスト教センター」ページでは、本学において教育の根幹をなすキリスト教主義の精神とその取組を掲載し、「大学の歴史」ページでは、本学が歩んできた歴史を紹介している（根拠資料2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】）。また、本学を志願する生徒及び保護者、地域、一般の方に向けてわかりやすく伝えるため、トップページに「NGU FACT 数字で見る名古屋学院大学」を設け、視覚的にわかりやすく本学の状況を示しているほか、「学部の活動」については、視認性の高いデザインで掲載し、詳細な活動を伝えるページに誘導している（根拠資料2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】）。

情報の公開に関しては、広報室が一元的に管理し、正確性及び信頼性を担保するとともに、適切に情報を更新している。ホームページについては、各所管部署が作成したコンテンツを広報室が確認・承認の上公開する手順としている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

前述のとおり、本学は、前回受審した認証評価結果において、以下のとおり内部質保証体制について不備が見られるとの指摘を受けている。

【大学評価（認証評価）結果における提言（改善課題）】

内部質保証の推進及び統括を担う組織として「教学改革推進会議」を設置したものの、同会議が担う内部質保証の範囲に教育研究組織及び教員・教員組織は含まれていないことに加え、同会議と既存の「全学点検評価委員会」やその他の全学的組織との役割分担及び連携プロセスが十分に整理されていないことなど、内部質保証体制には不備が見られる。また、同会議が各学部・研究科等における PDCA サイクルを支援することで、全学的な教学マネジメントを有効に機能させるまでには至っていないため、改善が求められる。

これを受け、内部質保証のあり方について学内で検討を重ね、2021 年 5 月開催の教学改革推進会議で、①自己点検・評価の項目に新たに教員人事に関する評価項目を設け、各学部・学科及び研究科・専攻において毎年度、自己点検・評価を実施すること、②「名古屋学院大学自己点検・評価規程」に定める全学点検評価委員会を廃止し、それまで規程上に記載されていた役割を教学改革推進会議へ移管すること、③IR 委員会を、教学に限定した IR を行う委員会へ改正し、内部質保証に関する体制を整理すること、④教員組織や教育研究組織の編制方針の策定を検討するとともに、その適切性の評価を行う体制を整理することを方針として定めた。これらの方針を踏まえ、2021 年 8 月開催の教学改革推進会議及び IR 委員会で、IR 委員会を教学改革推進会議の下の組織とするため、「IR（インスティテューション・リサーチ）委員会規程」を「教学 IR（インスティテューション・リサーチ）委員会規程」へ変更することを決議した。また、同日開催の全学点検評価委員会において全学点検評価委員会を廃止することや、教学改革推進会議が本学の自己点検・評価活動を統括すること、自己点検・評価項目に教育研究組織や教員組織を盛り込むことなどを定めた「名古屋学院大学自己点検・評価規程」の改正を決議した。2021 年 10 月開催の教学改革推進会議では、これらの決議を踏まえかつ、PDCA サイクルへの支援体制を明記した「教学改革推進会議規程」や内部質保証体制の改正などを決議し、2021 年 10 月開催の大学協議会で「教学改革推進会議規程」、「名古屋学院大学自己点検・評価規程」及び「教学 IR 委員会規程」を改正することを決議した（基本情報一覧「前回の認証評価からの改善状況」）。

本学は、前回受審した認証評価に基づく内部質保証システムに関する諸規程の改正後も、定期的に内部質保証体制の改善・向上に向けた取組を行っており、2022 年度には、教学改革推進会議の権限と役割について、「学部及び研究科の教育を行うにあたっての全学的な方

針等の策定に関する事項」を追加し、学部・学科及び研究科・専攻の3つのポリシー改正や教育課程編成の改正等についても教学改革推進会議で審議する体制を整備し、また、アセスメント・ポリシーや公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」に則った各種方針を制定した（根拠資料2-20、2-21）。2023年度には、第4期認証評価より「大学基準」の一部が変更されることを受け、「名古屋学院大学自己点検・評価規程」における点検評価項目及び『名古屋学院大学の「大学の理念」と「各種方針」の体系図』について見直しを行った（根拠資料2-22）。さらに、2024年度には、より適切な評価（アセスメント）を実施するため、アセスメント・ポリシーに「授業実績状況」及び「卒業後のフォロー調査」を指標として追加した（根拠資料2-23）。

これら内部質保証体制の改善・向上に向けた取組に加え、内部質保証の運用面についての改善・向上に向けた取組も行っている。その一例として、各組織から提出される自己点検・評価の内容が、計画した取組に対する「現状説明」、「評価できる点」、「課題・問題点」についてのつながりが意識されていない、PDCAサイクルが適切に機能していないものがある等の課題が散見されていたため、2023年度の自己点検・評価実施の際には、教学改革推進会議の下、自己点検・評価を記入する所定のシートの見直しや、自己点検・評価の実施スケジュールの見直し等を行っている（根拠資料2-24）。

あわせて、本学は、コロナ禍が収束した2023年度を「実質的点検評価スタート年」として位置づけている。学長のリーダーシップの下、教学改革推進会議や学部長会議をはじめとした各種会議で自己点検・評価（PDCAサイクル）や学部マネジメントの重要性を繰り返し訴え、また、FD・SD研修会では「学部特性を生かした教学マネジメントと学部の魅力発信」をテーマとした講演を行い、全学においてその目標を共有している（根拠資料2-25、2-26）。目標の実現に向けては、教員一人ひとりが教育の改善・向上に向けた意識を高めるための、学部長を中心とした教学マネジメントが重要となる。その一例として、経済学部や現代社会学部では、魅力ある学部づくりのための計画を学部将来構想委員会で検討の上学部内で共有し計画を進めており、国際文化学部国際文化学科では、取組に向けた業務負担が一部の教員に偏らないよう、業務を振り分けた計画を教員間で共有し、実施に当たっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、「名古屋学院大学内部質保証の基本方針及び手続」に基づき、教学改革推進会議の下、内部質保証システムを機能させている。各組織が実施する自己点検・評価の結果については、教学改革推進会議の下設置された点検チームが丁寧に確認した上で、教学改革推進会議が全学的な観点で総括を行い、改善・改革の方策を立案している。そして、各組織は、立案された改善・改革の方策を諸活動に落とし込むことにより、内部質保証を推進させており、PDCAサイクルを確立している。また、自己点検・評価の客観性や妥当性を高めるための取組として、教学IR委員会の下実施される各種アンケート結果を用いることや、常任理事会や監事、学外有識者への意見聴取などを行っている。

前回受審した認証評価結果を受けて、内部質保証システムを再整備し、教学改革推進会議が責任をもって全学の自己点検・評価のPDCAサイクルを運用することによって、教育の質保証を進めている。特に、毎年度実施する自己点検・評価が形式的なもの（改善の連鎖に向

かわなもの)にならないよう、教学改革推進会議において点検チームを設置し、各組織から提出された原案を吟味し、各組織が問題の所在や改善の方策を把握・記述しているかを点検するシステムを構築している。同時に、自己点検・評価の実質的運用の重要さを全学的に浸透させるため、各種会議体や、FD・SD 研修会などにおいて自己点検・評価の重要性を繰り返し訴えており、コロナ禍が収束した 2023 年度を「実質的点検評価スタート年」と位置づけ、学内意識を高めながら質保証の推進を図っている。そして、これらの一連の活動をとおして、全学において自己点検・評価の実質化が大きく前進したと言える。

【問題点】

学習成果の可視化に向けた取組について、各学部・学科及び研究科・専攻において適切な指標を設定しているが、「基本情報一覧」における「各授業科目における到達目標の達成状況」の測定についてはまだ議論が進んでいないため、どのような指標を設定し測定していくかが検討課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するため、教育研究活動等の状況を教学 IR によるエビデンスも加えて毎年度自己点検・評価している。教学改革推進会議は、点検チームによる点検を経た自己点検・評価結果について全学的な観点で総括を行い、改善・改革の方策を立案している。そして、各組織は、立案された改善・改革の方策を諸活動に落とし込んでいる。また、学外の有識者から意見を聴取するなど、自己点検・評価の客観性や妥当性を高めるための取組を行っており、それら意見については直ちに教学改革推進会議内で共有し、本学の内部質保証体制に組み込んでいる。

本学の内部質保証体制をはじめ、自己点検・結果、教育研究活動における諸活動や各種情報については、ホームページ上などでわかりやすさを念頭に置き適切に公表している。

これまでの自己点検・評価体制を基に 2017 年度より構築した内部質保証体制は、前回受審した認証評価結果において、内部質保証体制や教学マネジメントに関しての不備を指摘されたことを受け、教学改革推進会議を中心として改善に取り組んできた。また、これらが改善した以降についても、内部質保証体制や教学マネジメントのあり方に不備がないか常に自己点検・評価を行い、改善・改革を進めており、2024 年度からは、内部質保証システムの有効性を更に改善・向上させるため、教学改革推進会議自体の自己点検・評価を実施している。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、建学の精神の下、大学及び大学院の目的を定めており、その実現のために学部・学科、研究科・専攻、教学組織、研究所、センターを設置している（第2章基本情報一覧「情報公表」（教育研究上の基本組織））。

●学部・学科及び研究科・専攻の設置状況

本学は、1964年に経済学部経済学科の単科大学として開学した。福田敬太郎初代学長は、キリスト教主義による名古屋学院の一貫教育の理想を完成し、中部経済圏のわが国全体における役割の躍進に備えて必要な人材を供給するとともに、人文科学及び自然科学の各分野にわたって整備された総合大学となることを志向した。以降、本学の目的である「学校教育法、及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶すること」に基づき、社会の要請に応じて学部等の整備拡充を行ってきた。現在の学部・学科構成は、経済学部経済学科、現代社会学部現代社会学科、商学部商学科・経営情報学科※、経営学部データ経営学科、法学部法学科、外国語学部英米語学科、国際文化学部国際文化学科・国際協力学科※、スポーツ健康学部スポーツ健康学科・こどもスポーツ教育学科※、リハビリテーション学部理学療法学科の計9学部12学科体制となっている（※は学生募集を停止している学科）。この内、経営学部データ経営学科については、企業が立脚する市場や経営環境におけるグローバリゼーションの進展、また、情報通信技術の目覚ましい発展の下、産業界からデータを活用し意思決定に生かす力を有する人材の養成が求められていることを背景として、商学部経営情報学科を改組の上、2024年度より設置した。

大学院については、社会の要請に応じつつ、大学院の目的である「学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶すること」に基づき、1997年度に経済経営研究科経済学専攻修士課程・経営政策専攻修士課程、外国語学研究科英語学専攻修士課程の設置により開設した。2001年度には、地理的・時間的制約を越えて、学修意欲が旺盛な学生に学びの場を提供することを目的として、通信教育課程外国語学研究科英語学専攻修士課程を設置した。以降も、研究科専攻の整備拡充を行い、現在の構成は、経済経営研究科経済学専攻修士課程、同研究科経営政策専攻修士課程、外国語学研究科英語学専攻修士課程、同研究科国際文化協力専攻修士課程、通信教育課程外国語学研究科英語学専攻修士課程であり、通信教育課程を含み計2研究科5専攻体制となっている（大学基礎データ表1）。

●研究所、センターの設置状況

本学は、教育研究活動を推進するため、総合研究所、キリスト教センター、学術情報センター、社会連携センターを設置している。

総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学に関する研究を推進し、学術文化の進展に寄与することを目的としており、論集や研究年報、研究叢書の編集・発刊や、講演会の実施、教員の研究支援等を行っている。また、専任教員全員が研究所員として、自らの研究活動はもとより、共同研究・プロジェクトにも参加し、その成果を学内外に公開するとともに、教育にも反映させる役割を果たしている（根拠資料 3-1）。

キリスト教センターは、建学の精神である「敬神愛人」及びキリスト教の精神を体現化することを目的としており、宗教講演会をはじめ各種宗教行事を実施するほか、学生の宗教活動の指導、啓発等に関する取組を行っている（根拠資料 3-2）。

学術情報センターは、学術研究及び情報システムの利活用を促進し、教育の向上を図ることを目的としており、図書及び研究・教育に必要な資料・情報等の収集・管理や、研究及び教育の支援などに加え学内ネットワーク等の管理を行っている。また、本学の内部質保証の推進に当たり側面支援を果たす教学 IR に関して、教学に関する情報の収集、管理、分析を行っている。さらに、文部科学省が推進している「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の教育設計から自己点検・評価に至る運用に関して、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム委員会の下、主体的な役割を担っている（根拠資料 3-3、3-4）。

社会連携センターは、本学が有する人的・知的資源を自治体、企業、教育機関、市民等に還元し、地域社会の活性化に貢献するとともに、地域社会との連携を通じて本学の教育・研究の質的向上を図ることを目的としており、地域・自治体・产学連携、公開講座、講演会、ボランティアプログラムの推進等を行うことに加え、文部科学省補助金事業での取組を支援している（根拠資料 3-5）。

このほか、教職課程の全学的な実施組織として、教職センターを名古屋・瀬戸それぞれのキャンパスに設置している。同センターは、本学における教職課程及び教員養成に係る諸業務を組織的に推進することを目的としており、学生が教職に就くための支援として、履修相談や教育実習、介護等体験、教員採用試験対策等の指導及び相談をする場所となっている（根拠資料 3-6）。

本学は、時代のニーズや学生の変化に対応しながら教育研究組織を充実させてきた。これまで行われてきた学部、学科や研究科、専攻の設置については、いずれも社会の要請に応えるものであり、本学の目的である「キリスト教主義に基づき人格を陶冶する」という、社会や地域に貢献できる人材養成に基づくものである。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

学部・学科、研究科・専攻、センター等教育研究組織の適切性については、各教育研究組織が自己点検・評価を実施しており、中長期計画の進捗状況等と合わせて、教育研究組織改編の必要性が認められれば、必要な手続きに則って組織の改編を行うこととしている。

本学において、学部・学科、研究科・専攻、センター等教育研究組織の設置・改廃は理事会の専決事項であるが、基本的には各教育研究組織での自己点検・評価を出発点とし、教学改革推進会議による総括や改善・改革の方策を踏まえ、理事会側との事前協議・調整を十分に行いつつ、大学協議会又は大学院委員会での審議を経て、評議員会の意見聴取の後、理事会が決定するという手順を踏んでいる。

教育研究組織の適切性を評価する材料として、卒業時のアンケート調査や企業向けアンケート結果のほか、自己点検・評価結果に対して常任理事会・監事や学外有識者から聴取する意見が挙げられる。その一例として、2023年度自己点検・評価結果に対して、常任理事会・監事より、①外国語学部に対して離籍率の低減、②総合研究所に対して教員の研究活動促進の支援に関する改善意見があり、教学改革推進会議の下改善案を策定し、外国語学部英米語学科及び総合研究所の次年度活動に落とし込んでいる（根拠資料2-10）。

教育研究組織の改編の例として、国際文化学部国際文化学科では、国際協力学科（2015年度開設）における過年度の志願状況に鑑み2021年度より募集停止とし、国際文化学科の1学部1学科体制となった。それに伴い、新たな学部・学科の体制に合った教育課程の編成とするため、同学科では専攻制を導入することとし、2022年度よりグローバル文化専攻、国際協力・共生専攻、国際日本学専攻の3専攻体制へと改編している（根拠資料3-7）。このほか、2020年度には、教学マネジメントの充実を支援する事務局組織として、「学長室」を設置している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、大学の目的や社会の要請に応え、教育研究組織を整備・拡充してきており、近年では、2024年度に、産業界からデータを活用し意思決定に生かす力を有する人材の養成を求められていることを背景として、社会のニーズに即した経営学部データ経営学科を設置している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神並びに大学及び大学院の目的を実現するため、社会からの要請に応じて学部、学科や研究科、専攻を設置するとともに、各学部・学科及び研究科・専攻の教育・研究を支援するための教学組織、研究所、センターを整備している。

また、本学は、基本的にはそれぞれの教育研究組織による自己点検・評価結果を出発点とし、卒業時のアンケート調査や企業向けアンケートの結果や、常任理事会・監事や学外有識者から聴取する意見などを参考にしながら、必要な手続きに則り組織の改編を行っている。

高等教育政策の進展や18歳人口の減少などにより、現在、大学を取り巻く環境が大きくかつ急速に変化しており、社会からの要請についても今後変化していくことが想定される。本学が持続的に発展していくため、各種アンケート結果を含む様々な調査結果や学内外から聴取する意見について、教学改革推進会議において引き続き参考としていく予定である。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[＊]

学部・研究科等名称	URL
経済学部経済学科	https://www.ngu.jp/economics/fac-policy/
現代社会学部現代社会学科	https://www.ngu.jp/social/fac-policy/
商学部商学科	https://www.ngu.jp/commerce/fac-policy/
商学部経営情報学科	https://www.ngu.jp/commerce/fac-policy/fac-policy-2023/
経営学部データ経営学科	https://www.ngu.jp/management/fac-policy/
法学部法学科	https://www.ngu.jp/law/fac-policy/
外国語学部英米語学科	https://www.ngu.jp/foreign/fac-policy/
国際文化学部国際文化学科	https://www.ngu.jp/intercultural/fac-policy/
国際文化学部国際協力学科	https://www.ngu.jp/intercultural/fac-policy/fac-policy-2019/
スポーツ健康学部スポーツ健康学科	https://www.ngu.jp/sports/fac-policy/
スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科	https://www.ngu.jp/sports/fac-policy/fac-policy-2023/
リハビリテーション学部理学療法学科	https://www.ngu.jp/rehabilitation/fac-policy/
経済経営研究科経済学専攻（修士課程）	https://www.ngu.jp/graduate/economics-course/policy/
経済経営研究科経営政策専攻（博士前期課程）	https://www.ngu.jp/graduate/business-course/master-policy/
経済経営研究科経営政策専攻（博士後期課程）	https://www.ngu.jp/graduate/business-course/doctor-policy/
外国語学研究科英語学専攻（修士課程）	https://www.ngu.jp/graduate/english-course/policy/
外国語学研究科国際文化協力専攻（修士課程）	https://www.ngu.jp/graduate/international-course/policy/
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻（博士前期課程）	https://www.ngu.jp/graduate/foreign-online/master-policy/
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻（博士後期課程）	https://www.ngu.jp/graduate/foreign-online/doctor-policy/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
なし			
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[＊]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	実験、実習または実技の単位数	左記のうち臨地実習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため省略			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間（うち、授業の時間）	規程（条項）	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため省略			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、学年等	履修登録単位の上限値	期間	成績優秀者への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
	単位		○		○
	単位		○		○
備考：前回評価から変更がないため省略					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え方・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
経済学部経済学科 現代社会学部現代社会学科 商学部商学科 商学部経営情報学科、 経営学部データ経営学科 法学部法学科 外国語学部英米語学科 国際文化学部国際文化学科 国際文化学部国際協力学科 スポーツ健康学部スポーツ健康学科	124	60	https://www.ngu.jp/media/gakusoku2023_husoku79-2.pdf (名古屋学院大学学則) 別表 1-1～1-11 (卒業要件単位数) 第19条 (既修得等の認定上限単位数)
スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科	136		
リハビリテーション学部理学療法学科	129		

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了 要件単位数	既修得等(注) の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
経済経営研究科経済学専攻修士課程 経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程 外国語学研究科英語学専攻修士課程	32	15	https://www.ngu.jp/media/graduate_school_rules_2024.pdf (名古屋学院大学大学院学則) 別表1、2 (卒業要件単位数) 第17条 (既修得等の認定上限単位数)
外国語学研究科国際文化協力専攻修士課程	30		https://www.ngu.jp/media/graduate_onlineschool_rules_2024.pdf (名古屋学院大学通信制大学院学則) 別表1 (卒業要件単位数) 第43条 (既修得等の認定上限単位数)
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻 博士前期課程	30	15	https://www.ngu.jp/media/graduate_school_rules_2024.pdf (名古屋学院大学通信制大学院学則) 別表1 (卒業要件単位数) 第17条 (既修得等の認定上限単位数)
経済経営研究科経営政策専攻博士後期課程	20	15	https://www.ngu.jp/media/graduate_onlineschool_rules_2024.pdf (名古屋学院大学通信制大学院学則) 別表1 (卒業要件単位数) 第17条 (既修得等の認定上限単位数)
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻 博士後期課程	16		https://www.ngu.jp/media/graduate_onlineschool_rules_2024.pdf (名古屋学院大学通信制大学院学則) 別表1 (卒業要件単位数) 第43条 (既修得等の認定上限単位数)

備考 :

※関係法令：大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
大学院設置基準第16条及び第17条、
専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条
注：[学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
[専門職大学] 専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
[修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置
(それらを合せた上限値)
[専門職] 専門職大学院設置基準第13条の2、第14条、第21条、第21条の2、第22条、第27条、第27条の2
及び第28条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称

備考 :前回評価から変更がないため省略

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注2）規程・URL

備考：前回評価から変更がないため省略

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
経済学部経済学科	・アセスメント・テスト (PROG) による1年次と3年次時点の比較 ・卒業論文（作成プロセスから可視化する体制を整備中）	経済学科学習成果の評価指標
現代社会学部現代社会学科	・学習成果評価表 ・現代社会フォーラム（3年次生全員による研究報告書の口頭プレゼンテーション）への取組 ・卒業論文梗概集	現代社会学科学習成果の評価指標
商学部商学科	・学習成果評価表 ・「学びの軌跡ノート（ラーニングポートフォリオ）」（冊子）の作成とその内容を踏まえたクラスアドバイザー教員との面談	商学科学習成果の評価指標
商学部経営情報学科	・学習成果評価表 ・「学びの軌跡 NOTE（ラーニングポートフォリオ）」（冊子）の作成とその内容を踏まえたクラスアドバイザー教員との面談	経営情報学科学習成果の評価指標
経営学部データ経営学科	「学びの軌跡 NOTE（ラーニングポートフォリオ）」（冊子）の作成とその内容を踏まえたクラスアドバイザー教員との面談	データ経営学科学習成果の評価指標
法学部法学科	「法学部4年間の学び（ラーニングポートフォリオ）」を活用したディプロマ・ポリシーの達成度評価及びその内容を踏まえたクラスアドバイザー教員との面談	法学科学習成果の評価指標
外国語学部英米語学科	・学習成果評価表 ・TOEICによるアセスメント・テスト ・卒論ルーブリック ・学習ポートフォリオ（2025年度より）	英米語学科学習成果の評価指標
国際文化学部国際文化学科	・学習成果評価表	国際文化学科学習成果の評価指標
国際文化学部国際協力学科	・卒業論文梗概集	国際協力学科学習成果の評価指標
スポーツ健康学部スポーツ健康学科	・学習成果評価表（振り返りシート） ・ラーニングポートフォリオ ・卒業論文梗概及び卒業論文発表会での取組	スポーツ健康学科学習成果の評価指標
スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科	・学習成果評価表 ・卒業論文梗概及び卒業論文発表会での取組	こどもスポーツ教育学科学習成果の評価指標
リハビリテーション学部理学療法学科	・モデル・コア・カリキュラムの提示 ・ディプロマ・ポリシー達成度を確認するルーブリック評価	理学療法学科学習成果の評価指標
大学院各専攻	名古屋学院大学大学院修了（見込）生学習成果調査	大学院各専攻学習成果の評価指標

備考：

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等 名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
各学部学科	2023 年度自己点検・評価（毎年度実施のため、 2023 年度分を添付） 各学部教授会、教務委員会等で実施	2023 年度点検・評価シート（学部学科）、教学 改革推進会議資料（抜粋）
各研究科専攻	2023 年度自己点検・評価（毎年度実施のため、 2023 年度分を添付） 各研究科委員会等で実施	2023 年度点検・評価シート（研究科専攻）・評 価報告書、教学改革推進会議資料（抜粋）
備考：		

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学は、全ての学部・学科及び研究科・専攻で、それぞれの教育研究上の目的を踏まえた3つのポリシーを策定している。学士課程におけるディプロマ・ポリシーについては、学生が修得すべき知識、思考力、態度等授与する学位に基づいた学習成果を、カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果を獲得するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明示している。例えば、スポーツ健康学部スポーツ健康学科のディプロマ・ポリシーでは、獲得できる学習成果を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」に分類し、それぞれにおいて「スポーツ・健康に関する基本的知識を理解し、健康・体力の維持向上に対するスポーツ・身体運動の効果を説明することができる」、「スポーツや健康に関する情報を積極的かつ広範に求める態度を身につけている」などの具体的かつ平易な表現によって複数の能力を示している。カリキュラム・ポリシーでは、教育課程を「教育内容」、「教育方法」、「学習成果の評価」の3つの視点から説明しており、各科目群における目的や配置科目の概要、学習成果の評価方法などを明示している。修士課程・博士課程においては、各研究科・専攻の教育研究上の目的に沿ったディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーでは、教育課程を「教育課程の編成・学修方法」、「学習成果」から説明しており、いずれの専攻においても、高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことができる教育課程を編成している（基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」）。

また、全ての学部・学科及び研究科・専攻において、教育研究の水準を向上させるため、3つのポリシーについての自己点検・評価を実施しており、必要に応じて各ポリシーの修正を行っている。その一例として、リハビリテーション学部理学療法学科では、理学療法士に求められる資質が社会状況とともに変化していることを踏まえ、2020年度に、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果が授与する学位によりふさわしくなるよう、改定している（根拠資料4-1）。

そして、3つのポリシーについては、入学時オリエンテーション等で説明を行うほか履修要項で学生・院生に周知しており、社会に対してはホームページ上や大学要覧等で公表している（根拠資料4-2～4-4、基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」、第1章基本情報一覧「学部・研究科等における教育研究上の目的」）。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学は、前述のとおり学部・学科及び研究科・専攻それぞれでカリキュラム・ポリシーを策定しており、大学全体のポリシーに沿って、学士課程においては教育課程を「教育内容」、「教育方法」、「学修成果の評価」の3つの視点から説明し、研究科・専攻においては「教育課程の編成・学修方法」、「学修成果」から説明している。そして、各学部・学科及び研究科・専攻は、カリキュラム・ポリシーに基づいて適切に授業科目を開設している。

（学士課程）

●授与する学位と整合し専門分野の学問体系にも適った授業科目の開講

各学部・学科は、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果を獲得させ、カリキュラム・ポリシーに示す方針を具現化するための教育課程を編成している。各学部・学科の教育課程については、大学教育の基礎的科目や高大接続としての役割を担う科目からなる「NGU教養スタンダード科目群」と「専門科目群」によって構成しており、学生に、自らの学修内容を把握させることを目的として、学修内容の順次制及び科目間の関連性を図示したカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを導入するとともに、希望する進路に応じて体系的かつ系統的な学修ができるよう、履修モデルを履修要項に明示している。

例えば、経済学部経済学科は、NGU教養スタンダード科目群と専門科目群の「学科基幹科目」、「学科展開科目」、「学科関連科目」によって教育課程を構成している。学生は、「学科基幹科目」に配置されている必修科目の「ミクロ経済学入門」及び「マクロ経済学入門」の学修を踏まえて、「学科基幹科目」に配置されている他の科目、「学科展開科目」及び「学科関連科目」に配置されている科目の学修を行っていくこととしている。同学科では、経済学の基礎的科目から専門性の高い科目までを満遍なく配置していることに加え、「学科展開科目群」に「経済理論と情報」、「応用経済と経済政策」、「各国経済と歴史」、「法制度と公共政策」の4つの領域を設定することにより、政治学や法学など経済社会が包含する様々な学びに関する科目についても配置している。そして、学生の学修が体系的かつ系統的なものとなるよう、在学中の学修とキャリアの関連を意識付けさせるため「グローバル人材」、「ファイナンス」、「DX人材」、「公共政策」の4つの教育トラックを設定している。教育トラックには、想定されるキャリアを定め、必要な知識・スキルとそれらを獲得するための授業科目を明示しており、履修モデルの側面を併せ持っている（根拠資料4-5）。

●各授業科目の位置づけ、到達目標の明確化と学習の順次制に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化

本学は、NGU 教養スタンダード科目群については、ほぼ全ての科目を 1 年次配当としており、大学教育の基礎的科目として「キリスト教概説 1・2」、「基礎セミナー」、「情報処理リテラシー」、「日本語表現」、「基礎英語 1・2」、「英会話 1・2」を必修科目としている（なお、学部の専門性を考慮し、一部の学部・学科については「基礎英語 1・2」、「英会話 1・2」を NGU 教養スタンダード科目から除外している）。特に、「キリスト教概説 1・2」、「基礎セミナー」を初年次教育における重要な科目として位置づけており、これら科目ではキリスト教主義教育について理解を深めること、大学で学ぶことの意義について理解すること、大学で学ぶためのスキルを修得することなどを目的としている。

専門科目群については、学部教育の基盤となる科目を 1 年次配当とし、2 年次より順次専門的な内容を学修できるよう設計している。例えば、経済学部経済学科については、「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」、「統計学入門」、「経済史入門」、「日本経済入門」などの科目を経済学の基礎的かつ基幹的科目として位置づけ、特に「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」については、経済学の中心となる学問として 1 年次の必修科目としている。これら科目の学修を前提として、2 年次より学科展開科目及び学科関連科目に配置されている科目を順次履修していくものとしている（根拠資料 4-5）。

なお、2022 年 10 月に改正された大学設置基準に則り、各学部・学科での教育課程における「主要授業科目」を確認し、シラバス上で公表することを全学的な方針として決定している（根拠資料 4-6）。

学生は、これら各教育課程に展開されている授業科目の履修に当たり、シラバスを熟読した上で科目の履修登録を行うこととしている。各科目のシラバスでは、学習到達目標を明記しており、本学独自のポータルサイトである CCS（キャンパスコミュニケーションサービス）上で公開している（第 1 章基本情報一覧「基本資料」）。CCS には、選択式アンケートに学生が答え、リアルタイムに集計する機能（クリッカー）や、授業の感想を収集する機能（Minute Paper）などの様々な修学支援機能や学生支援機能を搭載しており、授業の理解度を測る小テスト機能を組み合わせた双方向授業の展開により、学生の理解を促進させている。さらに、全ての学生の科目履修・成績の状況、授業出欠席の状況、レポートをはじめとした提出物の状況、就職活動実績、学生の指導や評価を含めたコミュニケーションに関する記録、留学の記録、取得資格等の情報を集積しており、学生個々人の学びの過程を蓄積している（根拠資料 4-7【ウェブ】）。これら学生の情報については、学生への指導・助言に加えて、演習科目履修希望者の選考、SA の選抜、履修科目的クラス分け、求人情報の提供等に利用している。

●学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定

本学は、セメスター制を採用しており、各科目 90 分、15 週にわたって授業を行っている（通年科目、夏季・春季休暇中に行われる集中講義、リハビリテーション学部理学療法学科における 8 週で授業が完結するハーフセメスター科目は除く）。各科目の単位数については、大学設置基準第 21 条に基づき、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義科目的単位数を 2 単位、実技・実習科目的単位数を 1 単位として設定している。また、通年にわたって開講する科目的単位数を 4 単位として設定し、特に、演習科目については、卒業論文（卒業研

究）の作成に必要な学修等を考慮した単位数を設定している。

卒業要件単位数については、学部・学科の特性に応じて、NGU教養スタンダード科目群と専門科目群それぞれの必要単位数を設定した上で、スポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科では136単位以上、理学療法学科では129単位以上、その他の学部・学科では124単位以上を修得することとして設定している（基本情報一覧「卒業・修了要件の設定及び明示」）。

（修士課程・博士課程）

各研究科・専攻は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各研究科・専攻の専門性に沿って体系的に教育課程を編成している。例えば、経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程では、経営戦略、マーケティング、財務管理等、経営に必要な知識とスキルを養成するため、これらに関する科目を配置している。博士後期課程では、博士前期課程での学修を踏まえ、自立的な研究能力と豊かな学識を身につけるための教育課程を編成しており、その中で、博士前期・後期課程5年間における研究の集大成である研究指導科目を配置している。

各研究科・専攻は体系的な学修ができるよう、履修モデルを院生に明示しており、経済経営研究科経済学専攻、経営政策専攻、外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）では、学部卒業生だけではなく、働きつつ学び研究しようという意欲ある社会人を念頭に置いた教育課程編成を行っている（根拠資料4-3）。

修士課程・博士課程も学士課程と同様に、セメスター制を採用している。各セメスターの授業を2単位として、通年にわたって開講する授業を4単位として設定している。また、修士論文及び博士論文の審査に合格しつつ、修了試験に合格することを前提として、研究科・専攻ごとに修了要件単位数を設定している（基本情報一覧「卒業・修了要件の設定及び明示」）。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

各学部・学科及び研究科・専攻は、学生・院生が課程修了時に求められる学習成果の達成

のため、また、学生・院生の学修を活性化し効果的に教育を行うため、アクティブ・ラーニングの実施や企業等と連携した授業の開講、ディスカッション形式による授業の展開などを行い、そのための指導や支援を積極的に行っている。

(学士課程)

●教育研究上の目的やカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに応じた授業の実施
各学部・学科は、教育研究上の目的やカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに応じた教育を行うため、また、学生が学修を意欲的かつ効果的に進められるようにするための、様々な取組を行っており、その一例として経済学部経済学科、外国語学部英米語学科及びリハビリテーション学部理学療法学科の取組を次のとおり取り上げる。

【経済学科】

経済学科は、教育目標を「経済の理論と実際を学び、社会で起きている様々な現象を読み解く力を涵養し、地域社会やビジネスに貢献できる国際感覚豊かな経済人の育成」と定めており、カリキュラム・ポリシーに基づき、経済学の基礎理論から応用までを体系的かつ系統的に学ぶ教育課程を編成している。

同学科は、学生が経済学の知識・スキルを確実に身につけるため、また、学修を意欲的かつ効果的に進められるようにするための取組として、企業連携演習（Business Innovator Producing Program 以下、BIP プログラム）によるアクティブ・ラーニング、名古屋証券取引所などの企業連携講座、現場見学を含む企業研究などを積極的に展開している。とりわけ、BIP プログラムは経済学科を代表する取組であり、経済学の知識の土台の上に、実際に企業が抱えている課題の提供を受け、その解決策の考案に取り組むという 3 年間（6 セメスター）一貫のプログラムとして、実践を通じて論理的思考力、情報収集力、資料作成力、データ分析力、プレゼンテーション能力、対人力を養うことを目的としている（根拠資料 4-8【ウェブ】）。また、ディプロマ・ポリシーに示す知識や思考力、主体性などをより深く、強く身につけさせるため、BIP プログラムをはじめとして、外部連携授業や留学の促進、EdTech など 7 つの取組を第Ⅱ期中長期計画に落とし込んだ上で、「魅力的な就職内定者 25 名」を KPI に設定し、2022 年度からの 5 カ年計画として進行させている（根拠資料 1-3）。

【英米語学科】

英米語学科は、教育目標を「英米語の実践的なコミュニケーション能力を習得し、その言語が使用されている地域の文化、社会や世界情勢などを学ぶことにより、広い教養を身につけた国際化に対応できる人材の育成」と定めており、カリキュラム・ポリシーに基づき、豊かな人間力に実践的英語力とキャリア形成を結びつけるための教育課程を編成している。

同学科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、少人数制による英語教育を行い、自分の考えを的確に表現できる高度な英語コミュニケーション能力の養成に取り組んでいる。あわせて、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、社会についての理解を深め、主体性や協働性を養うため、1 年次必修科目「基礎セミナー」において、大学の学びに必要なアカデミックスキルや社会で求められるソーシャルスキルを修得しつつ、企業が提起する実務上の課題に取り組む「企業連携プログラム」を展開している。2 年次以降については、1 年次に身につけたスキルを発展させるための科目として、企業の現場視察や課題解決に挑む「国際ビジネス演習」、「観光ビジネス演習」科目を配置している（根拠資料 4-9）。また、学生の TOEFL・TOEIC

得点を上昇させることを第Ⅱ期中長期計画に盛り込み、授業内容の改善・改革や、TOEFL の得点向上に向けた教育イベントの実施、TOEFL・TOEIC の受験料補助の実施等を行っている。とりわけ TOEIC については、2024 年度より、1~3 年生の受験料を全額補助することとし、受験者数が大きく増加したため、各学生における成績の経年比較が可能となっている（根拠資料 1-3）。

【理学療法学科】

理学療法学科は、「高い倫理観を根底に持ち、人の尊厳を考えて、医療・保健・福祉の分野で活躍できる専門的職業人として理学療法士の養成」を教育目標に定めており、カリキュラム・ポリシーに基づき、医療・保健・福祉の分野に関する専門知識に加え、他の医療専門職との協働に必要な幅広い医学知識や患者の心に寄り添い回復（復帰）への意欲を引き出す対話力などを学び身につけられる教育課程を編成している。

同学科は、理学療法士国家試験を照準におきながらも、理学療法士への社会的要請に基づき、問題発見・問題解決型思考、相手を思いやる想像力、現場での創意工夫を実現できる能力を養うため、10 人前後の少人数教育を実施するとともに、学生 1 人に 2 名の複数担任制をとり、進捗状況を確認しながら指導を行っている。さらに上下級生の学びの場（ピア・サポート・コミュニティ）や、卒業生による「スキルアップ講習会」など、正課外での学びの企画を提供している（根拠資料 4-10【ウェブ】）。

また、効果的な人間関係の作り方やプロジェクトの推進方法など、現代の医療人に不可欠な能力を体験的に身につけさせるため、地域と連携した学びを実践している。その一例として、「地域リハビリテーション実習」科目では、近隣の商業施設で健康運動教室及び健康習慣イベント等を実施し、収集したデータに基づき健康や生活習慣についてアドバイスを行い、地域の健康維持・増進につなげている。あわせて、学内での講義、実習と学外の病院実習を効果的に連動させ、専門知識を実践に生かせる能力をもった学生を養成するための授業改善を行っており、これらの取組については第Ⅱ期中長期計画に落とし込み、5 力年計画として進行させている（根拠資料 1-3）。

これら各学部・学科における取組に加え、価値観が多様化する現代において、物事を多面的かつ複眼的に見通す能力を養うために、2024 年度入学生より、「副専攻プログラム」を全学的な取組として開始している。同プログラムでは、大学全体のディプロマ・ポリシーに基づき、主専攻（所属する学部・学科）に加えて所属する学部・学科の専門分野以外の特定分野やテーマを系統的に学修することにより、更に多面的な視野を持って考察する力を身につけることを狙いとしており、修得した単位については、各学部における履修規程細則に則り一部を卒業要件として認定している（根拠資料 4-11）。

●ICT を利用した遠隔授業の実施

本学は、新型コロナウィルス感染症の拡大期において、Microsoft Teams によりオンライン授業を開始し、コロナ禍における様々な経験を踏まえ、2023 年度に「名古屋学院大学の遠隔授業（オンライン授業）に関する方針」及び「遠隔授業（オンライン授業）に関する規程」を制定した。また、これら方針や規程の制定と併せて、「遠隔授業（オンライン授業）の運用ガイドライン」を策定し、遠隔授業を行う際の詳細を定めている（根拠資料 4-12～

4-14)。

これらの方針、規程やガイドラインに基づき、NGU 教養スタンダード科目群に配置している「データサイエンスリテラシー」科目では、ICT の利用による遠隔授業（オンデマンド）を行っている。この科目は、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の開設と共に設置されたものであり、本学が、2024 年度文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されたことを受け、多数の学生がオンデマンド方式によって受講している（根拠資料 2-9【ウェブ】）。

このほか、学部・学科独自の取組例として、経済学部経済学科は、経済学全般を学ぶに当たり、数学や統計学の基礎知識が必要であることを踏まえ、これらに関する自学自習教材を教員が作成し、CCS 上にアップロードしている。加えて、動画での解説等も交えた「経済学部生のための基礎知識 100DX」をまとめ、約 90 本の動画をアップロードし学生に提供している。これら教材の提供のほか、ICT 環境の活用により、一部授業科目で反転授業を展開している（根拠資料 4-15【ウェブ】）。

●授業の目的が効果的に達成されるための措置

○学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等の実施

全学的な取組として、高校等での学びの習熟度を把握し理解度別クラスを編成するため、新入生に対して入学前に「日本語」、「情報処理」、「英語」のプレイスメントテストを実施している（根拠資料 4-16【ウェブ】）。また、近年、様々な背景を持った学生が入学していることを受け、「名古屋学院大学における障がい学生支援に関する指針」や「名古屋学院大学における SOGI（性的指向と性自認）の多様性に関する指針」に基づき、各部署との連携による学修支援を行っている（根拠資料 4-17、4-18）。

これら全学的な取組のほか、各学部・学科における取組例として、現代社会学部現代社会学科では、入学後間もなく「上級生との交流会」を開催している。学生間のタテとヨコのつながりの場を設けることにより、大学教育や学生生活に対する不安を解消させ、離籍率の低減につなげている。国際文化学部国際文化学科でも同様に、入学後間もなく、教員と学生のつながりを強化するための学外研修を行っているほか、キャリア意識を高めるため、本学部を卒業した OB・OG を招聘した「社会人 OB・OG 交流会」を開催している。外国語学部英米語学科では、英語運用能力を伸ばす授業を 1 年次から必修で展開しており、一部授業科目において能力別にクラス編成を行っている（根拠資料 4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】）。

○単位の実質化を図る措置

全ての学部・学科で、各セメスターにおける履修登録単位数の上限を 24 単位として設定している。この単位数は、各授業における学習時間数に加えて、授業外での学習時間数が考慮され設定されたものであり、履修要項に明示した上で、新入生オリエンテーション時で説明を行っている（根拠資料 4-21）。なお、夏季休暇及び春季休暇中に開講する集中講義の単位数は、この上限単位数から除外されており、学生は長期休暇を有効に利用した学修を行うことができる。

学生の学習時間については、「学生実態調査」でアンケートを実施し、ホームページ上で公表している（第 2 章基本情報一覧「情報公表〔学習成果等〕」）。

○シラバスの作成と活用

各学部・学科の責任の下、それぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえシラバスを作成している。学生は、各教育課程に展開されている授業科目の履修に当たり、シラバスを熟読した上で科目の履修登録を行うこととしている。各科目のシラバスでは、授業の担当教員名や単位数に加えて、講義概要（目的）、学習到達目標、履修上の注意、事前事後学習、教材、評価方法、講義テーマを明示し CCS 上で公開しており、学生はいつでもシラバスを確認することができる（第 1 章基本情報一覧「基本資料」）。

また、シラバスの適切性の検証を行っており、授業アンケートでシラバスの有効性に関する設問を用意し、回答結果は、各教員へフィードバックされるとともに、学部 FD の一部としても扱われている（根拠資料 4-22）。

○授業の履修に関する指導等

学生に単位を修得するに当たっての制度等を理解させるとともに、ディプロマ・ポリシー やカリキュラム・ポリシーに基づく各学部・学科の教育課程を理解させ、体系的に履修を進めさせるための取組を行っている。具体的には、入学時の学部ガイダンス、各セメスター開始前に実施する履修ガイダンス、演習科目選択時に実施するガイダンス等で、履修要項及びシラバスに基づき、CCS の使い方、履修方法、履修を推奨する科目、卒業要件、留学、資格取得、カリキュラム・マップや履修モデル等について説明を行っている。これらの説明を受け、多くの学生は問題なく学生生活を送っている一方で、出席不良や授業内容の理解不足等により、単位修得状況に問題を抱える学生も一定数存在している。このような学生に向けて、各学部の専任教員が担当するクラスアドバイザーやゼミ担当教員、教務委員が二者面談（学部・学科によっては保護者を含めた三者面談）を実施し、授業への取組、生活改善等の指導を行っている。その手続きとして、学年ごとに修得単位数、欠席、失格の割合、GPA 等の数値に一定の基準を設け、その基準を下回った学生を呼び出すこととしている。面談・指導を終えた後、面談者はチェックシートを作成し、CCS にその内容を入力することにより教職員間で情報の共有を行っている（根拠資料 4-23）。

また、学修の理解度・達成度の確認やフィードバックの措置等に CCS を活用している。CCS に搭載している修学支援機能や学生支援機能によって、各教員は、学生からの質問・相談に応じることに加え、クラスアドバイザーとして受け持っている学生の出席状況や単位修得状況を確認しており、隨時、助言や指導を行っている。

（修士課程・博士課程）

各研究科・専攻は、授業が一方通行とならないよう、ディスカッションによる意見の交換を行うことにより活性化を図っている。また、修士課程（博士前期課程）では、授業アンケートの結果を各専攻委員会で報告するとともに、当該教員に開示しており、アンケート結果を基に、各研究科委員会・専攻委員会で、教育効果、授業運営に関する意見交換を行い、教育課程や教育内容・方法の改善を行っている（根拠資料 4-24）。外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）では、アンケートのほかにスクーリング時に教員との懇談の場を設け、そこで得られた意見を教育内容に取り入れるよう配慮している。

院生への指導体制については、「大学院研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する

る規程」を制定し、研究指導教員及び研究指導補助教員双方の役割を明文化することで組織的な指導体制を整えている（根拠資料 4-25）。経済経営研究科経営政策専攻では、「経済経営研究科経営政策専攻の研究指導に関する内規」に則り、学生 1 人について主指導教員（ゼミ担当教員）1 人、副指導教員 1 人を配置する主指導教員・副指導教員の制度を設けている（根拠資料 4-26）。研究指導教員は、履修要項・シラバス等によって指導内容、方法、年間スケジュール等を院生に提示及び指示している（根拠資料 4-27、4-28）。また、院生は日本学術振興会による研究倫理 e ラーニングコースを受講するとともに、指導教員は剽窃防止のシステム（コピペルナー）を活用し、論文の剽窃等のチェックを推進している。

各研究科・専攻では、各セメスター及び年度内における履修登録単位数の上限を設けていないが、院生の履修登録において研究指導教員の許可を要している（外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）博士前期課程のみ、年間の履修単位数を 22 単位までに制限している）。院生は、研究指導教員の下でコースワークの履修計画を立てている。

シラバスについては、各授業科目担当者が講義概要、学修到達目標、講義計画、事前事後学習、テキスト、参考文献、成績評価方法を明記し、CCS やホームページ上で開示するとともに、研究科長又は専攻主任によるシラバスの確認を行っている（根拠資料 4-29）。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

本学は、各学部・学科及び研究科・専攻において、客観性や厳格性を担保した上で、「名古屋学院大学学則」、「履修規程」、「名古屋学院大学大学院学則」、「名古屋学院大学通信制大学院学則」に則り単位認定を行うとともに、「名古屋学院大学学位規程」、「名古屋学院大学大学院学位規程」に則り学位授与を適切に行っている（第 1 章基本情報一覧「基本資料」、根拠資料 4-30～4-32）。

●成績の評価並びに単位認定の方法及び基準・手続きの明示

各科目の単位数は、大学設置基準に基づき授業形態に応じて、授業時間外に必要な学修時間等も考慮の上設定されている。各教員は、それぞれが担当する各科目の単位認定について、シラバスに明示した「学習到達目標」に基づいた成績評価を次の標語により行っている。

図表 4-1 成績標語

成績標語	点 数	合 否
S	100～90 点	合 格
A	89～80 点	
B	79～70 点	
C	69～60 点	
D	59 点以下	不 合 格

成績標語	合否 (標語の意味)
P	合 格
失格	不 合 格 (失格)
欠席	不 合 格 (試験欠席)
R	合 格 (認定)

※研究科・専攻は、A、B、C、D の標語のみ使用

合否の優劣を付けることがふさわしくない科目について「P」で表記し、留学などにより単位を認定する科目を「R」で表記している。このほか、試験欠席による不合格の「欠席」、出席不良等による不合格の「失格」を設定している。

これら成績評価を基に、各科目の単位数に S 評価を 4 点、A 評価を 3 点、B 評価を 2 点、C 評価を 1 点、D・失格・欠席を 0 点換算した点数を乗じ、総履修登録単位数を分母として計算する GPA を学生に公表している。GPA は、単位修得数による学習到達度判定の不十分さを補うもので、どのレベルで単位を修得したかを表す指標としている。

成績評価については、シラバスに明示した評価方法に基づき、各科目担当教員の責任により厳格に行っているが、教員間で成績にばらつきが生じることがある。このため、学部・学科においては、各セメスターにおける全教員、全科目の成績評価分布を教務部長所感と共に教学改革推進会議に報告することにより、教員間の成績評価分布の平準化を図っている（根拠資料 4-33）。また、学生は、開示された成績に疑問等がある場合は、成績開示後 1 週間以内に教務課又は瀬戸キャンパス総合事務部窓口で成績の確認を行うことができ、これにより成績評価の透明性を担保している。

これらの成績評価方法及び成績の通知による諸手続きについては、履修要項に明示し、新入生オリエンテーション時で説明を行っている（根拠資料 4-34）。

●既修得単位の適切な認定

本学は、既修得単位の認定については、「入学前における既修得単位の認定に関する規程」、各学部で定める「編入学規程運用細則」及び「転学部・転学科に関する規程の運用細則」に則り行っている。また、留学によって海外の大学で学修した学生に対しては、「外国の大学に留学する学生の単位認定及び履修に関する規程」に則り、その学修内容を踏まえた単位認定を行っている。入学前における既修得単位の認定については、1 年生を対象として入学後 1 か月以内に申請し手続きを行うことを求めている。転学部・転学科による既修得単位の認定については、転学部・転学科後の学位プログラムを重視することを前提とし、各学部教授会の判断に委ねている（根拠資料 4-35～4-38）。

外国語学部英米語学科及び国際文化学部国際文化学科では、本学の外国語学研究科英語学専攻及び国際文化協力専攻との連携による「大学院進学コース」を設置している。このコースに加入する学生は、4 年次に本学大学院の授業科目を履修することができ、大学院に進学した際には、修得した授業科目について単位認定を受けることができる（根拠資料 4-39）。

●学位の適切な授与

学士課程に共通する卒業要件については、①在籍期間、②総修得単位数の充足、③必修科目の単位修得であり、商学部商学科及び経営情報学科並びに法学部法学科を除く全ての学部・学科で、演習科目を履修し、卒業論文（又は卒業研究）を提出することを必須としている（なお、商学科については、2024年度開始のカリキュラム改定により、卒業論文の提出を必須化した）。卒業論文（又は卒業研究）の審査基準については、シラバスに基づき演習担当教員の責任の下成績評価を行っている。学位授与に当たっては、各学部教務委員会が学位授与者数及び学位授与に該当しない学生（卒業延期者）の原案を作成し、「名古屋学院大学学位規程」に則り、教授会の責任において審議を行っている（根拠資料4-31）。

修士課程・博士課程に共通する修了要件については、①在籍期間、②総修得単位数の充足、③学位論文の審査合格である。学位論文の審査では、指導教員である主査1名と、関連する分野の研究科教員である副査2名（博士後期課程では副査3名）が、「名古屋学院大学大学院学位規程」に明示した学位論文審査基準に基づき、専門的観点から学位論文の適切性を審査している。学位授与に当たっては、研究科委員会又は専攻委員会が学位授与者の原案を作成し、「名古屋学院大学大学院学位規程」に則り、大学院委員会の責任において審議を行っている（根拠資料4-32）。

本学における学位の授与に当たっては、学士課程、修士課程・博士課程とも、上記手続を経ていることに加え、後述するディプロマ・ポリシーに示す学習成果の獲得状況を確認することにより、厳格性や客観性を担保している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

本学は、自己点検・評価に基づいた内部質保証を構築することにより、教育研究等の質の保証及び向上を推進している。学生の学習成果を把握及び評価することは、自己点検・評価を実施する上での起点でありかつ、ディプロマ・ポリシーの適切性を確認することであるため、その重要性に鑑みて学部・学科及び研究科・専攻ごとに把握及び評価するための指標を設定している。

前回受審した認証評価の時点において、学士課程では、単位の修得状況、GPA、標準修業年限での卒業率、授業アンケート（一部の学部・学科ではこれらに加え、アセスメント・テスト、公務員試験合格者数、国家試験合格率）の複合的な利用やポートフォリオによって、修士課程・博士課程では、修士論文、博士論文とその中間発表会や口頭試問によって、学習（研究）成果の把握及び評価が可能であると捉えていた。しかしながら、これらの指標では、各学部・学科及び研究科・専攻が定めるディプロマ・ポリシーに示す学習成果を適切に把握及び評価するに至っていなかった。このため、教学改革推進会議を中心として改善・改革に取り組み、ディプロマ・ポリシーに示す一つ一つの学習成果について、学生が把握できてい

るか、教員が測定できているかという観点の下、「改善報告書」に示す指標を設定することとし、2024年度現在においては、基本情報一覧「学位授与方針に示した学習成果の測定方法」欄に記載する指標を設定している。

「学習成果評価表」は、学生による卒業論文作成に関する取組、ディプロマ・ポリシーに基づく成長実感についての自己評価と教員によるディプロマ・ポリシーに基づく達成度評価、卒業論文作成に関する取組への評価、学位授与への評価によって構成されている。商学部商学科・経営情報学科及び経営学部データ経営学科での「学びの軌跡ノート」や法学部法学科での「法学部4年間の学び」についても、学生の4年間の学びについて、ディプロマ・ポリシーに基づいた自己評価と教員による評価を行うこととしている。アセスメント・テストを主な評価指標としている経済学部経済学科については、1年次と3年次に外部アセスメント・テストを実施し、その結果の比較を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果の獲得状況やカリキュラムの適切性を確認することとしている。各研究科・専攻における「名古屋学院大学大学院修了（見込）生学習成果調査」についても各学部・学科と同様に、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果の獲得状況について院生が自己評価を行うものとなっている。加えて、経済経営研究科経済学専攻では、修士論文審査（口頭試問）の際、修士論文を審査する主査及び副査により、院生のディプロマ・ポリシーに示す学習成果の獲得状況を確認することとしている。本学は、2022年度より、これらの指標に基づいた学習成果の把握及び評価に努めるとともに、各組織において必要に応じて評価指標の見直しを行っている。

あわせて、各学部・学科は、把握や評価するための土台となる、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性をカリキュラム・マップなどで明示していることを、カリキュラム・ポリシーにおいて記載している。その一例として、法学部法学科のカリキュラム・マップでは、授業科目の履修・単位修得と同学科のディプロマ・ポリシーに示す学習成果との関連性について、関連度の高い順に○印などの記号によって示している（根拠資料4-40【ウェブ】）。

また、本学は、学生の学習成果を把握・評価し、適切に評価するため、アセスメント・ポリシーを定めており、ホームページ上で公表している（根拠資料4-41【ウェブ】）。教学IR委員会の下、入学時、在学時、卒業時において、アセスメント・ポリシーに示す指標によって測定・評価を行い、データの収集・集計を行った上で、教育改善につなげるものとしている。

これらの取組によって可視化された学習成果は、各学部・学科及び研究科・専攻において、教育課程や教育方法・手法の見直しに活用されている。その一例として、経済学科では、アセスメント・テスト（PROG）の結果を含む学生のパフォーマンスをデータベース（Power BI）に格納し、学生の特性や傾向を把握する基礎資料としており、アセスメント・テスト（PROG）の結果や、学生の入試区分、入学前教育の結果など多様なデータを踏まえて、学部教育に生かしている。法学科では、「法学部4年間の学び」（ラーニングポートフォリオ）で、将来就きたい職業に関する項目を設けており、教員が学生のキャリアに関する考えを理解し、希望する進路に応じた学修目標の設定や指導・助言を行っている（基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学は、教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の実施については、教学改革推進会議が統括することとし、教学改革推進会議の役割を、「教学改革推進会議規程」第3条において「内部質保証の基本方針及び手続に関する事項」や「学部及び研究科の教育を行うにあたっての全学的な方針等の策定に関する事項」等を明記している（第2章基本情報一覧「内部質保証」）。また、「名古屋学院大学自己点検・評価規程」第4条では、「毎年1回4月から翌年3月までの状況について行った自己点検・評価について、報告書を作成し、教学改革推進会議に提出する」ことを規定し、各学部・学科及び研究科・専攻は、この条文に則り、自己点検・評価の結果を教学改革推進会議に報告している（根拠資料2-2）。

本学の教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価項目については、公益財団法人大学基準協会が定める「評価の視点」に基づいており、各学部・学科及び研究科・専攻は、学部自己点検・評価委員会や教務委員会、研究科委員会等において自己点検・評価項目に沿って実施している。自己点検・評価の実施プロセスについては、「教学改革推進会議規程」に基づき、教学改革推進会議が各学部・学科及び研究科・専攻に対し自己点検・評価の依頼を行うことに始まり、各学部・学科及び研究科・専攻は、3つのポリシー、FD、教員組織、施設設備についての自己点検・評価を実施し、その結果を学部教授会や研究科委員会等で共有している（基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

自己点検・評価の実施に当たり、各学部・学科及び研究科・専攻は、アセスメント・ポリシーに基づいた各種データを活用している。前述のとおり、入学時、在学時、卒業時において、アセスメント・ポリシーに示す指標（学生実態調査結果、就職・進学状況など）を基にディプロマ・ポリシーに示す学習成果の部分的測定・評価を行い、教育改善につなげている。その一例として、経済学部経済学科では、卒業時アンケートにおける満足度に着目し、学生の成長実感（満足度）を高めるため、卒業研究発表会の質的向上及び学生の参加率の上昇を目指した取組を行っている。また、2024年度に開設した経営学部データ経営学科では、新入生の入学時アンケート結果において、他学部・学科と比較して同学部学科の「資格取得」に対する意欲が高いことから、強化資格を選定の上、それらの資格を在学中に取得することを推奨するため、資格取得の進め方を案内するチラシを作成するとともに、正課外の取組として「資格取得サークル」を立ち上げている（基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」、根拠資料4-42）。

これら自己点検・評価の結果に客観性を取り入れるため、2021年度より全学的な取組として、学外有識者として名古屋市熱田区（区役所職員）に自己点検・評価結果について意見

聴取を行っている（根拠資料 2-11）。具体的には、①全体の総括について、②次年度の重点実施項目の抽出について、適切な点検評価が行われているかを確認するとともに、その他気づいた点などについても聴取している。また、学部独自の取組として、リハビリテーション学部理学療法学科は、各学年の代表学生と教員との懇談会を毎年度実施し、学修環境やカリキュラムなどの意見交換を行っており、法学部法学科は、年間の学業成績が優秀な学生や模範学生を表彰する「学部長表彰」対象者と学部教員との懇談会を実施し、それらで聴取した意見を自己点検・評価に反映させている（根拠資料 2-13【ウェブ】、2-14【ウェブ】）。

自己点検・評価の結果に客観性を取り入れる更なる取組として、卒業後数年経過した本学卒業生や卒業生が就職している企業へのアンケートを実施している。卒業生に対しては、本学の教育課程に関する内容を、企業に対しては、企業が採用時に重視する能力、本学卒業生の印象や特徴、学生時代に注力してほしいこと、本学の教育に対して求めること等を設問項目としており、これらのアンケート結果は、教学 IR 委員会で集計された後、教学改革推進会議や各学部・学科に報告され、自己点検・評価を実施する上での IR 情報として活用されている（根拠資料 2-12）。

各学部・学科及び研究科・専攻は、毎年度実施する自己点検・評価の結果を踏まえ、抽出された課題への対処に向けた目標を立てている。その一例として、経済学科は、「将来構想委員会」でカリキュラム編成に基づく将来的な教員人事計画等を検討するほか、「特色教育推進委員会」で現行のカリキュラムにおける学部教育の特色、主に ICT 教育を活用した学修の推進について検討している。現代社会学部現代社会学科は、より主体的な目標管理の実践を目指し、2024 年度に「現代社会学部教学マネジメント推進委員会」を設置した。国際文化学部国際文化学科は、「学部点検・評価チーム」、「学部将来構想チーム」、「学部広報・ブランディングチーム」等、学部が抱える当面の課題について解決策を検討するチームを設置している（基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

○学生の学びを充実させる様々な取組

各学部・学科は、学生が学修を意欲的かつ効果的に進めるため取組として、通常の講義や演習に加え、企業や経済団体、地域と連携した特色のある授業を展開している。その一例として、経済学部経済学科で行われている BIP プログラムは、実際の企業が抱えている課題に対してその解決策の考案に取り組むという 3 年間(6 セメスター)一貫のプログラムであり、実践を通じて論理的思考力、情報収集力、データ分析力、プレゼンテーション能力等を培っている。加えて、各学科は、学生に成長実感を持たせるための取組を第Ⅱ期中長期計画に落とし込み、可能な限り定量的な指標を設定した上で、2022 年度からの 5 カ年計画として進行させている。

また、本学は、学びの側面支援を行う機能として、様々な修学支援機能や学生支援機能を搭載する CCS を構築している。CCS には、全ての学生の科目履修・成績の状況、授業出欠席の状況、レポートの提出状況、就職活動実績、学生の指導や評価を含めたコミュニケーションに関する記録等を集積しており、学生個々人の学びの過程を蓄積している。

現代社会学部現代社会学科や国際文化学部国際文化学科では、大学教育や学生生活に対

する不安を解消させるための交流会を設けるなど、正課外においても学生に向けた多様な取組を行っている。

○内部質保証に向けた取組

各学部・学科及び研究科・専攻は、それぞれのディプロマ・ポリシーに示す学習成果を適切に把握・評価するための指標を設定しておりかつ、随時指標の見直しを行っている。また、自己点検・評価の実施に当たり、アセスメント・ポリシーに基づいた各種データを活用していることに加え、その結果に客観性を取り入れるため、外部有識者からの意見聴取、学生と教員との懇談会の開催、企業・卒業生へのアンケート等を実施している。自己点検・評価の結果、抽出された課題については、改善に向けた取組を次年度目標に落とし込んでおり、PDCAサイクルを確立している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学部・学科及び研究科・専攻ごとに定めている教育研究上の目的の実現に向けて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを設定している。各学部・学科及び研究科・専攻は、これらポリシーに基づき、教育課程を体系的に編成するとともに学位課程にふさわしい授業科目を開設し、また、その実施に当たっては教育・学修効果を高める取組を行った上で、厳格な成績評価に基づき学位授与を適切に行っている。

各学部・学科及び研究科・専攻は、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果について、アセスメント・ポリシーに基づいた各種データを活用した上で、それぞれが設定した指標に基づき適切に把握・評価を行っている。そして、把握・評価した学習成果を基点として、3つのポリシーに基づいた自己点検・評価を実施し、教育課程や教育方法等の改善・向上に取り組んでいる。

各学部・学科及び研究科・専攻における学習成果の可視化に向けた取組については、前回受審した認証評価結果を踏まえたものであり、特に、設定する指標については、積み重ねられていくデータ・経験から、更なる見直し等が必要となることが想定される。本学における学位プログラムレベルでの「教育の質」を保証するため、教学改革推進会議が中心となって、その運用には十分に注意を向けていきたい。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
経済学部経済学科	
現代社会学部現代社会学科	
商学部商学科	
経営学部データ経営学科	
法学部法学科	
外国語学部英米語学科	
国際文化学部国際文化学科	
スポーツ健康学部スポーツ健康学科	
リハビリテーション学部理学療法学科	
経済経営研究科経済学専攻修士課程	2024 年度入学試験要項
経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程	
経済経営研究科経営政策専攻博士後期課程	
外国語学研究科英語学専攻修士課程	名古屋学院大学大学院 2024 年度入学試験要項
外国語学研究科国際文化協力専攻修士課程	
(通信教育課程) 外国語学研究科英語学専攻博士前期課程	
(通信教育課程) 外国語学研究科英語学専攻博士後期課程	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
入試政策会議規程	
入試選考会議規程	同左（規程集より抜粋）
名古屋学院大学学則	https://www.ngu.jp/media/gakusoku2023_husoku79-2.pdf 第 27 条、第 28 条
名古屋学院大学大学院学則	https://www.ngu.jp/media/graduate_school_rules_2024.pdf 第 26 条～第 28 条
名古屋学院大学通信制大学院学則	https://www.ngu.jp/media/graduate_onlineschool_rules_2024.pdf 第 22 条～第 26 条
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

本学は、大学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、学位課程ごとに入学者受け入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）を設定している。学士課程については大学全体、学科ごとに、修士課程及び博士課程については専攻ごとに設定している。

アドミッション・ポリシーに記載する項目については、学士課程では「求める学生像」、「入学時までに身に付けるべき知識、能力等」、「入学者選抜」とし、修士課程及び博士課程では「求める学生像」、「入学者選抜」としている。アドミッション・ポリシーについては、ホームページ上、大学案内、大学院案内、入学試験要項で公表するとともに、オープンキャンパス、進学相談会、入試説明会等では対面で周知している（基本情報一覧「入学試験要項」、第4章基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針」）。

学士課程：大学全体のアドミッション・ポリシー

求める学生像

- 1) 本学の建学の精神に共感する者
- 2) 学業の修得に強い意欲をもつ者
- 3) 国際感覚を有し、社会の発展に貢献しようとする高い志のある者

これらの実現に向けて逞しく行動していこうとする学生を求めていきます。

入学時までに身に付けるべき知識、能力等

- 1) 高等学校の教科に関する基礎的・基本的な知識・技能
- 2) 基礎的・基本的な知識・技能に基づき、自分の考えをまとめ、他者に伝えるための思考力・判断力・表現力
- 3) 教科の学習にとどまらず、学校内外の多様な学習や活動を経験することによる、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

入学者選抜

本学は、大学入学時までに培われた確かな基礎学力、各学部学科への適性、多様な学習や活動を通じて身に付けた能力や意欲等を、多面的・総合的に評価することを入学者選抜の基本的な方針としています。

(学士課程)

各学部・学科においては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」）を適切に把握できるよう、多様な選抜方法を実施している。入学者選抜の枠組みは、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別入試（外国人留学生・海外帰国生徒・社会人）、編入学試験に分けられ、概要は次のとおりである。

①一般選抜

一般選抜では、学力テストによる「知識・技能」の評価に重点を置き、一般入試、共通テスト利用入試、共通テストプラス入試の3区分に分かれ、前期・中期・後期の3回実施している。募集人員が最も多い一般入試（前期）については3日間実施し、一般選抜全体の試験日数を5日間としている。また、広範囲から学生を募集するため、一般入試（前期）では本学名古屋キャンパスを含む全国11会場、一般入試（中期）では同6会場で実施している。

②総合型選抜

総合型選抜では、受験生が作成する志望理由書及び活動報告書の提出を必須とし、面接や小論文等をとおして、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」を丁寧に評価することを重視している。具体的には、各学部の授業への適性を計るアクティブ・ラーニング入試、課外活動等の実績を重視する自己推薦入試、英語のコミュニケーション力を重視するグローバル人材入試、商業学科生徒を主な対象とする商業系科目入試及び情報・商業系資格入試、学業成績・人物共に優れた学生に対し入学金及び4年間の学費全額を免除する特別奨学生入試の6区分で実施している。

③学校推薦型選抜

学校推薦型選抜では、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」に重点を置いている。公募制である一般推薦入試の「基礎学力テスト型」では、高校の成績、活動実績を点数化した上で、基礎学力テスト、面接（一部学部・学科のみ）により選考する。「小論文型」では、基礎学力テストに代えて小論文を課している。指定校推薦入試は、書類審査（調査書、推薦書、志望理由書）、小論文及び面接により選考している。

④特別入試

特別入試として外国人留学生入試、社会人入試、海外帰国生徒入試を設け、外国人留学生入試及び社会人入試では、書類審査、小論文、英語（一部学部・学科のみ）、面接により、海外帰国生徒入試は書類審査、小論文、英語、面接により選考を行っている。

⑤編入学試験

2年次、3年次を対象とした編入学試験では、書類審査、小論文、英語及び面接により選考を行っている。

選抜方法、試験日、出願日程、入学手続日程等については、他大学の状況も踏まえ、毎年度検証と見直しを行っている。結果として、2021年度以降の総志願者数は、入学定員1,400名に対して、2021年度10,869名、2022年度10,810名、2023年度11,732名、2024年度9,615名と1万名前後で推移している。入学者数は、2021年度1,428名、2022年度1,580名、2023年度1,652名、2024年度1,529名と推移し、年度により増減はあるものの入学定員を充足している（大学基礎データ表3）。

本学は、入学者選抜の仕組みを機能させる体制として理事の担当制を敷いており、学長（入試担当理事）を業務執行の最高責任者としている。学長の下、入学センター委員会及び入学センターは、入学者選抜に関する実務全般を担っている（根拠資料5-1）。合否判定については、入試政策会議を経て、全学的な入試選考会議が原案を作成し、学部教授会が審議する。一般選抜及び学校推薦型選抜においては、選考方法及び配点を入学試験要項に明示し、合計得点順に合否判定を行う（基本情報一覧「入学者選抜に係る規程」）。

各会議体の役割及び構成員は、次のとおりである。

入試政策会議は、大学経営の視点から、毎年度初めに、入政政策の基本方針（目標入学者数、一般選抜とその他選抜の入学者割合、指定校推薦に関する事項等）を策定する。また、各入学試験の志願者確定後には、合格者数の方針を策定している。構成員は、理事長、学長、入試担当理事、財務担当理事、各学部長、事務局長、事務局次長、職員部長、入学センター長、入学センター課長である。

入試選考会議は、入試政策会議が策定した方針に基づき、合否判定について全学的に協議・調整を行い、学部教授会で審議する合否判定案を作成する。構成員は、学長、事務局長、入試担当理事、各学部長、入学センター長、各学部教務主任、各学部入学センター委員、事務局次長、入試・広報部長、入学センター課長である。

入学センター委員会は、入学試験要項の原案作成、年度目標の設定及び総括、入試実施に関する全学的な調整等を担っており、学長指名の入学センター長、各学部選出の委員、入試・広報部長、入学センター課長で構成される。

このように、入学者選抜の公平性・公正性を担保するため、複数の組織が役割分担をしている。18歳人口が減少し募集環境が厳しくなる中、入学者確保は大学経営の根幹を左右する一方、各学部・学科の教育の質保証に関わる問題でもあるため、経営側が方針を示しつつ、各学部・学科を尊重して入学者選抜を行っている。

加えて、高校に受験者の合否一覧、一般選抜における受験者の得点及び合格最低点、志願者・受験者・合格者数一覧を通知するほか、過去問題を冊子及びホームページ上で公表することにより、入学試験の透明性を確保している（根拠資料5-2【ウェブ】）。評価・採点に当たっては、一般選抜は全てマーク方式であること、その他の選抜の小論文及び面接については、明確な基準に基づいて教員2名が評価することにより、恣意性を排除している。また、一般選抜については、受験者本人の申請により入学試験結果の開示を行っている。このように、適切な組織及び仕組みを整備することにより、入学者選抜を公平かつ公正に実施している。

特別な配慮が必要な志願者に対する取組については、出願前に入学センターまで申し出るよう、ホームページ上及び入学試験要項に明示している（根拠資料5-3【ウェブ】）。本人が記載する「受験上の配慮申請書」により、審査の上、疾病・負傷や障害等の程度に応じた

措置を講じている。受験時のみならず、入学後の学生生活等に関する相談がある場合は、入学センターと学生サポートセンターが連携し、必要に応じて面談を行い個別の要望等をヒアリングするとともに、関係学部・部署とも協議した上で合理的な配慮を行う体制としている。直近4年間の配慮申請者数は、2021年度13名、2022年度14名、2023年度8名、2024年度9名となっている。

学士課程に関する情報提供については、本学への進学を希望する度合いに応じて、およそ3段階に分けています。まずは、受験雑誌・サイトへの出稿により、広く大学自体の認知を図る。次に、本学に興味関心を抱いた者に向けて、公式ホームページへの誘導あるいは大学案内の請求を促し、教育理念、教育の特色、アドミッション・ポリシー、入学者選抜、学納金等について理解を得る。最後に、志望度が高い者に対しては、オープンキャンパス、進学相談会、入試説明会など、対面形式で詳細な情報を伝えることにより、入学先として選択肢に入るよう注力している。資料請求者やイベント参加者に対しては、ダイレクトメール等で情報発信を続け、各入学試験の出願を促している。

2023年3月からは、Microsoft365の機能である SharePoint を活用し、各学部・学科のポータルサイト「NGU クロス」を立ち上げた。「NGU クロス」は、各学部・学科の特色ある教育活動を学内で一元的に集約・把握することで、きめ細かい情報発信を可能とするためのツールである。本サイトを通じて、各教員はゼミ活動など様々な教育活動を投稿し、全ての学生及び教職員は投稿内容を閲覧することができ、広報室は情報を精査し公式ホームページやSNSで発信している（根拠資料5-4、5-5【ウェブ】）。

このほか、学部・学科独自の情報提供に関する取組として、ホームページ上において、経済学部経済学科は教員紹介動画を、現代社会学部現代社会学科、法学部法学科、国際文化学部国際文化学科は各教員のゼミ紹介を掲載している（根拠資料5-6～5-9【いずれもウェブ】）。加えて、経済学科は、大学のYoutubeチャンネルで経済数学入門の自習用動画、卒業研究発表会の動画を掲載するなど、教育内容をより具体的に発信している（根拠資料5-10【ウェブ】）。

（修士課程・博士課程）

修士課程・博士課程についても学士課程と同様に、求める学生像や入学希望者の特性に合致する多様な入試制度を設けており、書類審査や筆記試験、面接等によって多角的に評価することを入学試験要項で明示している。また、入学者選抜において重視している事項を示すことで志願者の理解につなげ、入学後に必要とされる能力についても明示している（基本情報一覧「入学試験要項」）。

入試制度によっては、学歴によらず、大学を卒業した者や修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者についても出願資格を与えるなど、受験の機会を広く提供している。入学者選抜に当たっては、書類審査や小論文試験、面接試験等を行い、審査結果については、公平性、公正性を担保するため、各専攻委員会で入学志願者名を記載せず個人が特定されないよう審議している。留学生に向けては、日本語能力試験又は日本留学試験結果を出願条件に設定しており、客観的な指標を基に公平に評価している。

出願書類については、「受験の際/修学中に配慮してほしいこと」の項目を設け、所管部署である大学院事務室が要望事項を把握している。記載内容に応じて事前に入学希望者と面

談や相談の機会を設け、配慮が必要な状況・程度について情報を得ることで受験時や入学後の支援につなげており、双方のミスマッチを防ぐ対策を行っている。直近の例では、2023年度入試において1名の受験者から要望があり、事前に電話で要望事項を確認している。

これらの情報を記載した入学試験要項と出願書類を大学院案内とともにホームページ上で公表し、入学希望者には資料を送付することにより情報提供を行っている（根拠資料5-11【ウェブ】）。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

(学士課程)

学士課程では、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜を中心に、細分化された選抜方法を積み上げることにより定員管理に努めている。過去5年間の入学定員充足率の平均値は、学士課程全体で1.10、学科単位で1.03から1.17の範囲内（募集停止学科を除く）であり、収容定員充足率は、学士課程全体で1.10、学科単位で1.00から1.18の範囲内である（大学基礎データ表2、3）。

本学は、学部等の定員充足状況や学問分野別の進学需要を踏まえて、学部、学科の設置・改廃を行ってきており、それに併せて全学的視点で入学定員及び収容定員の見直しも行っている。例えば、2015年度より開設したスポーツ健康学部こどもスポーツ教育学科は、入学定員を大きく割り込む状況が続き、2020年度から2023年度における入学定員充足率の平均が0.60、同収容定員充足率が0.61と改善が困難であるなどの判断により、2024年度から募集停止とした。同じく2015年度に開設した国際文化学部国際協力学科については、過年度の志願状況に鑑み2021年度に募集停止し国際文化学科に定員を統合した。国際文化学科の入学定員充足率は、統合後の2年間は0.81、0.89であったが、直近2年間は1.35、1.07と改善し、4年間の平均値は1.03となっている。商学部経営情報学科については、社会のニーズや情報分野の進学需要等を踏まえ、2024年度より経営学部データ経営学科に改組しており、開設初年度、経営学部の志願者数は1,146名と改組前の709名から61.6%増加し、入学者は147名（入学定員135名）であった（大学基礎データ表2、3）。

(修士課程・博士課程)

修士課程・博士課程では、過去5年間の入学定員充足率の平均値は、経済経営研究科の修士・博士前期課程で0.91、外国語学研究科の修士・博士前期課程で0.78、経済経営研究科の博士後期課程で0.70、外国語学研究科の博士後期課程で0.33となっている（大学基礎データ表2）。

本学は、前回受審した認証評価の結果や、過年度の入試状況、今後の大学院像を踏まえ、2022年度に外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）博士前期課程を除く全ての研究科・専攻で入学定員を減少させた。具体的には、経済経営研究科経済学専攻修士課程及び外国語

学研究科英語学専攻修士課程では 7 名から 2 名へ、経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程では 20 名から 10 名へ、外国語学研究科国際文化協力専攻修士課程及び経営政策専攻博士後期課程では 5 名から 2 名へ、外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）博士後期課程では 3 名から 1 名へ減少させ、定員の管理を行っている。なお、2024 年度入試では、英語学専攻修士課程を除く全ての研究科・専攻で入学定員未充足となり、更なる改善を要することを認識している。このため、学部・学科からの内部進学者を増加させることを目的として、各研究科・専攻において学内説明会や学部生に向けた大学院紹介を積極的に行っている。

なお、経済経営研究科経営政策専攻博士後期課程において、2024 年度の収容定員充足率は 2.00 であるが、上述の入学定員の変更や在籍する院生 12 名の内 8 名が長期履修制度を利用していることが要因であり、教育研究を行う上で支障は生じていない（根拠資料 5-12）。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れに関する自己点検・評価については、学士課程では各学部・学科及び入学センター委員会が、修士課程・博士課程については各研究科・専攻及び大学院事務室が毎年実施し、学部教授会、研究科委員会、入学センター委員会で情報共有した後、自己点検・評価の結果を教学改革推進会議に集約している（第 4 章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

学生の受け入れに関する自己点検・評価の特徴的な取組として、経済学部経済学科は、専願制入試の入学前教育データ、入学後の学生パフォーマンス（PROG テスト、GPA、出席状況等）をデータベース（Power BI）に格納し、学生の受け入れや教育方法の改善等の基礎資料としている。その一例として、アクティブ・ラーニング入試の入学者は、PROG テストのスコアで対人能力が顕著に高いという結果を得ており、今後、経年分析を行っていく。現代社会学部現代社会学科は、入試区分別の GPA 分析に加え、全入学者に対してクラスアドバイザーが面談を行い、入学者の状況を把握するとともに、学部 FD において意見交換を行っている。入学者の状況を自己点検・評価する上で、量的データによる分析と、面談などの質的なデータとを併せて総合的に評価しつつ、入学者の動向やアドミッション・ポリシーの見直しに反映させている。商学部商学科は、入学者の状況や上級生の状況について定期的に確認と情報共有を行うほか、オープンキャンパスを通じて潜在的志願者の状況について把握を試み、学部・学科全体で共有している。リハビリテーション学部理学療法学科は、自己点検・評価の結果、自ら課題を見つけ解決する能力のある学生を受け入れるべきとの議論になり、論理的な思考力・判断力・表現力を有する学生を受け入れるため、2025 年度からアクティブ・ラーニング入試を導入することとしている（第 4 章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

このほか、学士課程については、入試政策会議が当該年度終了後、5 月上旬に入試結果を

詳細に分析し、問題点等を総括した上で、翌年度の入試政策の基本方針に結び付けている。加えて、毎年6月には、予備校の担当者を講師に招き、管理職層及び入学センター委員を対象に、全国的な視点での入試結果分析、本学入学試験の追跡調査等の報告を行っている。

修士課程・博士課程については、各研究科・専攻による自己点検・評価の結果、当該年度の入試結果、各研究科・専攻の課題等を踏まえ、他大学院の状況などを参考にしつつ、入試説明会の日程や入学試験日の設定を行っている。また、経済経営研究科経済学専攻では、学部在籍者に対して、求める学力水準は維持しつつも、大学院進学への門戸を広げるため出願資格等を再設定し、外国語学研究科国際文化協力専攻では、一定の学力水準を維持する目的から、入学試験内容を見直すなどの取組を行っている（第4章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

大学の認知を広め、受験者の獲得につなげるための手段として、2022年度に整備したNGUクロスを活用し、各学部・学科が主体的かつ自覚的に特色ある教育研究活動を発信する仕組みを用意するとともに、その内容を公式ホームページやSNSで発信している。

2020年度以降、学士課程全体の入学定員は充足しており、また、定員未充足であった学部学科の統廃合や改組を適切に行い、18歳人口が大きく減少するタイミングである2024年度入試において、全ての学部・学科で入学定員を充足している。

【問題点】

学科ごとの平均入学定員超過率及び収容定員超過率について、経済学部経済学科、現代社会学部現代社会学科、法学部法学科において1.15以上となっており、法令に即した適正化が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、学位課程ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、ホームページ上や大学案内等で公表している。また、大学及び学部等の教育理念、教育の特色、アドミッション・ポリシー、入学者選抜、学納金等について、様々な媒体・手段の活用により情報提供している。入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な選抜方法を用意するとともに、公平性・公正性を確保するため、各種会議体が役割分担の上合格者判定を行っている。

学生の受け入れに関する自己点検・評価については、学士課程では各学部・学科及び入学センター委員会が、修士課程・博士課程については各研究科・専攻及び大学院事務室が毎年実施し、入学者選抜の制度や収容定員管理の改善に努めている。

なお、今後、18歳人口は加速度的に減少していくため、本学の特色ある教育研究活動を的確に発信するとともに、収容定員及び入学定員の管理について全学的な課題として取り扱っていく。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学の「求める教員像」・「求める職員像」	https://www.ngu.jp/media/policy13.pdf
名古屋学院大学の「教員組織の編制方針」	https://www.ngu.jp/media/policy14.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
2024 年度各種委員	同左
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足【*】

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体（注1）		175	95	
学部・学科等	経済学部経済学科	27	11	大学基礎データ（表1）
	現代社会学部現代社会学科	19	8	
	商学部商学科	21	12	
	経営学部データ経営学科	16	12	
	法学部法学科	17	8	
	外国語学部英米語学科	15	9	
	国際文化学部国際文化学科	20	11	
	スポーツ健康学部スポーツ健康学科	25	14	
	リハビリテーション学部理学療法学科	15	10	
学部・学科等 (薬学) (注 2)	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員 数 (注3)
備考：				うち、みなし専任教員の数と割合
				根拠となる資料

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える。）

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注2)	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体(注1)							
学部・学科等							
備考:							

※関係法令: 2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]: 専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は「学士課程」表に記載するので、本表の欄は「-」(ハイフン)を記入してください。

注2: 「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×(「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も()で併記)を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程] (専門職大学及び専門職学科を除く) ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考
○○学部	専ら従事する教員		●以上				
○○学科	それ以外の当該大学教員		●以下				
	当該大学以外						
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数
××学部	専ら従事する教員		●以上				
××学科	それ以外の当該大学教員		●以下				
(薬学)	当該大学以外						
大学全体の収容定員に応じ定める数							
学部総計							
根拠資料							

※関係法令: 大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみに使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関する学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部(但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする)。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合: 「法学部法学科: 2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスマーチ等の者等で、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員	●以上						
××学科	それ以外 当該大学 の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がいない場合は、（0）と記載してください。

※その他、〔学士課程〕（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
経済経営研究科経済学専攻修士課程	22	12	12	10	大学基礎データ（表1）
経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程	18	12	12	6	
外国語学研究科英語学専攻修士課程	8	8	8	0	
外国語学研究科国際文化協力専攻	8	4	6	2	
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻博士前期課程	11	5	5	6	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
経済経営研究科経営政策専攻博士後期課程	12	12	12	0	大学基礎データ（表1）
通信制大学院外国語学研究科英語学専攻博士後期課程	5	5	5	0	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔大学院の専門職学位課程〕

研究科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注）	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
備考：					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
大学院研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する規程	
経済経営研究科経営政策専攻の研究指導に関する内規	同左（規程集より抜粋）
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
経済学部教員人事規程	
現代社会学部教員選考規程	
現代社会学部教員選考基準	
商学部教員選考規程	
商学部教員選考基準	
経営学部教員選考規程	
経営学部教員選考基準	
法学部教員選考規程	
法学部教員選考基準	
外国語学部教員選考規程	
外国語学部教員選考基準	
国際文化学部教員選考規程	同左（規程集より抜粋）
国際文化学部教員選考基準	
スポーツ健康学部教員選考規程	
スポーツ健康学部教員選考基準	
リハビリテーション学部教員選考規程	
リハビリテーション学部教員選考基準	
経済経営研究科委員会規程	
経済経営研究科経営政策専攻教員選考に関する内規	
経済経営研究科経営政策専攻（博士前期課程）委員会の組織及び運営に関する内規	
経済経営研究科経営政策専攻（博士後期課程）委員会の組織及び運営に関する内規	
外国語学研究科委員会規程	
経済学専攻大学院任用基準	
外国語学研究科大学院任用基準	同左
備考：	

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学は、建学の精神「敬神愛人」（教育理念）及び本学の目的に基づき、次のとおり「求める教員像」・「求める職員像」を定めホームページ上で公表している（基本情報一覧「大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針」）。

求める教員像

- 1) 本学のキリスト教主義教育及び建学の精神「敬神愛人」を理解し、本学の伝統の継承と発展に寄与できる者
- 2) 専攻分野にふさわしい教育上の能力を有し、継続してその向上に努め、専門教育及び教養教育に取り組むことができる者
- 3) 優れた研究能力及び業績あるいは実務上の高度な能力を有し、専門分野についてより深く探究する意欲のある者
- 4) 本学及び所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを十分に理解し、それらの実現に向けて教育に邁進するとともに、熱意を持って学生支援に当たることができる者
- 5) 大学運営及び学部運営等に係る活動において、教職員と協働し、関連業務に対し積極的に参画できる者
- 6) 教育及び研究の成果を社会に還元する能力と意欲を有し、社会貢献及び地域連携活動に従事することができる者

求める職員像

- 1) 本学のキリスト教主義教育及び建学の精神「敬神愛人」を理解し、本学の伝統の継承と発展に寄与できる者
- 2) 学生の人格形成・能力向上に努力を傾け、教員と一体となって教育研究活動を推進することができる者
- 3) 専門的な知識・分析・対話を通して本質を見いだし、新しい取り組みを創造できる者
- 4) 複数の業務領域を経験することにより、総合的な知見と経営的な視点を養い、大学運営に貢献する意欲のある者

「求める教員像」を踏まえ、学校教育法や大学設置基準等の規定に基づき、教員に求められる教育上・研究上の能力及び実績等を審査するため、教員人事に関する諸規程を整備するとともに、「教員組織の編制方針」を定め、同方針をホームページ上で公表している（基本情報一覧「大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針」）。同方針では、原則として専任教員は、教授会の構成員となり、各教授会は教育課程、研究活動及び学部運営に対して責任を持つこととし、具体的には次の事項を定めている。

- (1) 「大学設置基準」、「大学院設置基準」等の関連法規に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮し、各学部・研究科の教育研究上の目的を実現するために必要教員数を配置する。
- (2) 各学部・学科及び研究科・専攻等の専門分野や特性を考慮し、年齢や性別等、多様性に配慮した教員の採用を行う。
- (3) 各学部における規程・基準等及び研究科における任用基準等に基づき、教員の募集、昇任及び大学院の任用の各手続きを行う。
- (4) 教員の資質向上及び教育内容の改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメントを組織的、多面的に実施する。

本学の学士課程全体での専任教員数は、2024年5月時点で175人であり、改正前の大学設置基準が規定する必要専任教員数（167人）を充足している。修士課程・博士課程については専任教員を置かず、各学部に配置する専任教員が大学院の各課程を兼担している。また、大学院設置基準に基づく修士課程・博士課程における必要教員数については、研究科長・専攻主任会議で、研究指導教員、研究指導補助教員ごとに確認を行っている（大学基礎データ表1、根拠資料6-1）。

なお、本学は、2022年度に改正される以前の大学設置基準に基づいて教員組織を編成しているが、教学改革推進会議をはじめとした各種会議体で、改正後の大学設置基準に基づいた基幹教員の考え方について協議しており、今後検討を深めていく予定である。

学士課程における各教員の担当授業時間及び担当授業科目については、当該年度における各教員の担当授業科目が確定する4月下旬に、学長室で確認を行っている。学長室は、確認した内容を学長に報告し、不備や問題等が生じた際は、学長が当該学部長と面談を行い、改善を促している（根拠資料6-2）。

●教職員の役割と教職協働・連携の取組

本学は、教職員について「学校法人名古屋学院大学就業規則」第1条に、『「敬神愛人」の建学の精神に則り、本学の発展に寄与することに努めなければならない』と示し、同規則第9条、第10条に職員の勤務時間、教員の週当たりの担当授業時間を定めている（根拠資料6-3）。教員は、主たる職務である教育研究に加えて、学生募集に関する入学センター委員会や各学部・学科の教務事項に関する学部教務委員会等各種教学関係の委員会の委員を担っている。各教学関連委員会は、それぞれの役割や目的に応じて審議事項を定め、その内容を各学部の教授会で共有している。

教員と職員は、各教学関連委員会において協働・連携を図っている。その一例として、学生への教育に関する事項を審議する全学教務委員会では、「全学教務委員会規程」第2条に、教務部長、各学部より選出される教務主任に加え職員である教務課長を構成員とすることを明記しており、教員と職員が協働し、学年暦や授業計画（授業時間割や担当者の配置）をはじめとして、学部間の様々な教務事項に関する審議及び調整を行っている（根拠資料6-4）。教学改革推進会議では、「教学改革推進会議規程」第4条に、学長を委員長とし、副学長、各学部長、各研究科長、各教学部長のほか、職員からは事務局長、事務局次長、総合企画部長、学長室長を構成員とすることを明記しており、教員と職員が一体となって本学における内部質保証を推進している（第2章基本情報一覧「内部質保証」）。

●指導補助者の役割

本学は、「授業支援 SA 制度に関するガイドライン」において、学士課程での授業支援 SA（スチューデント・アシstant）制度の目的や授業支援 SA の業務等を定めている（根拠資料6-5）。当制度における学生の資格として、学修状況が良好であり、所定の年限で卒業が見込める本学の学部・学科に在学する学生で、原則として、支援する授業科目又はその授業科目と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修得済みであって、当該授業科目を担当する教員が認めた学生としている。教員が当制度を利用する際、「授業支援 SA 採用申請書」を所属する学部長に提出し、学部教務委員会での審議を経て教務部長に報告するという手続きを取っている。2024年度春学期において当制度を活用した科目数は計10科目、SAの人数は7名（延べ14名）である。なお、当ガイドラインでは、SAに成績評価及びそれに関連する業務を行うことを禁じている。また、修士課程・博士課程においては、「大学院ティーチング・アシstant規程」、「大学院リサーチ・アシstant規程」を整備しており、学士課程同様成績評価及びそれに関連する業務を禁じた上で、本学大学院に在学する優秀な院生を教育活動、研究活動に従事させている（根拠資料6-6、6-7）。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学は、教員の採用や昇任について、学校教育法や大学設置基準の規定に基づき、教員に求められる教育上・研究上の能力及び実績等を審査するための人事に関する規程を明確に定め、教員の採用・昇任人事活動を進めている。具体的には、経済学部を除く各学部では「教員選考規程」及び「教員選考基準」を、経済学部では「教員人事規程」を整備している（基本情報一覧「教員の募集、採用及び昇任に関する規程」）。「教員選考規程」では、学部における教員採用を選考する委員数やその手続きを、「教員選考基準」では、教授、准教授、講師、助教のそれぞれについての審査基準を規定しており、各学部教員採用関連委員会は、当規程・基準に則り、採用活動を行っている。教員の募集については、公募又は推薦によって行っており、教員の採用において、その性別・キャリア・国籍如何による差別はない。年齢についても基本的に制限はないが、各学部は、大学院の授業を兼担できる教授職の教員を必要とする場合や、教員の年齢構成等を踏まえて准教授・講師・助教を必要とする場合があり、これらを考慮して募集を行っている。

教員の採用と同様に、学部ごとに制定している「教員選考規程」及び「教員選考基準」に則り、教員の昇任を厳正に行っている。各学部は、年度初めの各学部教授会で、昇任人事委員会（推薦委員会）を設置の上昇任人事委員を選出している。その後、各学部において昇任人事委員会を開催し、規程に則った昇任人事活動を行っている。昇任の基準については、学部ごとで規定しており、教育・研究歴等に加えて業績審査基準を「教員選考基準」において明示している。教員の昇任についても、その性別・国籍如何による差別はなく、各学部は、必要に応じて学外業績審査員を昇任人事の審査委員に加えるなど、客観性の保持に向けた取組を行っており、厳正かつ公正な手続により昇任審査を行っている。

なお、これら教員人事については、教育の質保証に関わるため、2022年度より、常任理事会に採用枠を要求する前に教学改革推進会議にその枠を報告することとし、教学執行職全員が全学の教員採用枠を把握することとしている。

研究科・専攻については、前述のとおり、専任教員を置かず、学部教員が大学院の各課程を兼担している。学部教員の兼担に当たり、研究科・専攻ごとに任用するための基準を定めており、その基準に則り任用している（基本情報一覧「教員の募集、採用及び昇任に関する規程」）。また、経済経営研究科経営政策専攻においては、客員教員と特任教員の任用基準を整備するとともに、2023年度には経営政策専攻博士前期課程における実務家教員の任用基準を再整備し、社会の要請や時代に即応した教員の任用を行っている（根拠資料6-8、6-9）。

学部・研究科ごとの教員数や教員の年齢構成は大学基礎データ表1及び表5のとおりであり、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学は、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織として、学長を委員長とする「FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を設置し、FD活動を組織的に実施している。FD委員会は、研修会の実施、ICT講習、新任者向け研修などを実施していることに加え、FD委員会の下部組織として、各学部に学部FD委員会を設置し、指導法についてのコロキウムやラーニングポートフォリオに関する研修など、学部・学科独自の特性を反映したFD活動を行っている（根拠資料6-10、6-11【ウェブ】）。とりわけ、リハビリテーション学部理学療法学科では、全教員が研究、教育、社会貢献の具体的目標を学部長に提出し、年度末に自己評価をした上で学部長との面談を行っている（根拠資料6-12）。また、FD研修及びSD研修を合同開催し、本学における教学マネジメントのあり方や、学部・学科の特性を生かした教学マネジメントと魅力発信の重要性などについての研修を行っている。

これらの取組に加え、セメスターごとに授業改善と学生満足度の向上を目的とした授業アンケートを全学的に実施している。アンケート結果については、集積・分析を行った上で教員にフィードバックするとともに、学生及び教職員に公開し、ホームページ上でも公表している（根拠資料6-13【ウェブ】）。

このほかに、教員の教育活動及び研究活動に対する意識を高め、本学における研究活動の活性化と教育の質的向上に資することを目的として、「教育・研究活動表彰規程」に則り、教員の表彰を行っている。表彰の種類を次のとおりとし、候補者の選定については、教員の所属する所属長が候補者を選定し、FD委員会で受賞者を選考している（根拠資料6-14）。

- (1) 優秀教育活動賞 教育活動において大きな貢献が認められる者
- (2) 特別優秀教育活動賞 教育活動において特に顕著な貢献が認められる者
- (3) 優秀研究活動賞 研究活動において顕著な業績が認められる者

表彰は、FD・SD合同研修会の中で行われ、受賞者は、その取組内容について報告を行うことで、本学における研究活動の活性化と教育の質的向上を図っている。

研究科・専攻については、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組として、各研究科・専攻で授業アンケートを実施しており、アンケート結果を各専攻委員会やFD委員会で共有することで、教育研究活動改善等に役立てている。外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）博士前期課程では、通常の授業アンケートに加え、スクーリング実施時にもアンケートを行っており、専攻委員会でその内容について検討

している（根拠資料 6-15）。

なお、前述のとおり「授業支援 SA 制度に関するガイドライン」や「大学院ティーチング・アシスタント規程」、「大学院リサーチ・アシスタント規程」に則り、学生又は院生が指導補助者として教育に関わっている。その際、教務課及び大学院事務室が担当教員に対して、業務内容や雇用に関するガイダンスを指導補助者に向けて実施するよう促し、担当教員は、事前に当該ガイダンスを実施している。そして、担当教員による適切な指導の下、学生又は院生は指導補助に当たっているが、今後については、当該ガイダンスを組織的な研修等に発展させるよう検討を行っていく予定である。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は、前回受審した認証評価結果を踏まえ、2021 年度より、学部・学科及び研究科・専攻における自己点検・評価の中で、「教員人事」項目を新たに追加し、学部・学科では教員採用・昇任人事を、研究科・専攻では任用の適切性について自己点検・評価を実施することとした。また、教員採用・昇任人事活動の所管部署である学長室及び大学院の各課程担当教員任用を所管する大学院事務室においても、2021 年度より「教員人事」項目についての自己点検・評価を実施することとした（第 4 章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

自己点検・評価による改善の取組例として、学長は、各学部・学科及び研究科・専攻が実施した自己点検・評価結果を参考として、将来構想を踏まえた人事計画を行うよう各学部・学科に要請し、2023 年度については、国際文化学部国際文化学科が学部将来構想チームを設置し、向こう 10 年の人事計画を策定した。その他の学部・学科についても、学部教育や人事などを検討する会議体を設け、積極的に改革の検討を進めている（第 4 章基本情報一覧「学部・研究科等における点検・評価活動の状況」）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に向けて、ICT 講習会や授業アンケートの実施とその結果のフィードバック、FD・SD 合同研修会での講演会など多様な FD 活動を実施している。とりわけ、FD・SD 合同研修会において、教育又は研究活動において大きな貢献・功績が認められた教員による取組内容の報告を行うことで、研究活動の活性化と教育の質的向上を図っている。また、本学の教学マネジメントの重要性や、各学部・学科における学習成果の可視化への取組等を共有しており、教職員の内部質保証に対する理解を深めている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく大学等の目的に基づき、「求める教員像」、「教員組織の編成方針」を定め、教員組織を編成している。教員は、教学関係の委員会の委員を担っており、職員と協働・連携しながら運営に当たっている。なお、2022年10月に改正された大学設置基準を踏まえ、教学改革推進会議をはじめとした各種会議体で基幹教員の考え方について協議しており、今後検討を深めていく予定である。

各学部は、教員の採用や昇任に関する規程を整備し、厳正かつ公正な採用及び昇任に関する活動を行っている。ただし、クロスアポイントメント等によって他大学や企業等の人材を教員として任用しておらず、関連規程についても未整備であるため、今後、同制度を利用した教員採用を進めていく際は、そのための体制づくりが必要となる。

FD活動については、全学単位及び学部単位で組織的に実施し、教員の教育力や資質の向上を図っている。また、「教育・研究活動表彰規程」に則り、教育研究活動に大きく貢献した教員を表彰している。

教員組織の適切性については、学部・学科及び研究科・専攻のほか、事務局組織である学長室や大学院事務室も自己点検・評価を実施し必要に応じて改善に取り組んでいる。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学の「学生支援に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy\5.pdf
名古屋学院大学における障がい学生支援に関する指針	https://www.ngu.jp/media/syogaishien_shishin-037.pdf
ハラスメント防止に関する指針	https://www.ngu.jp/media/2024harassment.pdf
名古屋学院大学における SOGI（性的志向と性自認）の多様性に関する指針	https://www.ngu.jp/media/2024sogi.pdf
名古屋学院大学の「国際交流に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy\9.pdf
名古屋学院大学の「教育研究等環境の整備に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy\6.pdf
名古屋学院大学の「社会連携・社会貢献に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy\8.pdf
備考：	

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学は、建学の精神「敬神愛人」（教育理念）及び本学の目的に基づき、「学生支援に関する方針」を定めている。同方針では、①修学支援、②生活支援、③キャリア支援、④個別配慮を必要とする学生の支援を定め、それぞれ具体的な取組内容を設定しており、①修学支援では、「成績不振、留年、休学、退学希望者の状況を適切に把握し、クラスアドバイザー等により必要な指導及び支援をする」こと、②生活支援では、「学生の生活に関する相談及び

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮のため、学生サポートセンター、保健センター、学生相談室及びクラスアドバイザー制度を設け、支援を行う」こと等を定めている。また、「学生支援に関する方針」のほかにも、「国際交流に関する方針」、「教育研究等環境の整備に関する方針」、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学生への直接的な支援や側面支援に関する取組を設定している（基本情報一覧「学生支援に関する方針」）。

これら方針に基づき、教務課、学生サポートセンター、キャリアセンターなど学生支援に関する部署を設置し学生支援に当たっている。あわせて、学生部委員会やキャリアセンター運営委員会など関係する委員会を置き、各委員会では学生生活に関することや進路・就職に関すること等を審議事項として取り扱っている。これら委員会は、学長が指名した教学部長を長として、各学部教授会で選出された委員（教員）及び各部署の所属長（職員）で構成されており、関係部署と各学部・学科及び研究科・専攻が連携しながら学生への支援を行っている。学生支援に関する部署には、専門的な知識・能力や経験を有する職員を配置しており、その一例として、学生サポートセンターには学生相談室を設けるとともに、臨床心理士資格を有するカウンセラーを6名配置し、キャリアセンターにはキャリアコンサルタントの資格を持つカウンセラーを2名配置している。

本学は、「学生支援に関する方針」をはじめ各種方針について、学内イントラネットやホームページ上で学内外に公開している。各部署における活動内容については、CCS上で学生に案内し、就職活動に関するものについては、SNSによっても情報を提供している。また、学生の利用しやすさに配慮した取組として、学生相談室の利用については、来室による予約に加えてインターネットによる予約も受け付けており、名古屋・瀬戸の両キャンパスにおける相談の予約状況や担当カウンセラーを確認することができる（根拠資料7-1【ウェブ】）。

なお、本学における具体的な学生支援に関する取組は次のとおりである。

（学習面における修学支援）

●学生が能力に応じて学修を進められるようサポートする仕組みの整備

本学は、学生の円滑な学生生活を支援するため、「クラスアドバイザーに関するガイドライン」を整備している（根拠資料7-2）。各学部の専任教員は、クラスアドバイザーとして所属学部の教員、学生支援に係る各種委員会、担当部署と連携し、オフィスアワーによる対面又はCCS、Microsoft Teams等オンラインによって学修面や生活面に対し適切な助言・指導を行っている。CCSでは、「学生指導記録」画面で、教職員が個々の学生の「履修歴（成績）情報」、「学費情報」、「学籍異動情報」、「留学情報」、「就職活動」等を参照でき、「出席カレンダー」では、授業への出席状況、「教育支援履歴情報」では、履修した科目ごとに課題等の提出状況を確認することができる。また、修学支援・学生支援を行った経過を「コミュニケーション記録」として記録を残し、教員及び関係部署で情報を共有することができるため、学生個々の状況に応じたきめ細かい支援を可能としている（根拠資料4-7【ウェブ】）。

各学部・学科は、各学期の開始前に、単位の修得状況に問題を抱えている学生や、一定数の単位修得があっても出席不良と判断した学生、GPAの値が一定の基準を下回る学生に対し「修学指導」を実施している（根拠資料4-23）。修学指導では、クラスアドバイザー教員や学部の教務委員などが学生と二者面談（必要に応じ保護者を含めた三者面談）を行い、その内容については、面談者がチェックシートを作成し、CCSに入力することによって教員及び

関係部署で情報を共有している。教職課程加入学生に対しては、各セメスターの終了時に「履修カルテ」の提出を義務付けており、教員免許状取得に向けた科目の履修、単位修得状況の振り返りに基づく各種学修の相談に活用している（根拠資料 7-3）。

本学は、学修支援の一環として国際交流活動にも力を注いでおり、海外留学の協定校や留学プログラムの拡充を図るとともに、語学力強化や異文化交流に関心のある学生が自律的に学習するための支援として、インターナショナルラウンジ（以下、i-Lounge）を設置している（根拠資料 7-4【ウェブ】）。i-Lounge は、本学の国際教育拠点である名古屋キャンパスたいほう Global Links 内に所在し、専属スタッフのほか、外国人講師や i-Lounge 学生スタッフ（TA 及び SA）、英語ラウンジ・インターン生などが常駐しており、少人数会話レッスンの「ランゲージ・テーブル」や「留学派遣前特別講座」など、i-Lounge 独自の語学学習支援や会話練習プログラムを実施している。また、多様な言語を取り扱う「会話サロン」を開催し、英語だけでなく、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語などについても留学生から学ぶことができるなど、i-Lounge の各種プログラムには年間延べ 7,000 人を超える学生が参加し、利用者は毎年増加傾向にある（根拠資料 7-5）。さらには、雑誌、新聞、問題集などの多様な語学教材を揃え、学生個人のレベルに合わせて学習できる環境を整えており、i-Lounge は、語学力向上や異文化理解に関心のある学生や留学を経験している学生、留学生等が集い、共に考え、共に学ぶ場所として機能している。

このほかの取組として、学生の外国語に対する興味を喚起させることや外国語能力向上を目的に、国際センター主催の英語プレゼンテーションコンテストや外国語学部英米語学科及び国際文化学部国際文化学科主催のスピーチコンテスト（英語、中国語）を実施している（根拠資料 7-6～7-8【いざれもウェブ】）。

●障害のある学生に対する修学支援

障害のある学生へ合理的配慮に基づく修学支援を行うに当たり、「学生支援に関する方針」、「名古屋学院大学における障害学生支援に関する指針」及び「障がい学生の修学支援に関する内規」を定め、支援が行き届くよう体制を整備している（基本情報一覧「学生支援に関する方針」、根拠資料 7-9）。障害学生の修学支援については学生部（学生サポートセンター、学生相談室、保健センター）が中心となっているが、実際に授業を行う学部・学科の特性に則した修学支援を実現するため、配慮希望者との面談に学部長の同席を求め、面談の場で支援内容の調整を行っている。また、配慮申請時については、障害者手帳所有者に限らず提出する根拠資料に弾力性を持たせることで間口を広げた結果、配慮希望者は 2019 年度の 14 名から 2024 年度の 67 名へと増加している。このように、対象者の増加に応じて、学生相談室のカウンセラー数を 2019 年度の 2 名から 2024 年度の 6 名へと増員し、更に配慮対象者と 1 カ月ごとに経過面談を行うなど、効果的な運営ができるよう体制を整備している。こうした運用体制はホームページ上でも情報発信し、在学生やその家族、本学への入学希望者等への理解促進を図っている（根拠資料 7-1）。

図表 7-1 障害のある学生のうち合理的配慮に基づく修学支援対象者数（各年度の累積）

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
合理的配慮対象学生数	14	9	30	44	53	67

●学修の継続に困難を抱える学生（留年生、退学希望者等）への支援

本学は、「学生支援に関する方針」に基づき、困難を抱えている学生を早期に発見し、適切な学生生活へ復帰を促すための取組を実施している。その一例として、授業欠席の多い学生を CCS から抽出し、学生部（学生サポートセンター・学生相談室）から電話等により欠席理由等の状況確認を行っている。状況を把握した学生については、欠席理由により解決策を助言するとともに、CCS の「コミュニケーション記録」に面談内容を記録することで、アドバイザー教員と関係部署で情報を共有している。また、休学中の学生にも定期的に電話等により連絡を取り、更なる困難を抱えていないか把握に努めている。未然の措置をしてもなお退学を希望する学生については、必ずクラスアドバイザーの教員との面談を経てから退学に関する届出書を提出させる手続きとしており、可能な限り学業を継続できる環境を見つけ出す努力を行っている。これらの取組により、コロナ禍における各年度で数値の変化はあるものの、離籍率はおよそ 2.5% 前後で推移している。

図表 7-2 学部生を対象とする離籍率の推移

年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
期首学生数	6,104	6,138	6,021	5,916	6,017	6,175	6,180
離籍者数	210	175	154	112	132	149	165
離籍率 (%)	3.44	2.85	2.56	1.89	2.19	2.41	2.67

●通信機器環境や ICT を利用した遠隔授業における学修支援及び学生への対応

本学は、「学術情報センターの管理運営及び利用に関する規程」に則り、「情報ネットワークに関する細則」を定めている（根拠資料 7-10、7-11）。同細則に基づき、学校法人及び大学の教育、研究、社会貢献活動、管理、運営、付随事業のために、ネットワーク基盤・設備を整備し、セキュリティを確保した安全な高速通信を実現しており、名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス共に学生・教職員が利用する各スペースで無線 LAN 環境を整備している。

ICT 機器については、1992 年に商学部商学科の新入生に一人一台ずつノートパソコンを配付したことを端緒として、1996 年より配付対象を全学部・学科の新入生へと広げ、学生全員がノートパソコンを使用した教育を受けることができる環境を整備している。配付したノートパソコンについてトラブル等発生した際は、学術情報センターのパソコン相談コーナーで隨時相談できる体制としており、2023 年度には 2,291 件の相談に対応した（根拠資料 7-12【ウェブ】）。相談内容については、パソコン機器の操作に関するものから Microsoft 365 Education の利用方法まで多岐にわたっており、相談方法については、対面での相談に加えて、2020 年 12 月より専用ヘルプページを用意し、学内外からの相談に対応できる体制としている（根拠資料 7-13）。

学生への学修支援に当たっては、主に CCS を利用しており、CCS には、授業の資料提示やレポート提出、質問受付等を可能とする機能を備え、自宅をはじめとする個々の場所で学修する学生に対応できるシステムを構築している。自宅にネットワーク環境がない学生に向けては、図書館などの自習スペースを開放し、ネットワーク環境を提供している。

(経済面における学修支援)

●学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）

学生に対する経済的支援については、主に奨学金制度により行っている。学外の奨学金（独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英財団の奨学金等）や国の修学支援制度に加え、学内の奨学金として学生の置かれている様々な状況に対応できるよう多様な制度を整備している（根拠資料 7-14～7-24）。

図表 7-3 本学の奨学金制度

制 度	内 容	2024 年度 利用者数
名古屋学院大学奨学金	経済的理由により就学困難で、かつ学業良好な学生に対して、当該年度の授業料を除く学費（施設設備費、実験実習料）の半額を減免する。	70 名
創立 50 周年記念名古屋学院大学特別奨学生	特別奨学生入試で特別奨学生として合格した学生に対し、学費（入学金、授業料、施設設備費、実験実習料）の全額を免除し、家庭の経済状況に左右されず学業成績・人物共に優れた人材を育成する。	19 名
緊急援助奨学金	主たる家計支持者の死亡、失職、病気により家計状況が急変し、経済的に就学が困難になった学生を受給対象とし、原則として当該学期における学費の半額を給付する。	5 名
災害時緊急奨学金	地震、津波、台風等の災害により家計状況が急変し、経済的に就学が困難になった学生を受給対象とし、原則として当該学期における学費の半額を給付する。	1 名
入学生緊急奨学金	本学に入学する者が、家計支持者の失職又は破産のため家計急変となり入学困難となった場合に、緊急に奨学金を給付して、就学機会の確保を図る。	2 名
社会人学生奨学金	社会人学生を対象に、当該学期の授業料の半額を減免する。	0 名
学生緊急短期貸付金	財布等の紛失や、保護者からの仕送りが滞っている等の状況における学生の緊急の出費に対して、大学が一定の金額を無利子で貸し付ける。	1 名
私費外国人留学生授業料減免	経済的理由により就学困難な私費外国人留学生を対象に、学費の半額を減免する。	3 名
学業成績優秀者奨学金	本学に在学する学部学生のうち、学業で優秀な成績を修めた者へ奨学金を給付する。	115 名

上記のとおり、奨学金制度の充実を図り、該当する学生へ丁寧に案内・情報発信を行っている。その効果については、本学の退学・除籍による離籍者の離籍理由にも表れており、「経

済的理由」により離籍した学生は、毎年度 0.2% 前後の推移となっている。

図表 7-4 経済的困窮を理由とした離籍者の推移

年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
期首学生数	6,104	6,138	6,021	5,916	6,017	6,175	6,180
経済的理由の離籍者数	22	17	12	10	11	11	17
経済的理由の離籍率(%)	0.36	0.28	0.20	0.17	0.18	0.18	0.28

これらの奨学金に加え、「留学奨励金に関する規程」を整備しており、本学と交流協定を締結している大学へ協定に基づき派遣する留学生に対して、留学奨励金を給付している（根拠資料 7-25）。

大学院生に対する経済的支援については、学部生と同様に学外の制度（日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英財団の各種奨学金等）により行っているほか、学内において次の制度を整備している（根拠資料 7-26～7-30）。

図表 7-5 大学院生への奨学金制度

制 度	内 容
大学院奨学金	成績及び人物とも優秀で経済的事由により修学が困難な者に対して学費減免のための奨学金を給付する。
大学院シニア学生授業料減免制度	入学年度の 4 月 1 日現在の年齢が満 55 歳以上である場合、入学年度における学費の半額を減免する。
大学院私費外国人留学生授業料減免制度	経済的理由により修学困難な私費外国人留学生を対象に、学費の半額を減免する。
大学院教育研究振興補助金制度	院生の研究活性化を狙いとして、補助金や奨励金を給付する。
大学院生共同研究・プロジェクト型研究奨励金	

これら奨学金制度のほか、経済的支援に関する制度及び取組として、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限での大学院教育課程の履修が困難である場合には、長期履修制度の利用により、標準修業年限を超えての修学を可能としている。また、経済経営研究科経営政策専攻博士前期課程及び外国語学研究科英語学専攻（通信教育課程）博士前期課程では、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金制度（一般教育訓練）の指定講座となっており、一定の条件を満たした上で教育訓練給付金を受給することができる（根拠資料 7-31、7-32【ウェブ】）。

（生活支援）

●学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談

本学は、名古屋キャンパスに保健センター、瀬戸キャンパスに保健室を設置し、学生の健康管理、健康相談、怪我等の応急処置を行っている。名古屋キャンパスには 2 名、瀬戸キャンパスには 1 名の看護師が常駐しており、学内で起こる日々の怪我や病気など、学生の健康

問題全般の対応に当たっているほか、非常勤医師による診察日を両キャンパスで設定している（根拠資料 7-33【ウェブ】）。

新入生全員を対象とした健康調査により、入学時の段階において身体面、精神面でのサポートを必要とする学生を把握し、大学生活へ円滑に適応できるよう支援している。身体面の状況確認については保健センター（保健室）が担当しており、2024 年度の入学生 1,529 名の内、調査票の記載内容から聴き取り面談の対象となった学生は 132 名であった。その内、合理的配慮に基づく修学支援につながった学生は 4 名、病院等の受診勧奨をした学生は 5 名であった。精神面の確認については学生相談室が担当しており、2024 年度調査票から精神面で障害のある学生が 62 名（精神障害 37 名、発達障害 21 名、精神障害・発達障害の両方 4 名）であることを把握した。これら学生と面談を行った結果、9 名を合理的配慮に基づく修学支援が必要と判断し、入学後の早期段階で対応した。

また、全学生を対象とした年 1 回の健康診断により、学生の健康状態の把握や集団感染が危惧される疾患の早期発見・早期対応を行っており、健康診断結果から外部医療機関への受診勧奨へつながった学生は 31 名に及んでいる。スポーツ系クラブに所属する学生については、健康診断の受診を義務付け、課外活動中の体調不良等を未然に防ぐどこができるよう努めている。さらには、正課中や課外活動中に起こる負傷事故の発生リスクに備え、大学の費用負担により全学生を学生教育研究災害傷害保険へ加入させるとともに、スポーツ系クラブに所属している学生についてはスポーツ団体傷害保険へ加入させている。

●学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生交流の機会確保等）

学生の孤立に関する問題は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大学への入構を制限した 2020 年度から 2022 年度にかけて顕在化した。その 1 つの指標として、在学生のクラブ・サークル等の大学公認団体加入率が挙げられる。新型コロナウイルス感染症が流行する以前の 2019 年度における加入率が 39.5% であったことに対し、2022 年度には 33.6% と約 6 ポイント減少した。この時期に、学生間のつながりが弱体化し、学生の孤立化が進行したことが推測される。このため、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行された 2023 年度より、学生のクラブ・サークル加入を促進することを目的として、学生自治会との連携による勧誘イベントの実施や、CCS によるクラブ・サークル情報の発信など行った結果、2023 年度以降の加入率は回復傾向にある。

図表 7-6 大学公認団体加入率

年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
公認団体加入率 (%)	38.3	39.5	35.2	34.9	33.6	34.2	36.8

また、学生の孤立化を防止するには、入学直後の早期段階での人間関係構築が重要と考え、新入生オリエンテーション期間中に、各学部・学科の企画により学生交流イベントを行っている。

（進路支援）

●就職支援や職業的自立に向けたキャリア教育

本学は、キャリアセンターが中心となって学生の就職支援に当たっており、主に 3 年生を

対象として、就職活動期に合わせ順次就職ガイダンスを実施している。就職ガイダンスでは、面接指導や履歴書・エントリーシート作成指導をはじめとして、多様な講座・セミナーを開催するほか、4年生に対しては、学内で合同会社説明会や企業単独説明会を実施し、学生への求人情報提供の場を積極的に設けている。キャリアセンターが主催する就職ガイダンス、個人面談、キャリアカウンセリング、業界セミナーなどの各種講座、セミナー、イベントについて、「キャリアセンター主催イベント予定一覧表」を学生へ配布し周知するほか、学内掲示やCCSにより開催案内を通知している（根拠資料7-34）。労働局や商工会議所、就職情報サイト運営会社等が主催する学外イベントについても同様に、学内掲示やCCSで案内を行っている。また、学外業者と業務委託契約を締結の上、キャリアセンター内にキャリアコンサルタントの資格を有するカウンセラーを常時配置（繁忙期最大4名）し、就職相談、面接指導、履歴書・エントリーシート作成指導等の業務を委託している（根拠資料7-35）。

キャリアセンターは、従来型の対面による就職支援に加え、2023年6月より、CCS内に「ヴァーチャルキャリアセンター」を設置している。ヴァーチャルキャリアセンターは、仮想オフィスであるoviceを活用しており、学生は、直接キャリアセンターへ訪れなくても、アバターによってオンライン上で会話や就職支援に関する情報を収集することができる（根拠資料7-36）。また、学生の利便性を念頭に置いた環境整備として、インスタグラムによるキャリアセンター主催イベントの情報発信やMicrosoft Teamsによるオンライン上のキャリア・就職相談や面接指導を実施するほか、学生相談に対する安心感や信頼関係を醸成するためキャリアセンタースタッフの学部担当制を敷いている。

これらキャリアセンターによる全学的な取組に加え、学部・学科の特性に沿った支援も併せて行っている。その一例として、リハビリテーション学部理学療法学科では、4年生の4月初旬から7月下旬まで病院やクリニック等で臨床実習を行っていることから、他学部生と就職活動に取り組む時期が異なっている。このため、理学療法学科生のみを対象とした就職ガイダンスを3年生の11月及び2月、4年生の8月に開催し、学内会社説明会に相当する病院説明会を、4年生の6月にはオンラインで、8月には対面形式で開催している（根拠資料7-37）。

あわせて、効果的なキャリア教育及び就職支援を実現するため、各学部・学科のNGU教養スタンダード科目群に、キャリアデザイン科目を配置している。この科目の授業運営を所管する組織として、当該科目担当者によって構成されるキャリアデザイン部会を設置し、科目運営に係る情報をキャリアセンターと共有の上、学生の動向や社会的背景を柔軟に取り入れながら授業を展開している（根拠資料7-38）。

就職活動の進展に遅れが見られる学生に対しては、電話や手紙の送付、ゼミ担当教員への情報提供依頼等により早期の状況把握に努めている。これら進路選択に関わる各種支援やキャリア教育により、2023年度の卒業生（大学院進学者を除く）に対する就職率は91.3%、就職を希望する学生の就職決定率は99.8%であり、高い水準の就職実績となっている（根拠資料7-39）。

●資格取得に向けたキャリア形成支援

本学は、学生のキャリア形成支援に関して様々な資格取得に向けた支援を行うため、キャリアセンター内に資格センターを設置している。

公務員を志望する学生への支援に向けて、公務員等資格予備校の現役講師を配置し、学習方法、試験動向の案内、面接指導、論文作成指導、公務員の理解を深めるイベント等の業務を委託している（根拠資料 7-40）。また、公務員等資格予備校の現役講師による「公務員志望者ガイダンス」、本学卒業生の現役公務員と仕事内容について質疑応答を行う「公務員OB・OG 座談会」の開催に加え、官公庁から採用担当者を招いての「官公庁セミナー」や、官公庁へ訪問し、職場の見学や現役職員から業務内容の説明を受ける「職場見学会」を開催している。さらに、公務員志望者専用学習室の設置など施設面での整備も行っており、これら公務員志望者に対する支援の結果、2024 年度の公務員就職者は 51 名であった（根拠資料 7-41）。

各種資格取得を目指す学生に向けては、資格の取得難易度や社会的認知度、を目指す業界・企業での有用性等に関する助言や指導を行っており、2019 年度から 2024 年度までの主な資格合格者の推移は次のとおりである。

図表 7-7 資格取得者の推移

講座・資格名	2019	2020	2021	2022	2023	2024
宅地建物取引士	9	6	11	8	10	6
ファイナンシャルプランニング技能検定 2 級	19	12	7	13	9	5
IT パスポート	6	2	11	19	24	23
日商簿記検定 3 級	52	47	45	30	20	8
日商簿記検定 2 級	5	0	7	7	10	11
秘書技能検定 2 級	16	14	25	21	18	20

※2024 年度の数値は 2025 年 3 月 10 日時点

キャリアセンターのほか、学生の進路支援、とりわけ教職課程に加入している学生への支援に取り組む組織として、教職センターを設置している。

教職センターでは、教職学習室を設置し自主学習の環境を整備している。中学・高校校長経験者である教職特任教授を常時配置し、教員採用試験に向けた学修支援を行っていることに加え、学部主催の教員採用試験対策勉強会の開催、学外業者が運営する教員採用試験対策通信講座の受講斡旋、同受講に関する受講料補助など、教員採用試験合格に向けた支援を行っている。その結果として、2023 年度には 11 名の学生が、幼稚園・小学校・中学校・高校の正教員に現役合格した（根拠資料 7-42【ウェブ】）。なお、教職関連科目の単位修得が計画通り進まないことで教員免許状取得を諦め進路を変更する学生もいるため、各セメスター終了時に、学生の単位修得状況を確認し、単位修得が進んでいない学生に対しては個別面談を実施している。

（その他支援）

●部活動・ボランティア活動等の正課外における学生活動への支援

本学は、大学公認のクラブ・サークル活動を経済面で支援するための制度として、体育会・文化会クラブへ原則一律の金額を支給する「課外活動援助金」、大学公認クラブのうち活動目標が明確で優れたマネジメントを行っておりかつ、申請のあったクラブから選考して支給する「課外活動特別援助金」、同じく「クラブ貸与備品」、大学公認のサークル活動等の活

性化を目的として、申請のあった大学公認団体から選考して支給する「課外活動活性化援助金」などを設けている（根拠資料 7-43～7-46）。また、「強化クラブ規程」に則り、2024 年度は男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、硬式野球部、ラグビー部、サッカーボール部、馬術部の 7 団体を強化クラブに指定し、指導者雇用や施設の充実など多面的に支援している（根拠資料 7-47、7-48）。このように、強化クラブからサークル活動に至るまで、学生の興味関心に応じて多種多様な活動が活発化するよう制度面を整備してきた結果、大学公認のクラブ・サークルは 90 団体が活動している。

あわせて、学生主体の活動が自主的に発展するよう研修会を実施しており、各クラブの次年度幹部生を対象とした「リーダース研修会」や新入部員を対象とした「フレッシュマン研修会」を開催している。また、クラブ・サークル活動を含め正課外活動で特筆すべき成績を修めた学生を表彰する制度を設け、日頃の努力を労い、成果を讃えている（根拠資料 7-49、7-50）。

（学生の基本的人権の保障）

● ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申し立てへの対応

本学は、1999 年度に「ハラスメント防止に関する指針」及び「ハラスメント防止に関する規程」を制定し、ハラスメント防止に努めてきた。ハラスメント関連の問題を協議する人権問題委員会は、学生部長を委員長として、事務局長、各学部専任教員 1 名、専任職員 2 名の合計 13 名で構成されている。当委員会が、ハラスメント事案をはじめとする人権問題に係る苦情申し立てについての対応を行い、事実関係の調査や関係者の調停などを担っている。また、各学部専任教員 1 名、専任職員 2 名の合計 11 名をハラスメント相談員として選任し、学生や教職員の相談窓口となる担当者を明確にしている（根拠資料 7-51～7-53）。

プライバシー権については、2023 年 6 月に「LGBT 理解増進法」が施行されたことを踏まえ、とりわけ戸籍上の性別に違和を覚える学生の権利保全に努めてきた。当該学生の通称名の使用については、2023 年度に「学生の通称名使用取扱内規」を制定し、従来から認めていた本人や父母等の婚姻によるケース、外国籍の学生が住民票記載の通称名を使用するケースに加え、性別違和を理由とする使用も可能とする変更を行った（根拠資料 7-54）。また、学内の証明書や書類等での性別記載を調査し、必要のない性別欄自体を削除したほか、学内のバリアフリートイレを「みんなのトイレ」へ改称し、当該学生が使用しやすい環境を整備した。さらに、多様な性についての理解を大学全体へ広めるため、2024 年度の新入生には LGBTQ+ に関するリーフレットを、非常勤を含む全教職員に「相談対応者のためのレインボーガイドブック」を配布し、多様な学生に対してアウティングなどプライバシー権を侵害しないよう、啓発活動を行っている（根拠資料 7-55、7-56）。

2024 年度には「名古屋学院大学における SOGI（性的指向と性自認）の多様性に関する指針」を制定しており、あわせて、「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進宣言」を 2024 年度中に制定できるよう進めている（根拠資料 4-18）。さらに、LGBTQ+ に係るガイドラインを作成し、授業や課外活動におけるルールや配慮事項を明確化していくことを検討している。

評価項目②

学生支援に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がってきている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教務課、学生サポートセンター、キャリアセンターなど学生支援に関する各部署及び関係委員会は、事務分掌ごとに定めた計画に沿って学生支援に関する自己点検・評価を毎年度実施し、内部質保証を統括・推進する組織である教学改革推進会議に集約している。具体的な取組例として、学生サポートセンターの自己点検・評価を以下例示する。

学生サポートセンターでは、事務分掌に対応した19項目ごとに、各年度で学生支援や業務改善に係る達成目標を定め、年度末に学生部委員会で実施内容、効果、改善点や課題などを検討し、次年度の学生支援計画に反映している。その一例として、コロナ禍後の2023年度は、新入生が大学生活へうまく適応できずに大学を離籍するケースが散見された。その課題を解決するため、学生サポートセンターの点検・評価項目「学部の学生支援事業に対する援助」として全1年生が履修する「基礎セミナー」へ先輩SAを配置する数を増やし、学生同士のピア・サポートを充実させている。その取組を一因として、翌年度は離籍者数が減少しており、学内外の情勢に合わせ学生支援内容を弾力的に運用することによって、問題解決へとつなげている。このほか、自己点検・評価に基づく改善例として、キャリアセンターでは、学生の就職に関して、早期から4年生の進路（就職）状況を調査した上で適切な進路支援や、社会ニーズ、受講実績、合格実績等を勘案した上で資格講座の開講講座や運営業者の選定を行っている（根拠資料7-57）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、「学生支援に関する方針」をはじめとした学生支援に関する各種方針に基づき、修学支援、生活支援、進路支援など多様な支援を手厚く実施している。

修学支援については、CCSをとおして学生の学修状況を教員及び関係部署で把握し、単位修得状況や「コミュニケーション記録」を踏まえた修学指導の実施など、きめ細かい支援を行っている。また、障害のある学生に対しても支援が行き届くよう、対象者の間口を広げた上で、当該学生との面談を経て適切な支援を行っている。経済面で困難を抱える学生に対しては、「名古屋学院大学奨学金」をはじめとして、学生の置かれている状況に対応可能な多様な制度を整備・拡充しており、「経済的理由」によって離籍する学生が減少傾向にある。学生が自律的に学習するための支援としては、語学力強化や異文化交流に関心のある学生に向けてi-Loungeを設置している。i-Loungeでは、独自の語学学習支援や会話練習プログラムを実施しており、年間延べ7,000名を超える学生が参加し、利用者は毎年増加傾向にある。さらには、学生スタッフであるTA及びSAによって、留学生やi-Loungeを利用する学生を巻き込みながら様々な自主的活動を展開している。

生活支援については、臨床心理士資格を有するカウンセラーを学生相談室に配置し、学生の心身の健康への不安など、様々な悩み・問題・不安に対応している。あわせて、欠席過多

学生へ電話や CCS のメッセージ機能によりアプローチを行い的確な支援へとつなげた結果、2018 年度（前回受審した認証評価時）から大学を離籍する学生の数は減少しており、2024 年度の離籍率（対期首学生数）は 2.67%（2018 年度比マイナス 0.77 ポイント）となっている。

進路支援については、キャリアセンター内にキャリアコンサルタント資格を有するカウンセラーを配置の上、就職ガイダンス、個人面談、キャリアカウンセリング、業界セミナーなどの多様な就職対策講座やセミナー、イベントを開催している。また、先進的な取組である「ヴァーチャルキャリアセンター」の設置により、柔軟な就職支援が可能となり、高水準の就職実績となっている。さらには、公務員を志望する学生に向けて、公務員等資格予備校の現役講師を配置し、学習方法、試験動向の案内、面接指導、論文作成指導、公務員の理解を深めるイベント等を開催するほか、公務員志望者専用学習室を設置するなど制度面、施設面において多様な支援を行っている。これら取組の結果、2024 年度の公務員就職者数は 51 名であり、とりわけ、地方自治体行政職への就職者数については、直近 6 年間において最多の人数となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「学生支援に関する方針」を定め、この方針に基づき学生支援を行っている。学生支援については、各部局の役割・特色に応じて、対面だけでなく CCS などによるオンラインによって手厚く実施しており、毎年度自己点検・評価を実施し改善・向上に取り組んでいる。内部質保証を統括・推進する組織である教学改革推進会議は、その結果を集約し、全学的視点で総括を行い、改善が必要な事項について対応案を整理し、各組織に改善・改革の支援等を行っている。

現時点において、学生の支援について大きな問題は発生していないものの、社会の情勢や学生の気質が時代の変遷と共に変化していくため、それらを念頭に置いた体制づくりが必要である。その一例として、障害学生を含む多様な学生を担当する事務職員を 2024 年 10 月より配置しているが、それら学生を対象とした専門部署を設置していないため、今後の対応について検討を行っていきたい。また、留年生や退学希望者自体の数を減少させていくことが今後の課題であるため、入学後の早い段階で大学生活に対するモチベーションを上げる仕組みづくりが重要である。その一つとして、学生の出席状況のモニタリングを強化し、欠席過多である学生の状況を確認することにより、当該学生が抱える問題解決の支援を行っていくことを予定している。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学の「教育研究等環境の整備に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy16.pdf
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学の「研究に対する基本的な考え方」	https://www.ngu.jp/media/policy17.pdf
競争的研究費の不正防止に関する基本方針	https://www.ngu.jp/outline/affiliated-organization/laboratory/kihonhoushin/
名古屋学院大学研究倫理規準	https://www.ngu.jp/media/8_meigaudairinrikijyun_n.pdf
競争的研究費等取扱規程	https://www.ngu.jp/media/13_kyousoutekikenkyuu_hikitei2022.pdf
科学研究費助成事業取扱規程	https://www.ngu.jp/media/20_kakennhijyoseijigyouriatukaikitei.pdf
競争的研究費等の運営・管理に関する行動規範	https://www.ngu.jp/media/29_uneikanri2.pdf
研究活動不正防止規程	https://www.ngu.jp/media/15_kennkyuukatudouhuse_ibousikitei.pdf
2024年度競争的研究費の使用に関する不正防止計画	https://www.ngu.jp/media/16_huseibousikeikaku2024.pdf
名古屋学院大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画	https://www.ngu.jp/media/30_jissikeikaku.pdf
研究倫理委員会規程	https://www.ngu.jp/media/27_kennkyuurrinnriiinnkaikei_703-2.pdf
人を対象とする研究倫理委員会規程 遺伝子組換え実験安全委員会規程	同左（規程集より抜粋）
名古屋学院大学動物実験規程	https://www.ngu.jp/media/2020-1-1kitei.pdf
動物実験委員会規程	https://www.ngu.jp/media/2020-1-2kitei.pdf
備考：	

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学は、建学の精神「敬神愛人」(教育理念) 及び本学の目的に基づき、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。同方針では、①校地・校舎及び施設・設備等の整備、②図書館、学術情報サービス及びネットワーク環境等の整備について定め、それぞれ具体的な取組内容を設定しており、例えば、①校地・校舎及び施設・設備等の整備では、「学生の学習及び教員の教育研究活動を実施するにふさわしい校地・校舎、設備及び付属施設を確保し、整備すること」や、②図書館、学術情報サービス及びネットワーク環境等の整備では、「学生の学修及び教職員の教育研究活動を効果的に行えるよう、教育研究上必要な図書資料及び電子資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供システムを整備すること」を定めている（基本情報一覧「教育研究等環境の整備に関する方針」）。

●校地・校舎及び施設設備等の整備

本学は、名古屋の都心部に近く利便性の高い名古屋キャンパスと、50 年以上の歴史を有し広大な敷地と自然環境に恵まれた瀬戸キャンパスを有している。名古屋キャンパスについては、教室、図書館、ラーニング・コモンズ、レストラン、アリーナ・体育館、チャペルなどを有し、メインキャンパスとして位置づけているしろとり学舎（以下、<しろとり>）、リハビリテーション学部理学療法学科や大学院の教育・研究棟となるひびの学舎（以下、<ひびの>）、グローバル人材育成のための施設「GLOBAL LINKS」と 2019 年 4 月に名古屋キャンパスに移転した理学療法学科の実習棟（R-LABO）を有するたいほう学舎（以下、<たいほう>）の 3 つの拠点で構成している。瀬戸キャンパスについては、教室棟に加え、体育館、ラグビー場、サッカー場、野球場、屋内プールなどの充実した運動施設を備えており、名古屋、瀬戸それぞれの校地・校舎面積については、大学設置基準を十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。

また、<たいほう>では、国内トップクラスの広さを有する「GLOBAL LINKS」において、国際教育拠点として国際交流や語学教育を推進するとともに、大学と地域を繋ぐ社会連携の拠点として社会連携センターを配置しており、留学生や地域とのつながりを意識した、学生の多角的な学びを後押ししている。

図表 8-1 校地・校舎面積

キャンパス	校地面積				校舎面積	
	校舎敷地	運動場敷地	駐車場等用地	校地面積計		
名古屋	しろとり	19,675.06	1,861.78	867.16	22,404.00	35,668.43
	ひびの	908.00	-	-	908.00	4,472.89
	たいほう	9,366.85	-	139.00	9,505.85	8,995.17
	合計	29,949.91	1,861.78	1,006.16	32,817.85	49,136.49
瀬戸		204,835.93	81,632.00	63,578.60	350,046.53	44,794.42
合計		234,785.84	83,493.78	64,584.76	382,864.38*	93,930.91*
大学設置基準上の面積		-	-	-	56,000.00	33,549.00

*大学設置基準上、「校地」に算入する面積は 318,279.62 m²であり、「校舎」に算入する面積は 84,775.22 m²である。

第Ⅱ期中長期計画において、施設の維持向上と学生満足度向上に資するキャンパス整備計画を策定し実行することを具体的な取組として掲げ、複数のキャンパスを適切に維持、整備していくため、財政面を含めた計画的な設備更新や建物改修に取り組んでいる。施設設備の整備に当たっては、それぞれのキャンパスニーズを踏まえ、名古屋キャンパスでは、高効率の空調機器への更新工事、建造物の長寿命化のための外壁補修、屋上防水更新工事などを、瀬戸キャンパスでは、グラウンドやテニスコートの運動施設の改修などを実施している（根拠資料 1-3）。

本学は、施設設備の安全性、利便性及び衛生面を考慮した整備を行っており、バリアフリーへの取組やキャンパス環境整備として車いす利用者向けのスロープ、エレベーター、駐車スペースの整備、多様な利用者に配慮したトイレを設置し、点字ブロックやエレベーターの点字サイン、緊急時インターホンを取り付けている。2022 年度には、AED を 7 台増設（合計 14 台）し、各キャンパスの主要な施設に配置している。これらに加え、女子学生のキャンパスライフの向上と性別の違いから生まれる社会的な格差を軽減する取組として、2022 年より、生理用品の無料提供サービスのディスペンサーを両キャンパスに導入している。

また、キャンパスの整備に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大期からその対応に尽力してきた。2020 年 3 月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（新型コロナウイルスの感染法上の分類が変更された 2023 年 5 月に解散）し、同本部で決定された対応方針に基づき、感染拡大防止対策として、アクリルパネルの設置、必要箇所にオゾン発生器・空気清浄機の設置、検温モニターの設置、消毒液、マスク等消耗品の購入、共有部及び食堂の机・イスの間引きなどにより、学生・教職員の感染予防及び拡大防止の対策を行ってきた。あわせて、学生及び保護者の負担を軽減するため、2020 年 5 月に、修学支援及び経済面における支援として「特別修学支援金」を、全学生を対象に一律 5 万円を給付した。

●ネットワーク環境や ICT 機器等に関する整備

本学は、学術研究及び情報システムの利活用を促進し、教育の向上を図ることを目的として学術情報センターを設置している（根拠資料 8-1）。本学の教育研究に供するネットワーク環境については、「学術情報センターの管理運営及び利用に関する規程」に則り「情報ネットワークに関する細則」を定め、学校法人、大学の教育、研究、社会貢献活動、管理、運

営及び付随事業のために整備し、セキュリティを確保した安全な高速通信を実現している。また、名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス共に学生・教職員が利用する各スペースで無線 LAN 環境を整備している（根拠資料 7-10、7-11）。

大学全体に関わるネットワーク基盤・設備等の情報処理システムの更新間隔は 5 年ごとであり、2020 年 4 月より第 12 期情報システムが稼働し、2025 年 4 月より第 13 期情報処理システムが稼働予定である。第 13 期情報処理システムでは、今後見込まれる大容量ファイルの送受信やクラウドサービスの利用、遠隔授業等でデータ使用量の増加が見込まれるため、遅延なくネットワークを利用できるよう、ボトルネックのない速度強化を図るためのネットワーク環境の強化や、遠隔授業の増加を見越したノートパソコンの充電環境の拡充整備を進めていく。

本学は、コロナ禍を経て始めたオンライン授業、ハイブリッド授業を行うためのビデオ会議ツールとして、Microsoft Teams や Zoom を利用している。オンライン授業に必要な「Microsoft 365」などのツールに関して、2020 年度に学生及び教員向けのマニュアルを作成するとともに、教員に向けてはオンラインで講習会を実施している。また、作成したマニュアルを基にオンラインで参照することができる「学術情報センターヘルプページ」を開設し、学生と教員が手軽にカテゴリ別の FAQ を参照できるよう整備した。これらネットワーク環境や ICT 機器、Microsoft365 のアプリケーションに関する技術的なサポートをはじめとする学生及び教職員からの問い合わせなどについては、学術情報センターが対応を行っている（根拠資料 7-13）。

インターネット・ICT の利用に不可欠な情報倫理の啓発について、学生に向けては、1 年次における必修科目である「情報処理リテラシー」内で行っており、教職員に向けては、学内で利用できるアプリケーション等の活用方法に関する ICT 講習会で行っている（根拠資料 8-2、8-3）。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学は、名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス共に学術情報センター管理の下、図書館を設置している。学術情報センターは、学生の学修及び教職員の教育研究活動を効果的に進められるよう、資料収集方針に基づき、教育研究上必要な図書資料及び電子資料の収集、整理及び提供を行っている（根拠資料 8-4）。

●図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備と学術情報へのアクセスに関する取組

本学は、教育研究活動支援のため、全ての学部・学科に対応した幅広い分野の資料を収集し、学生・教職員等の利用に供している。所蔵数は、資産性の図書で 420,511 冊、雑誌で 6,706 種であり、このほか、電子資料を電子ジャーナルで 25,434 種を整備している（大学

基礎データ表 1)。基本的学術図書については、図書館員による選書体制により新刊書を中心収集している。講義内容に基づいた資料収集については、教員の協力を得て指定図書制度を設け、シラバスに掲載されている参考図書等を提供している。収集した図書・資料については、教員著作を本学教員著書コーナー、就職・資格取得関連資料をキャリアプランコーナー、論文・レポートを作成するための資料を学習サポートコーナーへ配架し、利用者ニーズが高い図書を別置することで閲覧しやすい環境を整えている。各学部・学科や研究科・専攻に関する資料の配架については、学生及び院生の普段のキャンパスライフを考慮し、<しろとり>図書館に経済学部、現代社会学部、商学部、経営学部、外国語学部、国際文化学部向けの資料を、<しろとり>法学部資料室には法学部向けの資料を、ひびのライブラリーにはリハビリテーション学部及び大学院生向けの資料を、瀬戸キャンパス図書館にはスポーツ健康学部向けの資料を配架している。また、開学以来、会社史・経済団体史を積極的に収集し、現在 8,073 冊を保有している。経済学部経済学科のみの大学として開学した本学であるが、現在は現代社会学部現代社会学科、商学部商学科・経営情報学科、経営学部データ経営学科といった社会科学系の学部・学科を複数設置しており、これらの資料は産業史研究・企業研究などに役立てている。

大学設置基準第 38 条第 2 項に規定されている他大学の図書館等との協力に関する取組については、国立情報学研究所目録所在情報サービス (NACSIS-CAT) に所蔵データを登録し、全国規模の総合目録データベース構築に寄与している。これまでに NACSIS-CAT に登録した本学データ件数は、2023 年度末時点で図書 138,671 件、雑誌 6,395 件である（根拠資料 8-5【ウェブ】）。他大学との相互貸借・文献複写は、この総合目録データベースを利用した NACSIS-ILL を利用しており、2023 年度における図書相互貸借については、借入 101 冊、貸出 64 冊、文献複写については受注 163 件、依頼 252 件であった。また、本学図書館は、国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスにも参加しており、図書館利用者にそのサービスを提供している（根拠資料 8-6【ウェブ】）。これら取組に加え、名古屋市内の公共図書館、専門図書館、大学図書館の資料を一度に検索することができる名古屋市図書館運営「まるはち横断検索」への参加や「東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定」に加盟するなど、地域の図書館との連携も行っているほか、私立大学図書館協会にも加盟し、他の図書館等と連携した体制を整えている（根拠資料 8-7、8-8【ウェブ】）。

本学が導入している「図書館システム」では、本学所蔵資料を全て WEB 上で検索することができ、図書購入申込みや文献複写などのサービス申し込み、他キャンパス及び他大学からの図書・文献の取り寄せ依頼など多様な機能を搭載しており、図書館サービスに関する総合管理サイトの役目を果たしている（根拠資料 8-9【ウェブ】）。横断検索サービスとして EBSCO 社が提供する Discovery Service 「NGU Discovery」 についても整備しており、世界中の文献情報を一度に検索し、その論文が本学契約電子ジャーナル又はオープンアクセスジャーナルであれば、全文をその場で入手することができる。一部の電子ジャーナル・データベースの利用については、VPN 接続することにより学外からのアクセスが可能となり、これらをとおして教育研究活動の利便性向上を図っている。

●学生の学習に配慮した図書館施設環境の整備

<しろとり>図書館は、2007 年の名古屋キャンパス移転に合わせて開館した。延べ床面積は、学術情報センター内に設置された事業会社（NGU プラツツ）部分を除き、学術情報センター事務所部分を含め 1,923.8 m²、資料収容能力は約 7 万冊である。読書・学習を行うフロアやグループ学習・ディスカッションが可能なラーニング・コモンズの役割を果たすフロアを有しており、利用者が資料を直接手に取り利用できる全面開架となっている。法学部資料室については、延べ床面積 203.8 m²、資料収納能力は約 8 千冊であり、主に法学部法学科の学生が利用する資料を中心に整備している。<ひびの>には、「ひびのライブラリー」を設置し、延べ床面積は事務室部分を含め 301.2 m²、資料収納能力は約 7 千冊であり、主に<ひびの>で授業を行うリハビリテーション学部と大学院生向けの資料を配架している。

瀬戸キャンパス図書館は、1968 年に設置された 3 階建ての建物であり、延べ床面積 4,171.6 m²、資料収容能力は約 49 万冊である。資料収容能力は名古屋キャンパス図書館の約 7 倍であり、保存書庫としての役割を担っている。図書所蔵データについては、図書館システムの利用により Web 上で検索できるよう整備し、双方のキャンパスから資料の取り寄せを可能としている（大学基礎データ表 1）。

2024 年 5 月時点における名古屋キャンパス図書館の座席数は 519 席（法学部資料室 55 席、ひびのライブラリー 95 席含む）、瀬戸キャンパス図書館の座席数は 172 席であり、開館時間を次のとおりとしている。

図表 8-2 2024 年度 図書館の開館時間

【名古屋】図書館		【名古屋】法学部資料室	
平日	8：45～20：00	平日	8：45～17：00
土曜日	10：00～17：00	土曜日	閉館
夏季・春季休暇期間	8：45～17：00	夏季・春季休暇期間	10：30～17：00
【名古屋】ひびのライブラリー		【瀬戸】瀬戸キャンパス図書館	
平日	8：45～20：00	平日	8：45～17：00
土曜日	10：00～17：00	土曜日	閉館
夏季・春季休暇期間	10：00～17：00	夏季・春季休暇期間	8：45～17：00

2023 年度実績として、名古屋キャンパス図書館の年間開館日数は 255 日（内、土曜日は 29 日開館）であり、入館者総数 112,685 人、土曜日を含む 1 日平均利用者は 442 人であった。また、年間開館日 255 日のうち、授業期間中の週 5 日、合計 166 日の開館延長（17:00～20:00）を行っている。法学部資料室の開館日数は 226 日、ひびのライブラリーの開館日数は 275 日（うち、土曜日は 40 日開館）であり、瀬戸キャンパス図書館の年間開館日数は、236 日、入館者総数 9,929 人、1 日平均利用者数は 42 人であった。

名古屋キャンパスの各図書館・図書室の開館日数については、それぞれが設置されている学舎で異なっており、ひびのライブラリーでは、例年 2 月下旬に実施される理学療法士の国家試験対策としてリハビリテーション学部生が学習利用できるよう、春期休暇期間中であっても土曜日開館を行うなど、柔軟な開館対応を取っている。

本学は、両キャンパスを合わせて、専任職員 3 名、常勤の図書館業務委託職員 11 名、17

時以降の開館延長時や土曜開館対応として非常勤の図書館業務委託職員若干名を配置しており、内、専任職員 2 名及び常勤の図書館業務委託職員 11 名が司書資格を有している。司書資格を有する専任職員を各キャンパス（名古屋 1 名、瀬戸 1 名）へ配置することや、専門の業者に業務委託を行うことによって、質の高い専門的サービスを提供している。また、学生視点の図書館サービスを行うため、学生自身が書店に出向き選書する「本屋さんツアーア」を行っている。

地域貢献活動の一環として、本学の図書館を一般開放しているが、本学学生の利用を優先するため、授業期間中の平日については 17 時以降より一般利用者へ開放している。また、法学部資料室やひびのライブラリーについては一般開放を行わないなど、学生の学習環境に影響が出ないよう配慮している。

評価項目③

研究活動に関する支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学は、人文科学、社会科学及び自然科学に関する研究を推進し、学術文化の進展に寄与することを目的として総合研究所を設置している。総合研究所は、これら目的や、2022 年度に策定された「研究に対する基本的な考え方」に沿って教員の研究活動の活性化につながる以下の取組を行っている（根拠資料 8-10、基本資料一覧「研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等」）

●研究費等の支給

本学は、専任教員に個人研究費を支給している。個人研究費については、費目別の支出枠を設定せず各教員の研究内容に応じ、年間 60 万円（任期制准教授、任期制講師、助教は 20 万円）を支給している。（根拠資料 8-11）

2017 年度より運用開始した学内の競争的研究費である「研究助成」制度では、2024 年度までに 65 件を採択した（根拠資料 8-12）。このほか、科学研究費助成事業や奨学寄付金等を獲得している。

●研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等

本学は、教員 1 名につき個人研究室 1 室を用意している。研究に専念する環境としては、教員の研修制度を整備しており、長期、中期、短期の各 1 回を限度として国内外で研修することができる。国外研修では渡航費、滞在費（限度額 365 万円）、支度金を支給し、国内研修では、住居費、交通費、旅費、消耗品費等を合計して 250 万円を限度に支給している。こ

のほか、特別研究期間制度、私費による教員の在外研修制度、国際学会研究発表の渡航費補助の制度を整備している。(根拠資料 8-13～8-17)

また、教員の研究成果の定期的な発表の場として「名古屋学院大学論集」を社会科学篇4回、人文・自然科学篇2回、言語・文化篇2回、医学・健康科学・スポーツ科学篇2回、研究年報1回の計年11回発行しているほか、申請に基づき、隨時「ディスカッション・ペーパー」を刊行できる仕組みを整備している。ディスカッション・ペーパーについては、1年間6,000ページまで無料としており、とりわけ、若手研究者が成果公表を滞りなく行うことができる環境を整えている(根拠資料 8-18、8-19)。さらに、研究活動の推進として、科学研究費助成事業に関する支援を行っている。総合研究所は、科学研究費応募に関する勉強会や説明会を開催するとともに、2021年度より、応募の際研究計画調書等申請書類のレビューについて、学外専門家に委託できるシステムを利用している。

このほか、自大学の研究成果物にメタデータ(目録情報)を付して、電子的に保存蓄積することによって提供する機関リポジトリが全国的に構築されているが、本学においても研究環境整備に関する取組の一環として、国立情報学研究所が提供するシステム(JAIR0 Cloud(WEK03))を用いて「名古屋学院大学リポジトリ」を構築・公開し、研究成果を社会に発信している(根拠資料 8-20【ウェブ】)。これによる搭載論文数については、2023年度末で1,337件、近年の論文ダウンロード件数推移については、2021年度147,975件、2022年度154,370件、2023年度158,845件となっており、研究成果の公開について一定の成果を上げている。

●研究倫理や研究活動不正防止、研究倫理の遵守を図る取組

本学は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に従い、2021年に「競争的研究費の不正防止に関する基本方針」を定めている。研究倫理に関する取組については、「名古屋学院大学研究倫理規準」に定められた研究倫理教育を3年に1度行っており、全教員に、日本学術振興会の提供する研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」の受講及びその修了証書提出を義務付けている。また、「研究倫理・コンプライアンス研修」として、動画配信による研修を毎年度実施し、全教員に「理解度チェックのアンケート」及び「自署による誓約書」の提出を義務付けている(基本情報一覧「研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等」、根拠資料 8-21)。

研究活動不正防止に関する取組については、「研究活動不正防止規程」に、研究活動上の不正行為の防止や基準違反行為に対する対応について定めている。また、「競争的研究費等取扱規程」に則り、「不正防止計画推進委員会」を設置しており、不正防止計画推進委員会では、毎年、競争的研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証を行い、不正防止計画実施報告書をまとめている。さらに、不正防止のための具体的な対策を「競争的研究費の使用に関する不正防止計画」として策定し、ホームページ上で公表している(基本情報一覧「研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等」)。

研究倫理の遵守を図る取組について、教職員に向けては、2021年度より、近年生じている不正事例をまとめた「啓発活動ニュースレター」を学内インターネット上で配信している。学生に向けては、CCSを通じて、研究倫理遵守の案内を行っている(根拠資料 8-22、8-23)。具体的には、授業において、剽窃・捏造・改ざんといった不正な研究とならないよう研究倫

理について充分な知識を得ておく必要があることを通知するとともに、日本学術振興会が提供する「研究倫理e ラーニングコース」を紹介し、自習を勧めている。また、近年ニュース等で議論されている生成AIの活用等については、各教員に対して剽窃等の不正防止に関する注意喚起を行っている。

このほか、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に従い、「名古屋学院大学動物実験規程」、「動物実験委員会規程」、「動物実験施設使用規程」を制定の上、毎年度自己点検・評価を実施している。これらの規程に則り、動物実験を計画し適正に実施していることに加え、2022年度に公益社団法人日本実験動物学会による外部検証を受検し、自己点検・評価報告書や検証結果をホームページ上で公開している（基本情報一覧「研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等」、根拠資料8-24、8-25【ウェブ】）。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

学術情報センターや総合研究所等各部署及び関係委員会は、事務分掌ごとに定めた目的に沿って教育研究環境に関する自己点検・評価を毎年度実施し、内部質保証を統括・推進する組織である教学改革推進会議に集約している。例えば、学術情報センターは、2020年度に実施した自己点検・評価において、電子図書館の開設については「コンテンツ数がまだ少ない（200冊程度）ので、充実させていく必要がある」ことが課題であったため、2021年度に、「電子図書館の利用を促進し安定運用させる」という目標を設定した。目標に対する行動内容として、更に200冊程度のコンテンツを追加するとともに、学生の利用促進に向けて、CCSの掲示板で新コンテンツの追加と電子図書館の利用方法を案内している。この取組について2021年度に自己点検・評価を実施し、2020年度（電子図書館開設後の2020年12月～2021年3月）の月間平均貸出冊数は49.75冊であったのに対して、2021年度は51.67冊と、3.9%増加しており取組効果が表れることとなった。また、総合研究所では、科研費の採択数向上を目的として、2021年度より、科研費レビューシステム（外部添削システム）を導入し、2020年度の採択数3件から、2024年度採択数5件へと採択数の向上につなげている（根拠資料8-26）。

このほか、教育研究環境として施設設備等の維持及び管理については、財務課が自己点検・評価を実施している。とりわけ、施設設備の維持及び管理に関し、瀬戸キャンパスについては、竣工から50年以上経過する建物を含めた施設・設備を有している一方、名古屋キャンパスについては、竣工から20年未満の建物・設備で構成されていることから、各キャンパスの施設・設備の特色や問題に対応した整備を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、図書資料については、開学以来、日本国内で刊行された会社史・経済団体史を積極的に収集している。これら資料は、産業史研究・企業研究・企業人研究などの経済的資料という側面だけでなく、当時の文化や風俗、世相などを知る上でも価値のある会社史コレクションとして、学生、教職員のみならず、一般利用者にも数多く利用されている。

ネットワーク環境や ICT 機器等については、情報処理システムの 5 年ごとの更新や、名古屋、瀬戸両キャンパスにおいて無線 LAN 環境を用意するなど、教育研究に供する環境を十分に整備している。また、インターネット・ICT の利用に不可欠な情報倫理について、授業内や講習会で啓発を行っている。

教員の研究活動については、研究倫理の遵守や研究活動の不正防止のため、各種規程を整備し公表するとともに、「研究倫理・コンプライアンス研修」の受講を義務付けている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めており、この方針に基づき教育研究等環境の整備を行っている。大学設置基準を十分に満たす校地・校舎の下、教室、研究室、図書館をはじめとする施設設備、ネットワーク環境、研究活動を推進させる制度について、学生の主体的な学修や教員の自由闊達な教育研究活動に配慮しながら整備・運用をしている。さらに、研究倫理や研究活動の不正防止に向けた規程を整備し、研修等の取組を進めている。

建学の精神に基づく大学等の目的を実現するため、学生の学習環境や教員の研究環境については、毎年度実施する自己点検・評価結果や第Ⅱ期中長期計画に基づいた整備を行っていく。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
名古屋学院大学の「社会連携・社会貢献に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy18.pdf
備考：	

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学は、建学の精神「敬神愛人」(教育理念)及び本学の目的に基づき、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている。同方針では、①地域社会との協働、②学外諸組織との連携体制の構築、③教育・研究による社会連携・社会貢献について定め、それぞれ具体的な取組内容を設定しており、その一例として、①地域社会との協働では、「地域（愛知県及びその周辺）と共にある大学として、高校との高大連携、自治体・地域連携事業、生涯学習講座等、多様な活動を推進し地域社会の問題解決に貢献する」ことを定めている。また、第Ⅱ期中長期計画において、「地域社会の知の集積拠点として、地域貢献活動や産官学連携を推進する」ことを目標として定めており、この目標の下、「新たな地域・社会連携事業への取組」、「初等中等教育との接続の推進」をアクションプランとして設定している（基本資料一覧「社会連携・社会貢献に関する方針」、第1章基本情報一覧「中・長期計画等」）。

そして、本学の有する人的・知的資源を自治体、企業、教育機関、市民等に還元し、地域社会の活性化に貢献するとともに、地域社会との連携を通じて本学の教育研究の質的向上を図ることを目的として、社会連携センターを設置している（根拠資料3-5）。

●学外機関、地域社会等との連携

本学は、キャンパスの立地する名古屋市及び瀬戸市との連携方針を定め、次の連携協定を締結し地域連携活動を行っている（根拠資料9-1【ウェブ】）。

名古屋キャンパスについては、2007年10月に「名古屋学院大学と名古屋市との連携協力に関する協定」を締結し、「企業・商店街などを巻き込んでの産学官連携事業やまちづくり事業の推進等を通じて、情報の共有・交換、人の交流などにより連携協力していくこと」を定めている。2020年10月には「名古屋学院大学と熱田区役所との連携協力に関する協定」を締結し、本学と熱田区がこれまで積み重ねてきた協力関係をより一層強化し発展させるとともに、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、防災、生涯学習、福祉、まちづくりなど幅広い分野において相互に協力していくことを確認している。

瀬戸キャンパスについては、2003年6月より、6大学（愛知工業大学、金城学院大学、中部大学、名古屋産業大学、南山大学、本学）と瀬戸市による「大学コンソーシアムせと」を地域の新しい文化活動を創成していく大学・地域連携プラットフォームとして形成し（2010年度に中部大学が脱退し、愛知医科大学が加盟）、「加盟大学と地域が連携し、学生はもとより市民が、まちづくりや生涯学習活動に参加することにより、新たな地域文化の創出や交流活動促進等を行い、もって瀬戸市及び加盟大学の相互の発展に寄与すること」を目的として定めている。2019年10月には「瀬戸市と学校法人名古屋学院大学との地域創生包括連携に

関する協定」を締結し、瀬戸市と本学が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し発展させるとともに、相互が保有する資源の有効活用により、福祉、健康・スポーツ、教育、産業、文化、国際交流等の分野に関する包括的・継続的な連携によって、地域の活性化や課題解決を図ること、また、大学における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与していくことを確認している。

●大学が生み出す知識・技術等を社会に還元する取組

本学は、本学の強みや特色に基づいた学術研究による様々な知識を地域社会に還元するため、次の取組を行っている。

公開講座（本学主催事業）

専任教員が中核となってその教育・研究成果を公開するとともに、毎年度学期ごとに、主に地域の市民へ生涯教育の場を提供することを目的として「シティカレッジ」を開講している（根拠資料 9-2【ウェブ】）。2024 年度は、「QR コードの原点と成長」と「『国際文化学』から考える“歴史”と“宗教”」（国際文化学部国際文化学科との共催）の 2 つの公開講演会、「聖書翻訳史から見る歴史・言語・文化」、『日本史学者と楽しむ「光る君へ」』など 17 の講座を開催している。

公開講座（自治体等との連携講座）

地域市民の学習ニーズに応える文化事業として、名古屋市や瀬戸市等と連携した生涯学習講座を開講している。この講座については、シティカレッジと同様に、地域に立地する大学の知的社会貢献でありつつ、大学の存在価値を地域住民に伝える役割を併せ持っている。

公開講座の企画設計の一例として、本学の社会連携センター長（教員）が「大学コンソーシアムせと」における「コンソーシアム企画推進部会」の企画推進部部長を務めており、当部会で地域住民を対象とした文化創造プロジェクトを企画している。この文化創造プロジェクトの下、2024 年度は、「コンソーシアム企画推進部会」と瀬戸市の連携によるカレッジ講座として、地域の市民や子ども向けに開講している（根拠資料 9-3）。

まちづくり新修プログラム（履修証明プログラム）

学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の規定に基づき、主に社会人を対象とした「まちづくり新修プログラム」と冠する履修証明プログラムを開設している。後述する「地（知）の拠点整備事業」（大学 COC 事業）に基づき、地域の活力を取り戻し、持続性の高い地域づくりを図るため、「地域商業」、「歴史観光」、「減災福祉」の 3 つの視点からまちづくりを進めており、「まちづくり新修プログラム」では、その内、「地域商業」及び「減災福祉」に関連した授業科目を体系的に編成している（根拠資料 9-4【ウェブ】）。

リカレント講座

理学療法士を対象としたリカレント講座である「名古屋学院大学リカレント講座 リハビリテーション学部スキルアップ研修会」を開講している。当講座では、リハビリテーション学部理学療法学科の協力の下、同学部学科の卒業生が実技を交えながら講師を務めてお

り、経験の浅い理学療法士を対象として、59人（第1回、第2回合計）が参加した（根拠資料9-5【ウェブ】）。また、第Ⅱ期中長期計画において、産業界や地方公共団体から意見聴取を行った上で、学修者の視点に立ったリカレント教育プログラムを開講することを目標としており、当講座を更に充実させるため、地元の病院等からの本学に対する要望や病院等が有する課題とニーズを把握した上で、研修会のテーマ設定を行うことを予定している（根拠資料1-3）。

【他のコミュニティ支援】

1) ストック・シェアリング研究（私立大学研究プランディング事業）

地域の高齢化を背景として、地域資源の集約化や地域の魅力向上・発信、新たなサービスやビジネスの創出を重要な課題として捉え、名古屋市熱田区を研究フィールドとして、「ストック・シェアリングを通じた地域価値の編集による新世代型コミュニティの実現に向けた多層的研究」（以下、ストック・シェアリング研究）と冠した研究・取組を行っている。このストック・シェアリング研究が、2018年度に、文部科学省が実施する「私立大学研究プランディング事業」（学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学を支援するもの）の対象校として選定されている（根拠資料9-6【ウェブ】）。

図表9-2 ストック・シェアリング研究のテーマ及びチーム構成

研究テーマ	チーム構成（所属学部・氏名）
高齢者等が楽しく暮らせる社会システムと都市空間の融合研究	現代社会：村上寿来、井澤知旦
多世代が交流する社会と新しい福祉商店街形成	商：瀬満久、上田幸則、三輪冠奈
歴史をシェアする「物語観光」モデルの形成	現代社会：吉池嘉和、笠井雅直
名古屋市内8エリアにおける地域内人口の変化と特性の分析	外国語：山本真嗣
地域資産を観光化する歴史時間	商：伊藤昭浩
民間主導によるにぎわいおよびプライドづくりの社会実験	現代社会：水野晶夫
空き家の発生予防・管理・有効活用の調査研究	経済：上山仁恵、秋山太郎 現代社会：井澤知旦
コミュニティ・エンパワメントに向けた人的資源共有の機会創出とあり方検討	現代社会：山下匡将、玉川貴子、澤田景子 経済：伊沢俊泰
公共施設・公共空間の有効活用研究	商：杉浦礼子 経済：佐藤律久 現代社会：井澤知旦
大学と大型商業施設との連携による総合コミュニティセンター構想に関する実証研究	現代社会：井澤知旦

※所属学部は2019年の研究開始当時

ストック・シェアリング研究の大きな特徴は、①コミュニティに蓄積された資産・資源を、地域等のマネジメントを通じてシェアリングすることを『ストック・シェアリング』と定義したこと、②主な研究フィールドを、大学本部が所在しつつ、長い歴史と伝統を持つ名古屋市熱田区エリアに敢えて限定したこと、③学部の垣根を越えた教員チームを発足させ研究活動を展開したこと、④文部科学省からの補助期間終了後についても大学の予算を投入し2023年度まで研究事業を継続したことの4つであり、研究事業の成果をホームページ上で公開するとともに、2024年9月に書籍『ストック・シェアリング～蓄積された地域価値の再編による新しいコミュニティづくり～』として出版し、成果を社会に公表しており、本学の研究ブランドの確立を図っている（根拠資料9-7【ウェブ】、9-8【ウェブ】）。

なお、ストック・シェアリング研究で行っていた活動の一部については、2024年度から、後述する大学COC事業の後継である「プロジェクト&N（アンドエヌ）事業」に組み込み、引き続き地域課題の解決を目指した活動を展開している（根拠資料9-9【ウェブ】）。

2) 休眠預金活用事業 資金分配団体・草の根活動支援事業

「休眠預金活用事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響を受け、生活貧窮世帯の増加や、子ども・若者の社会的孤立が広がっている状況に向けて実施される活動であり、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（CCF）と本学がコンソーシアムを組み行う社会貢献事業である。当コンソーシアムの提案事業は、10年以上にわたり金融機関で取引のない預金を原資とする「休眠預金活用事業」の指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の活動支援団体公募（草の根活動支援事業地域枠 2021年度）で採択され、同機構は、資金分配団体として2022年度から2024年度まで中部地方の実行団体助成と事業展開を支える取組を行っている（根拠資料9-10【ウェブ】）。

本学とCCFは、中部地方の多くの実行団体コンソーシアムの応募の中から次の4コンソーシアムを選定しており、選定された幹事団体は、複合的かつ多様な視点から事業に取り組んでいる。また、支援が必要な子ども・若者は、特定の地域だけでなく広く存在していることを踏まえて、各幹事団体は、支援の輪が広がるよう活動を広域的に展開し、新規の支援地域を開拓することも目指している。

図表9-1 休眠預金活用事業一覧

コンソーシアム名	幹事団体	内 容（対象地域）
みえ子育て応援パートナーズ	(特活)愛伝舎	外国人・一人親家庭・不登校・発達障害などの子どもを支援（三重県北西部）
LiveQuality 連携を通じた母子家庭の居住環境改善事業	(特活)LiveQuality HUB	母子家庭などの住宅を確保し生活を維持し自立を支援（名古屋市及び周辺）
あいちホームスタートコンソーシアム	(一社)地域問題研究所	地域の子育て支援力向上と母子の健全育成を目指す（愛知県全域）
ぎふ外国につながる子どもの教育を考えるネットワーク	(特活)可児市国際交流協会	在住外国人の子どもへの学習支援（岐阜県）

事業テーマについては、「チームによる支援活動の広域展開～子ども・若者（外国人を含

む)に焦点をあてた社会的包摶の実現~」であり、子育て支援などを行っている諸団体で構成された4つのコンソーシアムについて、本学教員が4団体それぞれを担当し、CCFと共に出口戦略の構築、成果評価等を支援している。具体的には、毎月開催されるCCFと各コンソーシアムの定例ミーティングに本学担当教員が参加し、円滑な事業の遂行や組織基盤強化に向けて、専門的な見地からの情報・助言・知見等の提供を行い、非資金的支援を担っている。また、必要に応じて、教員と学生が現地視察を行い、実態の認識の共有化も図っている。2024年度については、特に「出口戦略の実現化」に向けて、今回の支援が終了した後でも、各コンソーシアムが自走して運営できるよう支援を行っている。

地域の小中等学校との連携

SDGsをキーワードに、より深く総合的な探究学習に役立てるよう、地域の小中学校に向けて、「高大連携総合学習プログラム」を提案・実施している(根拠資料9-11【ウェブ】)。その活動の一環として、2023年3月に名古屋市立白鳥小学校と小大連携プログラム協定を締結し、本学卒業生でパラリンピック(2020東京、2024パリ)陸上選手の大島健吾氏(名古屋学院大学AC)と本学教員が同校の「総合的な学習の時間」で講義を行っている。そして、これらの講義が、児童の学習態度を向上させることや、卒業文集の内容が単なるイベントの感想記述から6年間の学校生活を振り返った記述となるなど、児童自ら考え物事に取り組む力を身につけさせる一助となっている(根拠資料9-12【ウェブ】)。

さらに、外国語教育授業に関して、留学生別科生を定期的に派遣しており、児童の国際理解への関心や、外国語を習得する重要性の理解を育んでいる。留学生自身も、教育の重要性を再認識し、この体験を基に帰国後に教員を目指す者もいるなど、双方にとって刺激のある取組となっている(根拠資料9-13【ウェブ】)。

このほかの取組として、愛知県警の協力の下、小学生に対してサイバー犯罪に巻き込まれないための啓発活動を行っている(根拠資料9-14【ウェブ】)。

●地域社会が抱える課題の解決に貢献する取組

本学は、本学の強みや特色に基づいた学術研究により、地域社会が抱える課題の解決に貢献するため、次の取組を行っている。

地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)

2013年度に、文部科学省が実施する「地(知)の拠点事業(大学COC事業)」に採択されたことを契機として、名古屋市熱田区役所及び瀬戸市役所と連携しながら、教育・研究・社会貢献の3分野において地域を志向した事業・活動を展開しており、2024年度における取組内容は次のとおりである。

1) 教育

①まちづくり提言コンペ

本学生の課題発見能力や企画力の伸長、プレゼンテーション能力の向上に加えて、入学直後の新入生が、キャンパス周辺に関心を持ち今後の地域連携活動へ誘うという目的の下、「まちづくり提言コンペ」(以下、提言コンペ)を1年次の必修授業である「基礎セミナー」

の中で実施している。提言コンペは、クラス担当教員が学生を指導しており、提言案を作成する過程において、学生の課題解決能力、論理的思考力、表現力などを伸長させる教育プログラムとなっている。なお、このプログラムは、2014 年度に経済学部経済学科で試行、翌 2015 年度から全学部・学科に拡大して実施しており、毎年度、社会連携センターの運営を管轄する社会連携センター委員会が自己点検・評価を実施の上、提言コンペ活動の改善を行っている（根拠資料 9-15）。

提言コンペの実施に当たり、「基礎セミナー」のテキストでは、名古屋市熱田区及び瀬戸市の政策課題を 12 ページにわたり説明し、提言レポートの作成について記載している（根拠資料 9-16）。また、両自治体の担当者へ監修を毎年度依頼しており、現状に則した課題を反映している。

提言コンペの審査については、教員が書面で審査する「学部審査」及び「全学審査」を経て、熱田区長や瀬戸市長が審査員を務め、学生が対面でプレゼンテーションを行う「最終審査」によって実施している。キャンパスごとに最優秀賞と優秀賞を選出しており、これらの賞に選出された学生には、熱田区長及び瀬戸市長から表彰状を贈呈している（根拠資料 9-17【ウェブ】）。このように、外部に向けたプレゼンテーションを実施することで学生の成長へつなげるとともに、受賞した優秀な提言を基に住民参加型イベントを学生企画で実現化しており、その企画運営に携わる多くの学生が、まちづくり活動を深く考える契機となっている。

②課題解決（PBL）型授業

地域社会が抱える課題解決に資するため、「まちづくり学」、「まちづくり演習」を課題解決（PBL）型授業で開講している。これらの科目では、今後発生が予想される南海トラフ地震や大型台風・集中豪雨の災害をできるだけ減少させるまちづくりの取組や、地元商店街の活性化に必要な資源や施策についての考察等を行っており、2024 年度に履修した学生は延べ 974 名であった。

PBL 型授業で学んだ地域の課題については、各学部・学科の教育課程でも引き続き学修できるよう、学部・学科の専門科目において地域について学べる地域志向型科目を配置しており、2024 年度には 106 科目を開講している（根拠資料 9-18）。

2) 研究・実践活動、社会貢献活動

地域・行政と一体になって地域の課題（地域商業、減災福祉の各まちづくり）について、その学術的な枠組みと具体的な解決策を明らかにするための地域志向教育研究を実施している。地域志向教育研究は、その研究内容から社会貢献活動になっており、学生と共に研究活動を進めることで、教育と研究を有機的に結び付けることができている。

2024 年度の主な研究・実践活動は、次のとおりである。

図表 9-3 主な地域志向教育研究・実践活動事業

研究者	所属学部	研究事業名
山下 匡将	現代社会	熱田区誰もが暮らしやすい街づくりプロジェクト
水野 晶夫	現代社会	みつばちプロジェクト、セグウェイ観光プロジェクト、にぎわいまちづくり事業
澤田 景子	現代社会	ダブルケア支援体制の地域支援モデルづくりプロジェクト、「避難バッグゲーム」を用いた地域連携活動
杉浦 札子	商	Re-name プロジェクト、名古屋市中央卸売市場の魅力発信
伊藤 昭浩	商	project758などのコンテンツを活用した地域連携事業
山口 翔		

これらの研究・実践活動においては、教員の研究のみならず、共に活動する学生にとっても社会貢献ができる機会となっており、学生の自己成長につながっている。社会連携センターは、これらの研究・実践活動に関わり、教員の研究だけでなく学生の活動についても支援を行っている。

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

前述の大学 COC 事業に併せて、2016 年度より文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に取り組んでいる。当事業では「ぎふ COC+事業推進コンソーシアム」を構成する連携大学（岐阜大学、中部学院大学、中部大学、日本福祉大学、本学）や自治体、経営者協会、金融機関等が協働して地元企業と学生との関わりを強化し、地域のニーズにより適合した人材を育成することで地元定着を図ることや、就業を前提とした地方創生プログラムを実施している。

2024 年度は、次のプログラムに参画・主催している。

1) サマースクール 2024（「航空宇宙のまち各務原市のイメージ戦略を考える」）

サマースクールは、毎年夏期に開催しており、岐阜県内市町村の 1 つを訪問し、まちの活性化について地域と大学が各々の知見を生かし、成果発表を行う取組である。2024 年度については、各務原市での現地企業を見学した上で学生がグループワークを行い、航空宇宙の街としての認知度を高める提言を行うことを企画した。なお、参加予定学生の体調不良等により、担当職員が部分的に参加するに留まった（根拠資料 9-19）。

2) 多治見プロジェクト

本学教員と大学生が、後述する岐阜県多治見市の観光産業などの可能性を考えるセミナーを実施している。

●ステークホルダーとの連携を強化する取組

本学は、本学の強みや特色に基づいた学術研究を行うに当たって、ステークホルダーとの連携を強化するため、次の取組を行っている。

地域の高校との連携

社会連携センターでは、「高大連携」を主要な事業として位置づけており、近隣高校への教員派遣をこれまで多数行ってきた。そして、2022年度からの高校新課程における「総合的な探究の時間」授業の導入に伴い、これら高校授業のサポートに関するニーズが高まることを想定し、本学教員の出張講義メニューの質的充実を図ってきた。加えて、「探究」授業のコンテンツ作成に悩む高校側に対し、具体的メニューを高校と相談の上、提供できるよう準備を行ってきた。

これらを踏まえ、2022年に愛知県立熱田高校と高大連携協定を締結し、2023年度より、1年生3学期での「総合的な探究の時間」授業において、本学の10名の教員がそれぞれ提供するプログラム（全4回）を実施した。同プログラムでは、「探究」授業の各メニューを高校生がそれぞれの関心に基づき選択した上で、本学教員と高校教員の協力によって4週にわたるアクティブ・ラーニング授業を行っている。2024年度については、高校側との協議の上、プログラムの運営改善を行い、より充実した授業運営を行っている（根拠資料9-20）。さらに、同校とは高大接続が円滑に進むよう、生徒たちが本学の英会話サロンや図書館を日常的に利用できる制度を整えている。

また、熱田高校のほか、学校法人愛知県立栄学園栄徳高校とも高大連携協定を締結しており、熱田高校と同様に、単なる出張授業や大学訪問を超えた高大連携活動を実施している。2024年度には、愛知県立美和高校と高大連携協定を締結しており、同校についても多様な連携活動を展開していく予定である（根拠資料9-21）。

本学は、協定を締結していない高校との連携にも努めており、2024年度については高校への出張講義を33件、本学キャンパスでの模擬講義やキャンパス見学受け入れを3件行っている（根拠資料9-22）。

地域の企業や団体との連携

1) 包括連携協定先との連携事業の実施

包括連携協定を締結している団体の内、2024年度については、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー、イオンリテール株式会社、オリエンタルビル株式会社、株式会社名古屋三越と大学生消防団に関する取組や「ミツバチ教室」など、地域活性化のための事業を展開している（根拠資料9-1【ウェブ】）。

2) あつた観光まちづくり連盟

本学が所在する名古屋市熱田区を活性化する目的で、2014年に地元の食の老舗や地域NPO、本学を中心として「あつた宮宿会」を発足した。発足以降、「あつた宮宿会」や地域住民からオール熱田で地元の観光まちづくりについて意見や情報交換を行うプラットフォームを作る機運が高まったことを受け、熱田区役所が事務局となり2024年に「あつた観光まちづくり連盟」を発足した。本学の取組については、現代社会学部教員が役員となり、学生と共に観光まちづくりに関する活動を行っているほか、社会連携センターのホームページ上に同連盟の公式ページを開設し、広報活動を行っている（資料9-23【ウェブ】）。

3) 热田神宮周辺エリアプラットフォーム

2025年1月に、国庫補助制度（国土交通省「官民連携まちなか再生推進事業」）を活用した官民連携組織「热田神宮周辺エリアプラットフォーム」が設立された。本学のほか、名古屋市、あつた宮宿会、名古屋鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、名古屋観光コンベンションビューロー、名古屋商工会議所など官民14団体で構成される同プラットフォームは、热田神宮周辺エリアに関わる各主体の役割・強みを活かしながら総合的なまちづくりを推進することを目的としており、「热田神宮周辺まちづくり未来ビジョン」の策定・公表及び同ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を予定している（根拠資料9-24【ウェブ】）。

地域の自治体との連携

1) 名古屋市热田区との連携企画

本学と名古屋市との連携協力に関する協定に基づき、名古屋市热田区と共に設置した「あつたか人まちづくり専門委員会」では、毎年本学キャンパスで「ワクワクおやこ夏まつり」を開催し地域のにぎわいづくりに貢献している。2024年度については、地域団体や本学学生・教員が設けたブースでゲームを通じたイベントのほか、地域課題に取り組む活動団体と市民との相互理解を目的とした交流を実施し、延べ800名以上の来場者があった（根拠資料9-25【ウェブ】）。

2)瀬戸市「大学コンソーシアムせと」

前述のとおり「大学コンソーシアムせと」を形成し、「新しい文化創造プロジェクト」や「大学生によるまちづくり活動応援成金事業」などに参画している。

「新しい文化創造プロジェクト」では、「焼き物を通じた国際文化交流と登り窯の焼成」や、「自然環境を活かした運動による健康づくり活動の推進」、「未就園児を持つ親を対象としたワークショップ」などを実施している（根拠資料9-26【ウェブ】）。2024年度については、これらのプロジェクトが終了した端境期であったため、本学教員によるプロジェクト実施はなかったが、加盟他大学から13のプロジェクトが申請され進行中であり、本学教員が部長を務める「コンソーシアム企画推進部会」の事業として実施している。

2024年2月には、「大学コンソーシアムせと」が設立20周年を迎える、「大学コンソーシアムせと設立20周年記念シンポジウム～学びとまちづくり～」を開催している（根拠資料9-27【ウェブ】）。

3) 多治見市「多治見プロジェクト」

「多治見プロジェクト」は、「ぎふCOC+(プラス)事業推進コンソーシアム」の参加大学共通プログラムとして本学が企画している学習プログラムであり、連携協定を締結している多治見市役所の協力によって開催している。同プログラムでは、地域の産業振興や企業誘致、観光、文化体験などをテーマに、多治見市のまちづくりを学生の視点で検討しており、2024年度については、座学やプチ・フィールドワークの後グループワークを行い、多治見市の活性化案「『私が住みたい多治見』に向けた地域活性化方法」を検討し発表を行っている（根拠資料9-28【ウェブ】）。

4) 名古屋市熱田区長、瀬戸市長との懇談

名古屋市熱田区、瀬戸市とは前述のとおり包括連携協定を締結しており、自治体と本学の協働事業や大学教育の役割などについて意見交換の場を設けている。名古屋市熱田区とは、2023年度より、提言コンペについてなど、本学と熱田区との連携事業に関する意見交換を行い、その後の事業展開に生かしていくことを目的として、区長をはじめとする熱田区幹部職員と学長・副学長との懇談を開始した。瀬戸市とは、2024年度より瀬戸市長・副市長と学長・副学長による懇談会を開始した。

5) 地方公共団体の政策形成等への参画

本学の多くの教職員が、国や自治体が開催する委員会、協議会等、行政機関の年次・中期・長期計画の構想と内容の策定や、地域ブランド戦略等に参画している（根拠資料9-29）。また、毎年度2回開催する熱田区区民会議では、本学教員がコーディネーターを務め、運営を受託している（根拠資料9-30）。

地域警察・消防との連携

1) 大学生消防団

名古屋市消防局と熱田消防署の協力の下、本学大学生消防団が熱田区内で開催する水防訓練、防災訓練、熱田区区民まつり、熱田区消防団連合観闘式等のイベントに参画している。これらのイベントでは、住民への防火指導、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に寄与している（根拠資料9-31【ウェブ】）。

2) 热田プロテクトチーム

愛知県生活安全部サイバー犯罪対策課との協力により、学生が「大学生サイバーボランティア」として、愛知県警職員と共にインターネットやSNSの危険性をすくろくゲーム形式で子ども達に伝える「サイバーポリスゲーム」を実施しているほか、ショッピングモールなどでチラシ等の配布活動をとおして詐欺対策などの啓発活動を行っている（資料9-32【ウェブ】）。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいくこと。

＜評価の視点＞

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

社会連携センター委員会は、事務分掌ごとに定めた計画に沿って社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価を毎年度実施し、内内部質保証を統括・推進する組織である教学改革推進会議に集約している。その一例として、前述のとおり、提言コンペ活動に関して毎年度、自己点検・評価を実施し、その内容や取組についての改善を行っている（資料9-15）。

また、定期的に開催される学長懇談会において、社会連携センター長及び課長が、学長・事務局長・事務局次長に対して社会連携センター活動報告を行い、逐次助言を得ている。

このほか、学外ステークホルダーに対して、本学の社会連携・社会貢献活動への助言を得るため、2024年9月に開催された私立大学研究プランディング事業成果報告書籍「ストック・シェアリング」出版記念イベントにおいて、市民代表として熱田区区政協力委員協議議長、行政代表として熱田区区長、企業代表としてイオンモール熱田ゼネラルマネージャー及び株式会社妙香園代表取締役より意見を聴取し、それらを基に諸活動の改善及び向上策に組み込んでいる（資料9-33）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、多種多様な社会連携・社会貢献活動を展開している。とりわけ、独自性の高い取組として、高大連携活動において、単なる出張授業や大学訪問を超えた取組を実施していることが挙げられる。2022年度からの高校新課程における「総合的な探究の時間」授業の導入に伴い、高大のシームレスな教育の必要性が高まる想定し、「探究」授業のコンテンツ作成に悩む高校側に対し、具体的メニューを高校と相談の上、提供できるよう準備を行ってきた。それを踏まえ、愛知県立熱田高校の「総合的な探究の時間」において、本学の10名の教員がそれぞれ提供するプログラムを、高校教員の協力を得て4週にわたるアクティブ・ラーニング授業によって提供している。

また、1年次必修科目で全ての学生が提言コンペをとおして名古屋市熱田区・瀬戸市について学び、熱田区長・瀬戸市長への提言を直接行い、優秀な提言を元に住民参加型イベントを学生企画で実施していることも、独自性の高い取組として挙げられる。提言コンペの実施に当たっては、地域の自治体、企業、市民団体、NPO等との意見交換の場を様々な機会をとおして設けるとともに、外部意見を聴取しながら事業の改善を図っている。

これらのほか、地域住民に生涯教育の場を提供する「シティカレッジ」の開催、熱田区長や瀬戸市長と懇談の場を設け、より密接な関係を構築した上でまちづくりや地域が抱える課題に対して協働で解決策を探る取組などを展開している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めるとともに、社会連携・社会貢献に関する方針を第Ⅱ期中期計画に明示している。これらの方針・計画に沿って、自治体、企業、市民団体、NPO等と連携した教育・研究活動を推進し、知的資源の還元や地域及び社会の課題解決に貢献するとともに、提言コンペの実施など学生の成長に結びつく活動を行っている。また、社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度自己点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。

本学の社会連携・社会貢献に関する取組は、多種多様かつ、独自性が高いものであり、地域の要望に沿ったものとなっている。これからも地域の課題解決や発展に貢献していくため、その内容を進展させるための取組を不断に行っていく。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	名古屋学院大学の「大学運営・財務に関する方針」	https://www.ngu.jp/media/policy10.pdf
学長選出・罷免に関する規程	学長選任規則	同左（規程集より抜粋）
	学長選挙管理委員会規程	
	学長解職請求規則	
	学長候補者推薦委員会設置にあたっての申し合わせ	
役職者の職務権限に関する規程	名古屋学院大学学則（第42条（学長）、第42条の2（副学長）、第43条（学部長））	基準1（基本情報一覧「大学の理念・目的」）
	名古屋学院大学副学長選任規程	同左（規程集より抜粋）
	名古屋学院大学学部長選挙規程	
	大学院研究科長選挙規程	
	教学部長選任規程	
	事務局役職者規程	
	稟議規程	
教授会規程	名古屋学院大学教授会規程	同左（規程集より抜粋）
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	法人組織ウェブページ	https://www.ngu.jp/outline/about_gakkouhoujin/houjinsoshiki2019/
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	2022年度学長候補者推薦委員会名簿	同左
職員採用規程	職員の募集及び採用基準	同左（規程集より抜粋）
	職員人事委員会規程	
	任期制職員規程	
	契約職員規程	
	職員継続雇用に関する規程	
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	財務状況ウェブページ (参考) 2023年度 独立監査人の監査報告書	https://www.ngu.jp/outline/information/finance/ https://www.ngu.jp/media/2023dokuritukannsa_houjinn.pdf
事業報告書	(参考) 2023年度 事業報告書	https://www.ngu.jp/media/2023jigyouhoukokusyo.pdf
備考：		

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

＜評価の視点＞

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学は、建学の精神「敬神愛人」（教育理念）及び本学の目的に基づき、「大学運営・財務に関する方針」を定めている。同方針では「大学運営」についての方針を定め、「建学の精神、教育目的の実現のため、学修者本位の教育（学生の成長）を第一とする考えに立った教育研究活動を行う」、「法人及び大学運営の意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、適正な運営体制の確保に努める」ことなどを定めている（基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」）。

また、第Ⅱ期中長期計画において、「入学者を安定的に確保する」、「持続可能な運営（組織、人事、財務）体制を確立する」ことを目標として定めており、この目標の下、「社会的ニーズやマーケット調査に基づく学部・学科の再編」、「外部資金の積極的な獲得」、「社会の要請に応じたガバナンス体制の強化」をアクションプランとして設定している。これら目標を実現するため、「中期アクションプラン（前期 2022-2026）」を策定し、担当部署等を定めた上で、「具体的な取組」及び5年間にわたる「年次計画」を設定し取り組んでいる。第Ⅱ期中長期計画についてはホームページ上で公開し、中長期計画に基づく「具体的な取組」や「年次計画」については、学内インターネット上で共有している（第1章基本情報一覧「中・長期計画等」、根拠資料1-3）。

●役職者の配置と職務・権限

本学は、学校教育法及び関連法規に基づき学内諸規程を定め、学長、副学長、学部長、研究科長、教学部長の役職を置き、2019年度より、教学運営を全学的な視点から円滑に行うことの目的として、副学長の役職を置いている。

学長の職務については、「名古屋学院大学学則」第42条に「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定し、副学長の職務については同第42条第2項に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定している。学部長の職務については同第43条に「学部に関する校務をつかさどる」と規定し、研究科長の職務については「名古屋学院大学大学院学則」第40条第3項に「（研究科委員会の）委員長は、研究科長がこれにあたる」と規定している。学部長及び研究科長は、各学部・研究科の運営責任者として位置づけられ、学部・研究科のマネジメントを担うほか、重要な教学関連会議の構成員となっている。

あわせて、宗教部、教務部、学生部、入学センター、キャリアセンター、学術情報センター、総合研究所、国際センター、社会連携センター、教職センターの教学 10 部門に教員の教学部長を置いており、教学部長の職務については、「教学部長選任規程」第 2 条に「委員会を運営し、当該部署を統括する」と規定し、各部署の運営を統括の上、教学運営の支援を担うこととしている（基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」）。

●教授会等の組織の権限と役割

本学は、学長の下の審議機関として、各学部教授会、大学全般にわたる学事を扱う大学協議会、各研究科委員会、大学院全般にわたる学事を扱う大学院委員会を設置している。各委員会は、それが準拠する各委員会規程に基づき審議事項を取り扱い、審議した内容を学長に意見として述べるものとしている。

学則改正や学部、学科の設置廃止等を審議する大学協議会については、「大学協議会規程」第 7 条に審議事項を示すとともに「協議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し、意見を述べるものとする」と規定し、最終決定権者を学長としている（根拠資料 10-1-1）。

学部教授会については、2019 年度より、それまで学部ごとに制定していた教授会規程を、「名古屋学院大学教授会規程」に統合・制定し、全学的な観点に基づき教授会運営に関する規定を統一した。当規程第 5 条に審議事項を示し、「学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し、意見を述べるものとする」とし、学部に係る教学運営の最終決定権者を学長としている。研究科委員会については、研究科ごとに委員会規程を制定しているが、審議内容の取り扱いは学部教授会と同様である（基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」、根拠資料 10-1-2、10-1-3）。

また、月に 1 回、学部長会議を開催している。学部長会議については、学部間の連絡調整及び大学運営に関する重要事項について学長の諮問に応じる会議体であり、学長、副学長、各学部長の構成員に加え、教学部長 5 名が陪席している。同会議は情報共有の場として広く活用されており、規程の改正等を審議する大学協議会の議案の事前確認や、教育の質保証に係る内容の協議を行う場となっているほか、各学部長より、学部独自で実施しているイベントや学習成果の可視化への取組などが報告されている（根拠資料 10-1-4）。

このほか、教学 10 部門の教学部長及び当該部門の所属長（職員）が学長と個別に懇談する機会を設け、各部門において当該年度に実施する取組や抱えている課題・問題等についての共有を行っている。

●役職者の選任方法

学長の選任については、「学長選任規則」で学長の任期、学長選挙候補者の推薦方法、選挙方法等を定めている。学長選挙運営に当たっては、「学長選挙管理委員会規程」で、学長選挙候補者の公示、投票方法等を規定しており、これら規則・規程に沿って学長選挙を行った後、常任理事会及び理事会で学長が選任される。選任された次期学長は、教学部長 10 名を指名するとともに、教学部長 10 名の中から副学長を指名することとしている。

学部長の選任については「名古屋学院大学学部長選挙規程」において、研究科長の選任については「大学院研究科長選挙規程」において任期、選挙方法等を規定し、常任理事会は、

選出された学部長及び研究科長予定者を選任することとしている。教学部門の部長については、「教学部長選任規程」に則り、学長が教授の中から指名しており、教学部長の任期を学長任期と同一の3年とし、理事会が選任することとしている（基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」）。

●大学組織と法人組織の権限と責任

学校法人の組織として、私立学校法及び「学校法人名古屋学院大学寄附行為」（以下、寄附行為）に則り、理事会、常任理事会、評議員会、監事を設置している（第1章基本情報一覧「基本資料」）。

理事会は、「寄附行為」第12条において、学校法人における業務の最終的な意思決定を行うとともに、理事の職務執行の監督を行っている。また、同第15条において、理事のうち1名を理事長とし、理事長は法人を代表し、法人の業務を総理することを規定している。大学校務をつかさどる学長は、職責理事として大学の教育研究活動及び事業に係る計画を提案し、審議・承認を得た上で、それら計画を執行しており、副学長も理事として意思決定に加わっている。

常任理事会については、「寄附行為」第14条に則り、理事会決定事項に関する業務を円滑に執行するとともに、理事会に提案すべき事項を協議するため設置している。理事から最大7名の常任理事を理事会で選任した上で、担当業務（教学、入試・広報、就職、連携教育、総務・危機管理、人事・労務、財務、事業会社、募金、周年事業）を配当しており、常任理事の職務・責任範囲を明確にし、職務を十分に遂行できるよう、支援する事務部署を定めた上で大学の管理運営を行っている（根拠資料10-1-5）。

評議員会については、理事会の諮問機関であるとともに、理事会の業務執行に対するチェック機能を有している。「寄附行為」第20条において、理事会が評議員会に対して事前に意見を聞くべき事項を規定し、同21条において「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と規定している。

監事は、「寄附行為」第6条において2名で構成することを規定し、同第8条第1項及び第2項により選任し、第3項に則り、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行っている。監事は、理事会、評議員会、常任理事会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、理事から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧することで意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェックを行っている。教学に関する会議への陪席はしていないが、教学改革推進会議、大学協議会、学部長会議並びに教授会の資料及び議事録を閲覧し、必要に応じて学長、教学部長・課長等に内容の確認を行うとともに、重要な決裁書類等を閲覧することで、教学事項の適切性の検証も行っている。

法人組織、大学組織を支える事務局組織については「事務局役職者規程」及び「稟議規程」に則り、役職者の権限と責任の明確化を図り、職務の適切性と効率性を確保している（基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」）。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学は、予算の編成、統制の組織及び手続を明らかにするため「予算管理規程」を定めている。予算の編成については、同規程に則り、理事長、財務担当理事、常勤監事、学長、各学部長、事務局長、事務局次長、総務部長、財務課長で構成する予算会議で審議している。予算会議では、資金繰りや財務指標と照らし合わせ、大学の永続性と健全性を確認した上で予算原案を作成し、理事会での審議を経て同案を承認している（根拠資料 10-1-6）。

予算執行については、「経理規則」に則り各課で行い、「予算管理規程」により、執行予算の額に応じて予算責任者の承認を得ることとしている。業務委託に関する予算執行については、「業務委託契約規程」において業務委託完了後に担当者が検査報告書の作成及び契約履行確認を行い、適正に業務が遂行されたことを上位者へ報告した上で予算執行をしている。このような関連諸規程に基づく手続きにより、執行プロセスの透明性を担保している（根拠資料 10-1-7、10-1-8）。

監事は、「寄附行為」に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査法人及び監査室からの監査報告を受け、監査を行っている。監査法人は、期中取引記録の検証や現物実査等の監査をとおして、予算執行の適切性の検討や評価を実施している。監査室は、各部署に対して予算の執行状況等の書面監査及び実地調査を行うとともに、理事会への監査報告や監事との情報共有を行っている。このように、監事、監査法人及び監査室が連携し三様監査を行っている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学は、「事務局組織規程」に則り事務局組織を設置するとともに、「事務分掌規程」において担当事務を設定している。（根拠資料 10-1-9、2-3）。

事務局組織の職員については、人材育成の観点より教育ローテーションを意識しながら適材適所に配置しており、嘱託職員や任期制職員などの有期雇用者や派遣職員等も有効に活用しながら、限りある人員の適切な配置に努めている。専門知識が求められる学生サポートセンター、キャリアセンター、学術情報センター、国際センター、財務課等の部署については、臨床心理士や司書などの有資格者や業務経験豊かな企業からの中途採用者を配置することにより、業務の専門化と多様化に対応している。具体的な人員配置は職員人事委員会

の原案を常任理事会で承認・決定しており、その際、法人及び教育研究活動支援に関する業務内容に応じた人員を配置している。なお、職員人事委員の構成は、常任理事1名、事務局長、事務局次長、総務部長、職員部長1名、総務課長であり、常任理事1名は教員とし、大学運営に関する業務の意向を反映できる構成としている（根拠資料10-1-10）。

職員の採用については、常任理事会で採用枠、採用条件等の承認を得た後、「求める職員像」、「職員の募集及び採用基準」に則り選考作業を進め、職員人事委員会の選考案を常任理事会で承認・決定している。就任後の職員に対する人事考課については、「職員人事考課規程」に基づき目標管理と行動能力を評価しており、考課結果を昇進等の参考とともに、翌年度の期末手当の支給額に反映させ、モチベーションの向上を図っている。また、人事考課の過程で明らかとなる開発が必要な能力については、後述の研修制度により開発・育成を行い、職員の質的向上を図ることとしている。なお、考課制度自体については、原則4年ごとに「制度見直し検討委員会」を設置の上、制度の点検を行い、より適切な評価制度への改善を継続的に行っている。職員の人事異動及び昇任については、「事務局役職者規程」、「職員の資格に関する規程」に基づき実施しており、人事考課内容、自己申告書や本人の適性・能力を考慮しつつ、職員人事委員会の原案を常任理事会が承認・決定している。このような人事諸制度の運用により、適正な職員の採用、能力開発、適正配置、処遇を確保している（第6章基本情報一覧「大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針」、基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」、根拠資料10-1-11、10-1-12）。

これらの人員配置を基に、大学運営を円滑、効果的に行うため、教員と職員の連携を積極的に図っている。具体的には、大学運営を担う各種委員会に事務職員が構成員として加わり、教員と協働の上各事案に対応しているほか、会議体・委員会の下に各種のワーキンググループが設置される場合についても教員、職員の双方が構成員として参加している。その一例として、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」の推進を目的として、常任理事会の下に「ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言策定ワーキンググループ」を設置し、常任理事、教員、職員を構成員として、双方の立場を尊重し、補完しながら活発な意見交換を行っている（根拠資料10-1-13）。

SD活動の実施に当たっては、最上位の方針として「求める教員像」・「求める職員像」を定め、教職員に求める資質や能力を明らかにしている。その下に「名古屋学院大学SD実施に関する方針」（以下、「SD実施方針」）、「SD（スタッフ・ディベロップメント）研修に関する規程」（以下、「SD規程」）を定め、体系的に教職員の質向上を図っている（根拠資料10-1-14、10-1-15）。

SD研修の内容については、「SD規程」に基づき体系化しており、全学共通研修、課題別研修、特別研修、部署別研修、学外研修、OJT研修を実施している。SD実施方針に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることを目的としてSD研修を実施しており、SD実施方針、活動目標、対象者、活動計画については学内インターネット上に掲示している。また、コロナ禍以降、Microsoft TeamsをはじめとするICT技術の活用が学内において一般化したことを受け、対面形式研修と同時にオンラインによる中継や後日のオンデマンド配信を行うなど実施方法を多様化させている。2024年度には、大学執行部を含む教職員対象の研修会「多様化する学生への支援について考える～合理的配慮、DE&Iとは？～」及び階層別の研修会「名古屋学院大学の将来像について－本学が歩むべき方向とは－」など次の研

修を実施している。

図表 10-1 SD 研修一覧

種類	講師	対象	内容
全学共通研修	筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局准教授	全教職員	「多様化する学生への支援について考える～合理的配慮、DE&I とは？～」 (障害のある学生への合理的配慮及びダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンをテーマとした講演会)
		職員 (階層別・課長)	「名古屋学院大学の将来像について一本学が歩むべき方向とはー」
部署別研修	名古屋公共職業安定所職員	キャリアセンター	「障害者採用、障害学生への就職支援」をテーマとした勉強会
		教務課	課内業務における問題点・課題点を共有し、業務改善に向けた取組を促すことを目的とした勉強会
外部研修		職員 1 名	一般社団法人キリスト教学校教育同盟主催 「事務職員夏期学校」
		職員 2 名	愛知県私大事務局長会主催 職員研修会 「大学職員として「生き残る大学」を考える」
		職員 2 名	公益財団法人私立大学情報教育協会 「大学職員情報化研究講習会」

このほか、学生・教育支援等テーマによっては FD 委員会と SD 委員会と連携し、合同で研修会を実施している。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●監事、監査法人による監査

本学は、「監事の監査規則」に則り、監事によって毎年度あらかじめ監査計画を立案し、理事長及び理事会へ報告した後、監査等を実施している。業務監査については、監査室との連携によって各部署の業務を監査し、監査報告書及び監事意見書を作成の上、理事長及び理事会へ報告することで、明らかとなった改善点等を共有している。なお、改善の必要があると認められた事項については、該当部門等にヒアリングを行い、対応策を確認の上、以降の監査等においてその改善・向上の取組について確認を行っている（根拠資料 10-1-16）。

また、監査法人による会計監査を実施しており、毎年度あらかじめ会計監査計画を立案し、監事や理事長等へ報告した後、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）及び重要な会計方針等についての確認等を実施している。監査法人は、監査状況について監事と相互に連携し、理事会で承認された計算書類に対して監査報告書を提出している。

本学は、理事長の直属組織として監査室を設置し、「内部監査規程」第2条に則り、業務の遂行状況を合法性と合理性、内部統制の観点から監査を行っている。同規程に基づき、毎年度あらかじめ監査計画を立案し、理事長の承認を得た上で、理事会、学部長会議及び課長会へ報告した後、被監査部門へ日時や監査事項を通知し、各部署における業務・会計の状況について、書面と実地によって適正かつ効率的に運営されているかを監査するとともに、積極的に指導及び助言を行っている。監査結果については、被監査部門ごとに監査調書を作成し、理事長、監事、学長、事務局長、事務局次長、総務部長へ報告の上、被監査部門へ通知している。また、全部門の監査終了後には全体を統括した監査報告書を作成し、理事長の承認を得た後、理事会、学部長会議及び課長会へ報告することで、監査の結果により明らかとなつた改善点等を共有している。理事長は、監査室からの報告を受けて、監査の結果を被監査部門に通知し、改善の必要があると認められた場合はについては業務改善の指示を行い、改善計画書を提出させている。なお、改善事項には至らない、軽微な改善事項についても、監査調書へ記載し、その改善を促している（根拠資料10-1-17）。

監事、監査法人及び監査室は年3回程度、意見交換の場を設け、それぞれの監査計画、監査結果等について情報共有を行い、連携を図りながら効率的な監査に努めている。

●大学運営に係る自己点検・評価

大学運営の自己点検・評価については、「事業計画」やその評価としての「事業報告書」を策定する過程において、理事会が大学運営の自己点検・評価を行っている。事業計画には、建学の精神や「大学運営・財務に関する方針」に基づいた大学運営の事業に加え、第Ⅱ期中長期計画に沿った事業を計画として定めている。これら事業における進捗確認の過程において、理事会は、大学運営に係る現状、成果が上がっている取組や課題を把握している。

また、加盟する一般社団法人日本私立大学連盟が定め、公表する「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード（第1.1版）」に準拠し、適切なガバナンスを確保した上で、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。ガバナンス・コードに係る遵守状況は、その都度自己点検・評価を行い、ホームページ上で公表している（根拠資料10-1-18【ウェブ】）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学の理事会の構成については、総数15名の内、企業、自治体出身などの外部理事が9名就任している。このことにより運営上のチェック機能が有効に働くだけでなく、教学分野に関しても社会の求める教育、地域との連携等において活発な議論に繋がり、その知見が学長、副学長はじめ教員理事を経て、大学の教育活動に生かされている。また、評議員会の構成についても、本学の所在する地元地域の経済人、高校関係者等を加えており、多様な意見を反映させる体制を構築している。

職員の意欲及び資質向上のために、全学共通研修、課題別研修、特別研修、部署別研修、学外研修、OJT研修など事務職員を対象とした多様なSD研修を計画・実施している。学生・教育支援等テーマによってはFD委員会とSD委員会と連携し、合同で研修会を実施している。SD研修の実施に当たっては、対面形式研修と同時にオンラインによる中継や後日のオンデマンド配信を行うなど実施方法を多様化させている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「大学運営・財務に関する方針」を定めるとともに、建学の精神に基づく大学等の目的を実現するため、法人及び大学運営に関する方針を第Ⅱ期中長期計画に明示し、教職員に周知している。法人及び大学運営の適切性を検証するため、理事会は、担当部署による毎年の計画の進行状況を集約し改善を図るとともに、内部監査を踏まえた改善を常に実行している。また、今後の事業計画と大学財政の収支見通しを踏まえて予算編成を行うとともに、安定した大学運営や経営体質の強化を目指して、予算の積算方法や審査体制の見直しを不断に行っている。

法人の意思決定及び権限については「寄附行為」その他規程に定めている。大学の意思決定及び権限については学則その他規程に定め、学長、学部長、研究科長等役職者の選任方法及び権限については、学則や諸規程に定めている。

本学は、大学運営を円滑に進めるために事務組織を整備するとともに、職員の採用・異動・昇任、人事考課を規程に基づき実施している。また、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施し、教職員の協働と資質向上を図っている。

なお、私立学校法が2023年5月に改正されたことに伴い、本法人の「寄附行為」、関連諸規程の改正及び内部統制システムの整備を進めている。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
※ 国立大学	
財務諸表（6力年分）	
決算報告書（6力年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6力年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6力年分）	
※ 公立大学	
財務諸表（6力年分）	
決算報告書（6力年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6力年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6力年分）	
※ 私立大学	
財務計算書類（6力年分）	2024年度財務計算書類 https://www.ngu.jp/media/2023keisannsyo2.pdf (2023年度) https://www.ngu.jp/media/1.2022kessannsyo.pdf (2022年度) https://www.ngu.jp/media/1.2021keisansho.pdf (2021年度) https://www.ngu.jp/media/2020keisansyo.pdf (2020年度) https://www.ngu.jp/media/1.2019kessanhoukokukeisansho2.pdf (2019年度)
財産目録	https://www.ngu.jp/media/2023zaisannmokuroku.pdf
事業報告書	基準10(1)
監事による監査報告書（6力年分）	2024年度監事による監査報告書 https://www.ngu.jp/media/2023kannjikannsahoukokusyo.pdf (2023年度) https://www.ngu.jp/media/4.2022kannjikannsahoukokusyo.pdf (2022年度) https://www.ngu.jp/media/4.2021kanzikansahoukokusyo.pdf (2021年度) https://www.ngu.jp/media/2020kanzikansahoukokusyo.pdf (2020年度) https://www.ngu.jp/media/4.2019kanzikansahoukokusyo.pdf (2019年度)
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6力年分）	2024年度監査法人又は公認会計士による監査報告書 https://www.ngu.jp/media/2023dokuritukannsahoujinn.pdf (2023年度) https://www.ngu.jp/media/5.2022dokuritukansaninnokansahoukokusyo.pdf (2022年度) https://www.ngu.jp/media/5.2021dokuritukansaninnokansahoukokusyo.pdf (2021年度) https://www.ngu.jp/media/2020dokuritukansaninnokansahoukokusyo.pdf (2020年度) https://www.ngu.jp/media/5.2019kansahouzinkansahoukokusyo2.pdf (2019年度)
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学は、第Ⅱ期中長期計画に基づき、将来計画に対する資金手当てを明確にした上で、複数年度に渡る財務シミュレーションによる収支見通しを示し、予算編成に当たっている（根拠資料 1-3）。これにより、持続可能な運営体制を確立させるとともに、中長期的に安定的で充実した資金の確保に取り組んでいる。また、安定的かつ持続的に教育研究活動を行えるよう、資金収支計算書における翌年度繰越支払資金や事業活動収支計算書における人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率に注視し、基本金組入前当年度収支差額における収支均衡及び財務関係比率を指標とする予算シーリングを設定している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

本学は、財政基盤の強化に向け、将来計画に対する資金を明確にするため、最低保有資金及び必要資金の検討を行った上で財務シミュレーションによる収支見通しを示し、中長期的に安定的で充実した資金の確保や外部資金の積極的な獲得に取り組んでいる。また、教育研究活動と大学の財政基盤の適切な財務バランスの保持と収支均衡を図るため、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率などの主な財務指標比率を踏まえた予算編成を行っている。

これらにより、2019年度から2023年度までの直近5年間において、基本金組入前当年度収支差額については収入超過であり、翌年度繰越支払資金についても40億円以上を保持しており、安定的な財政基盤を確保している。資金収支においても借入金による資金繰りをすることなく、計画的に特定資産への繰入を行っている。

本学の学生生徒等納付金比率については、2019年度から2023年度までの直近5年間において、85%以上で推移しており、収入の大半は学納金という状況である。一方で、授業料収入への過度の依存を避けるため、外部資金の獲得や有価証券の運用による配当金収入等により収入の多様化に取り組んでいる。

外部資金の獲得に向けた取組としては、文部科学省の補助事業である「私立大学等改革総合支援事業」に申請し、2020、2021年度にタイプ3（地域社会への取組関連）で選定されているほか、2018年度に文部科学省「私立大学研究プランディング事業」に採択されている（根拠資料 10-2-1、9-6）。受託事業については、「名古屋健康カレッジ」、「熱田区民会議」、「休眠預金活用事業」、「瀬戸市介護予防」などの教育研究のリソースを活用した健康やまち

づくりに関わる受託事業を実施している。寄付金の募集については、教育研究振興資金として在学生及び同窓生や協力企業に依頼する際、募集趣意書とあわせて、税額控除や受配者指定寄付金など税制上の優遇措置の案内や寄付者の帰属意識を高める品の返礼などを行っている。また、寄付者の負担軽減や寄付への動機づけなどを目的として、インターネットバンキングなどの電子決済によるキャッシュレス決済手続きを可能とするなどの体制づくりにも取り組んでいる（根拠資料 10-2-2【ウェブ】）。さらには、本学が 100% 出資する事業会社として 2020 年 10 月に設立された「株式会社 NGU プラツツ」より、収益の一部について寄付を受けている。

これらの取組により、事業活動収支計算書におけるその他特別収入の現物寄付及び施設設備寄付金を含む寄付金の合計額は、2019 年度約 4,578 万円から、2023 年度約 5,749 万円へと約 1,171 万円増加している（基本情報一覧「財務関係資料」）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

本学は、基本金組入前当年度収支差額については、毎年度、収入超過となっており、安定した大学経営を行っている。また、収入の多様化を目的に、寄付金の獲得に向けて、返礼品の制作やインターネットバンキングなどの電子決済によるキャッシュレス決済手続きを可能とするなどの取組を展開している。これらを基に、役員、教職員、取引先企業、新入生、在学生保証人及び卒業生等への積極的な案内を行ったことにより、2019 年度約 4,578 万円から、2023 年度約 5,749 万円へと約 1,171 万円増加している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、予算編成において、中期的な財政計画シミュレーションによる収支見通しを示し、予算の立案を行っている。また、基本金組入前当年度収支差額における収支均衡及び財務関係比率を指標とする予算シーリングを設定している。

本学の資金繰りは安定的であり、最低保有資金を確保するとともに、大学の維持・発展的拡充のため大学拡充引当特定資産へ一定額の繰入れを行っている。

基本金組入前当年度収支差額については、収入が支出を上回る状況を継続しており、2023 年度末において特定資金を 86.8 億円、翌年度繰越支払資金を 55 億円保持している。

一方で、学生納付金比率が直近 5 年において 85% 以上で推移しており、経常収入の大部分を学納金収入が占めている。18 歳人口の減少など外部環境が厳しくなる状況の中で、安定的な大学運営ができるよう、入学定員を充足する学生の確保や補助金・寄付金等外部資金の獲得など第Ⅱ期中長期計画に基づいた取組を継続的に行っていく。

終章

本学は、2018 年度に受審した認証評価での指摘事項に基づき、再構築した内部質保証体制の下、全学において自己点検・評価を実施し、その結果を本書において取りまとめている。終章では、2024 年度に実施した自己点検・評価全体を振り返るとともに、今後の展望を述べていきたい。

前回受審した認証評価後の本学における教育研究活動として、最も大きな変化は、内部質保証体制の再構築である。そのための教育研究活動として、アセスメント・ポリシーを策定するとともに、学士課程においては、各学部・学科の教育に基づいた学習成果評価表、卒業論文梗概、ポートフォリオによって、修士課程・博士課程においては学習成果調査によって、学習成果の可視化を果たしている。この取組と合わせて、本学独自のポータルサイトである CCS（キャンパスコミュニケーションサービス）には、学生の学びを多数蓄積していることにより、学生一人ひとりに学年ごとの成長実感を持たせることを可能とした。

また、2022 年度には、「学校法人名古屋学院大学中長期計画－Look Forward 2014-2023－」の後継となる「学校法人名古屋学院大学第Ⅱ期中長期計画」を策定し、「多様性を尊重する豊かな心と高い志を持った人材を育成し、未来の社会の創出に貢献する」というミッションの下、5 つの目標と 11 項目のアクションプランを設定の上、運用を開始している。第Ⅱ期中長期計画では、計画の実行性を高めるため運用期間を 2030 年までの 9 年間とし、前半 5 年を前期計画、後半 4 年を後期計画として位置づけ、それぞれ前期アクションプラン、後期アクションプランを策定している。とりわけ、各学部・学科においては、学部教育を伸長させるため、質保証に関する課題などを明らかにし改善に取り組んでいる。2026 年度には、前期アクションプランが区切りを付けることとなるため、2027 年度より運用開始となる後期アクションプランでは、前期アクションプランでの取組を継続するとともに、学生により成長実感を持たせるための教育改革や環境づくりに加え、学習成果の可視化に伴う「評価の指標」の適切性の検証などを進めていく。

本学における諸活動において、最も特色ある取組は学生支援と社会連携・貢献活動である。建学の精神である「敬神愛人」の下、開学以来、学生に寄り添いながら正課内外において学習、経済面において様々な支援を行ってきた。また、名古屋市熱田区に所在する本学は、知の拠点として、地域におけるステークホルダーと共に教育研究活動を行い、その成果を還元してきている。いずれの活動についても、今回実施した自己点検・評価の結果、明らかにした長所を伸長させていくとともに、社会の情勢や学生の気質に伴う時代に即した学生支援のあり方や、リカレント教育をはじめとしたより魅力的な社会貢献活動を検討していく。

2024 年度入試においては、入学定員を充足し、それに伴い財政面において安定的に大学運営を行っているが、一方で、今後我が国において、18 歳人口が加速度的に減少していくことが明らかとなっている。本学が、その急減期においても、地域に立脚した魅力のある大学としてあり続けるために、本学の特色ある教育研究活動を的確に発信していくことが重要である。同時に、本学の将来像をどのように描くのかといった問題意識を踏まえ、2024 年 7 月 1 日付で、理事会の下に将来構想委員会を設置し、2030 年以降の 18 歳人口減少期に向けた将来像（学部構成等）やキャンパス整備に関するグランドデザインを策定することとしている。

大学の諸活動における適切性を測るための評価活動については、近年、認証評価のほかに、大学運営、法人計画における自己点検・評価、私立大学ガバナンス・コードの遵守状況調査、各種教育課程・内容の自己点検・評価が求められるようになっている。所謂評価疲れを生じさせないよう、それらを適切に点検・評価するための、効果的・効率的な方法の検討を進めていく必要があると考える。

本学における教育・研究活動をはじめとした諸活動の改善・改革を継続させていくには、教職員全員の主体的な取組を欠かすことができない。そのためには、教職員一人ひとりの改善・改革意識の喚起が必要となるため、学長はじめ大学執行部よりその意義を的確に発信するとともに、それぞれの取組状況や本学の社会的立ち位置の情報共有を進めていきたい。

教育研究をはじめとした諸活動の質的向上に向けて、課題は尽きることはない。本学は、今後も学内外の環境変化を敏感に捉えながら、教育研究水準の更なる向上を図り、建学の精神に基づく本学の目的を達成するため、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・改革の推進に努めることで、内部質保証を果たしていく所存である。